

令和3年度 包括外部監査結果報告書

持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、
土地利用・都市景観の形成、交通インフラ
の充実)にかかる財務事務の執行について

令和4年3月

青森市包括外部監査人
公認会計士 高橋 政嗣

本報告書における記載内容等に関する注意事項

1. 本報告書の構成と表記

本報告書は、「章」、「節」、「項」という考え方に準拠して構成されているが、節の表記は「第 1.」、「第 2.」…、項の表記は第 1 章から第 4 章までは「1.」、「2.」…、第 5 章では「○No.××」として表記している。

2. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

3. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

4. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

・ 地方自治法	⇒	自治法
・ 地方自治法施行令	⇒	自治令

5. 用語について

「青森」、「青森市」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「青森市」をいう。

6. 元号の表記

一部の元号については、以下のとおり略称を使用している。

略称	元号	凡例
H	平成	H29＝平成 29 年度
R	令和	R1＝令和元年度
		R2＝令和 2 年度

7. 令和3年4月における組織改正について

令和3年4月1日付けで青森市の組織・機構の見直しが行われている。

選定した特定の事件(監査テーマ)である『持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について』に関連する組織改正は、以下のとおりである。

浪岡事務所を「浪岡振興部」に改称している。

本報告書の記載においては、改正後の名称に統一して記載している。

8. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結論を【監査の結果及び意見】として【指摘事項】と【意見】に分けて記載している。【指摘事項】は、主として合规性に関する違反事項(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【指摘事項】として記載している。また、【意見】は、【指摘事項】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、いずれも、市において、何らかの対応を行うことを期待するものである。

目次

第1章 監査の概要.....	1
第1. 監査の種類.....	1
第2. 選定した特定の事件(監査テーマ).....	1
第3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由.....	1
第4. 監査の対象期間.....	2
第5. 監査の実施期間.....	2
第6. 監査従事者の資格及び氏名.....	2
第7. 利害関係.....	2
第2章 監査の方針及び監査の対象事業.....	3
第1. 監査の基本方針.....	3
1. 包括外部監査の目的.....	3
2. 監査要点及び監査の着眼点と実施した監査手続.....	3
第2. 監査範囲の決定.....	5
第3. 監査の対象とした事業.....	6
1. 監査対象事業の選定.....	6
第3章 持続可能な都市づくりに関する概要.....	13
第1. 青森市総合計画における『持続可能な都市づくり』の位置づけ.....	13
1. 青森市総合計画の策定の趣旨.....	13
2. 青森市総合計画の構成と役割.....	13
3. 持続可能な都市づくりの位置づけ.....	14
第2. 持続可能な都市づくりの基本的事項.....	15
1. 持続可能な都市づくりの基本視点と構成内容.....	15
2. 第1節「防災体制・雪対策の充実」とその施策について.....	16
3. 第2節「土地利用・都市景観の形成」とその施策について.....	19
4. 第3節「交通インフラの充実」とその施策について.....	22
第3. 基本施策における目標とする指標.....	29
1. 目標値と令和2年度の実績値.....	29
2. 監査の結果及び意見.....	32
第4章 外部監査の結果及び意見(総論).....	33
第1. 監査の結果及び意見に関する総括.....	33
第2. 監査の結果及び意見の概要.....	38
第3. 監査の結果及び意見のない事業の概要.....	44
第4. 監査の結果及び意見のまとめ.....	47
1. 予算に係る監査の結果及び意見.....	47

2. 決算に係る監査の結果及び意見.....	47
3. 契約に係る監査の結果及び意見.....	48
4. 財産管理に係る監査の結果及び意見.....	53
5. 運営管理・事務処理及びに係る監査の結果及び意見.....	53
6. 市民への情報提供に係る監査の結果及び意見.....	62
7. 監査結果及び意見の総括.....	63
第5章 個別事業に関する監査の結果及び意見.....	67
第1. 「市民防災の促進」に関する事業の監査の結果及び意見.....	67
第2. 「災害防止対策の推進」に関する事業の監査の結果及び意見.....	68
○No.6 水防事業 【都市整備部 公園河川課】.....	68
○No.7 水路浚渫事業(請負) 【都市整備部 公園河川課】.....	71
○No.8 水路護岸整備事業 【都市整備部 公園河川課】.....	74
○No.9 貴船川河川改修事業(補助) 【都市整備部 公園河川課】.....	77
第3. 「克雪体制の整備」に関する事業の監査の結果及び意見.....	87
○No.34 除排雪対策事業 【都市整備部 道路維持課】.....	87
○No.36 冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業 【都市整備部 道路維持課】.....	93
○No.48、No.49、No.51、No.50、No.47 流雪溝整備事業 【都市整備部 道路建設課】.....	97
流雪溝整備事業(佃地区)(単独) (No.48).....	97
流雪溝整備事業(佃地区)(交付金) (No.49).....	97
流雪溝整備事業(篠田地区)(単独) (No.51).....	97
流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金) (No.50).....	97
流雪溝整備事業(交付金)(浪岡) (No.47).....	97
第4. 「空家等対策の推進」に関する事業の監査の結果及び意見.....	105
○No.25 放置危険空き家対策事業 【都市整備部 住宅まちづくり課】.....	105
第5. 「効率的で計画的な土地利用の推進」に関する事業の監査の結果及び意見.....	109
○No.2、No.3 駐車場管理運営事業 【総務部 管財課】.....	109
青森駅前公園地下駐車場運営管理事業 (No.2).....	109
アウガ駐車場運営管理事業 (No.3).....	109
○No.20 新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助) 【都市整備部 住宅まちづくり課】.....	118
○No.21 中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助) 【都市整備部 住宅まちづくり課】.....	123
○No.27 青森駅周辺整備推進事業費(交付金) 【都市整備部 都市政策課】.....	128
○No.62 地籍調査事業(単独) 【都市整備部 用地課】.....	132
第6. 「自然環境と調和した都市景観の形成」に関する事業の監査の結果及び意見.....	135
○No.10 公園施設管理事業 【都市整備部 公園河川課】.....	135
○No.13 公園樹・街路樹等維持管理事業 【都市整備部 公園河川課】.....	142

○No.15 公園施設管理事業(浪岡) 【浪岡振興部 都市整備課】	145
第7.「安全で快適な住まいの確保」に関する事業の監査の結果及び意見	148
○No.22 市営住宅管理運営事業 【都市整備部 住宅まちづくり課】	148
第8.「広域交通の充実」に関する事業の監査の結果及び意見	155
○No.63 浪岡地区コミュニティバス運行事業 【浪岡振興部 総務課】	155
第9.「域内交通の充実」に関する事業の監査の結果及び意見	159
○No.33 バス路線再編事業 【都市整備部 都市政策課】	159
第10.「快適な道路交通環境の確保」に関する事業の監査の結果及び意見	164
○No.40、No.41 道路施設等維持管理事業 【都市整備部 道路維持課】	164
道路施設等維持管理事業 (No.40)	164
道路施設等維持管理事業(工事) (No.41)	164
○No.42 道路ストック修繕事業(単独) 【都市整備部 道路維持課】	171
○No.52、No.53、No.54、No.55・No.56、No.61 道路・街路整備事業 【都市整備部 道路建設課】	177
油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金) (No.52)	177
浅虫ダム線道路整備事業(単独) (No.53)	177
金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) (No.54)	177
くらしの道道路整備事業(交付金及び単独) (No.55・No.56)	177
3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金) (No.61)	177

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について

第3. 特定の事件(監査テーマ)として選定した理由

青森市総合計画 基本構想・前期基本計画(2019(令和元)年9月)の巻頭言において、小野寺晃彦青森市長はアウガ、新市庁舎、青森駅周辺整備に一定の道筋がつき、真の緊急課題である「人口減少」へ立ち向かうための新たなまちづくりの指針づくりに着手し、約1年にわたる議論を経て、青森市総合計画を策定したと記している。

そして、青森市総合計画の実現のための6つの基本政策「しごと創り」、「ひと創り」、「まち創り」、「やさしい街」、「つよい街」、「かがやく街」を掲げて取り組むとしている。

令和3年度の包括外部監査は、これら6つの基本政策の中の「つよい街」を取り上げ、まちづくりの基本視点である「持続可能な都市づくり」(防災体制・雪対策の充実、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)を対象とした財務事務の執行について特定の事件(監査テーマ)として選定した。その主たる理由は、以下のとおりである。

- ① 本市は、県庁所在地として全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市であることから市民の市政に対する関心のうち、雪対策への関心が恒常的に高くなっていること。
- ② 空家数と空家率の統計数値(総務省「住宅・土地統計調査」及び青森市住生活基本計画)の推移をみると、2013(平成25)年の時点で全国平均空家率13.5%に対し本市の空家率は15.4%と全国平均よりも超過していること。
- ③ 2011(平成23)年の東日本大震災、2018(平成30)年の北海道胆振東部地震のほか、全国各地で大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要となっていること。

ること。

- ④ 人口減少・少子高齢化の進展や生活様式の変化などに伴い、市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた効率的で計画的な土地利用の推進の取組が進められていること。
- ⑤ 本市は、青森県の行政・経済、医療・福祉の中心都市としての都市機能が集積しており、また、新幹線新青森駅、青森空港、青森港、東北自動車道などを有する交通の要衝であり、陸海空の交通結節点として高い拠点機能を有していること。

第 4. 監査の対象期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

第 5. 監査の実施期間

令和 3 年 4 月 24 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

第 6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	高橋 政嗣
監査補助者	公認会計士	渡辺 雅章
監査補助者	公認会計士	富永 誠
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
監査補助者	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	葛西 裕之

第 7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 監査の方針及び監査の対象事業

第1. 監査の基本方針

1. 包括外部監査の目的

地方公共団体の包括外部監査は、いわゆる官官接待、食糧費支出、カラ出張、談合工事などに社会的な批判の目が向けられたことを契機として、平成9年6月に自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。そのため、包括外部監査人は、財務に関する事務の執行が予算や法令等に従って適正に処理されているかどうかについて、主として合規性の視点から独立した第三者として監査することとされている。同時に当該事務の執行の経済性、効率性、有効性の視点から意見を提出することができることとされている。

また、「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会 平成28年3月16日)において人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため地方行政体制を確立することが必要とされており、市においても「青森市行財政改革プラン(2019～2023)」(平成31年2月)の中で内部統制の強化が表明されている。このような状況を踏まえて、事務事業の執行が適正に処理されているかについて重点をおいて監査する中で、不適切な事務処理があった場合の内部統制上の問題点についても検証を実施した。

2. 監査要点及び監査の着眼点と実施した監査手続

本監査の主要な監査要点と実施した監査手続は、以下のとおりである。

監査要点	実施した監査手続
(1) 全般	
【監査対象事業の概要把握】	○特定の事件(監査テーマ)全体の概要把握のため「青森市総合計画」、監査テーマに関連する資料を閲覧した。 また、監査対象事業の説明資料をもとに、各所管部署から意見聴取を行い、各事業内容の概要を確認した。 ○特定の事件(監査テーマ)に関する基本政策、基本施策の内容を把握した。 ○基本施策における目標とする指標について内容を把握し、確認した。
(2) 個別事業	
合規性について	
【事業に係る財務事務の執行は関連する法令、条例、規則等に	○決算額内訳、支出負担行為、支出命令等の支出に係る資料の閲覧及び担当者への質問を行い、関連する法令

監査要点	実施した監査手続
【準拠しているか。】	<p>や計画等との整合性を検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託事業の契約は青森市財務規則に沿って行われているかを検証した。 ○委託事業の契約相手先の選定についての基準は明確かを検証した。 ○補助金等の交付にかかる事務手続が法律、条例、諸規則及び補助金交付要綱などに準拠しているかを検証した。 ○補助金等が補助対象外の事業または経費に充当されていないかを検証した。 ○補助金等の交付を受ける団体の組織、財政状態、活動内容等は補助対象として適切か。また、特定の団体や個人に対する優遇措置となっていないかを検証した。
【国、県への報告事務に誤りはないか。】	○実績報告書を閲覧し、記載内容の確認と事態把握が行われていることを検証した。
有効性について	
【目的の達成に向けた効果的な事業となっているか。】	<ul style="list-style-type: none"> ○事業実施報告書、関連資料を閲覧し、担当者への質問を実施し、事業の実績を検証した。 ○年次推移分析、関連資料の閲覧を実施し、有効性の視点から検証した。
【長期間継続している事業について確認したか。】	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の社会情勢に即した事業であるかを担当者に質問し、有効性の市の考え方を聴取した。 ○長期間にわたり同一の委託先に事業を委託している実態はないかどうかについて、担当者に質問して説明を受けた。
経済性・効率性について	
【事業にかかる事務の執行に際して経済性・効率性を追求しているか。】	○決算額内訳、支出命令書等を閲覧し、担当者への質問を実施し、予算の執行状況、事務手続及び支出内容の妥当性を検証した。
【実施した事業に関する費用対効果の確認が行われているか。】	○事業費の実績内訳を把握し、事業目標に照らして適切な支出であるかどうか、事業予算の積算内訳と比較検討した。
内部統制の有効性について	
【市の事務事業組織において内部統制が機能しているか。】	○起案決裁文書、会計手続、報告手続等が、ルール通りに行われており、誤りが未然に防止されているかを資料閲覧や担当者への質問により確認した。

第2. 監査範囲の決定

監査対象とした事業を所管する以下の部・課を対象として、監査を実施した。

部	課	監査実施日		
全般的な概要把握(監査対象のすべての部・課)		7月29日		
総務部	管財課	9月28日～9月29日 10月1日		
	危機管理課	12月20日		
都市整備部	公園河川課	8月23日～8月24日 8月27日 9月16日～9月17日 9月21日～9月22日 9月30日 10月1日 10月4日 10月7日～10月8日		
		住宅まちづくり課	9月13日～9月15日 10月13日～10月15日 10月21日 11月4日	
			都市政策課	9月8日 10月12日～10月14日 10月27日～10月28日 11月9日～11月10日
				道路維持課
		道路建設課	9月13日～9月17日 9月27日 10月1日 10月6日～10月7日	
			用地課	9月9日
		浪岡振興部	総務課	8月23日
都市整備課	11月5日			

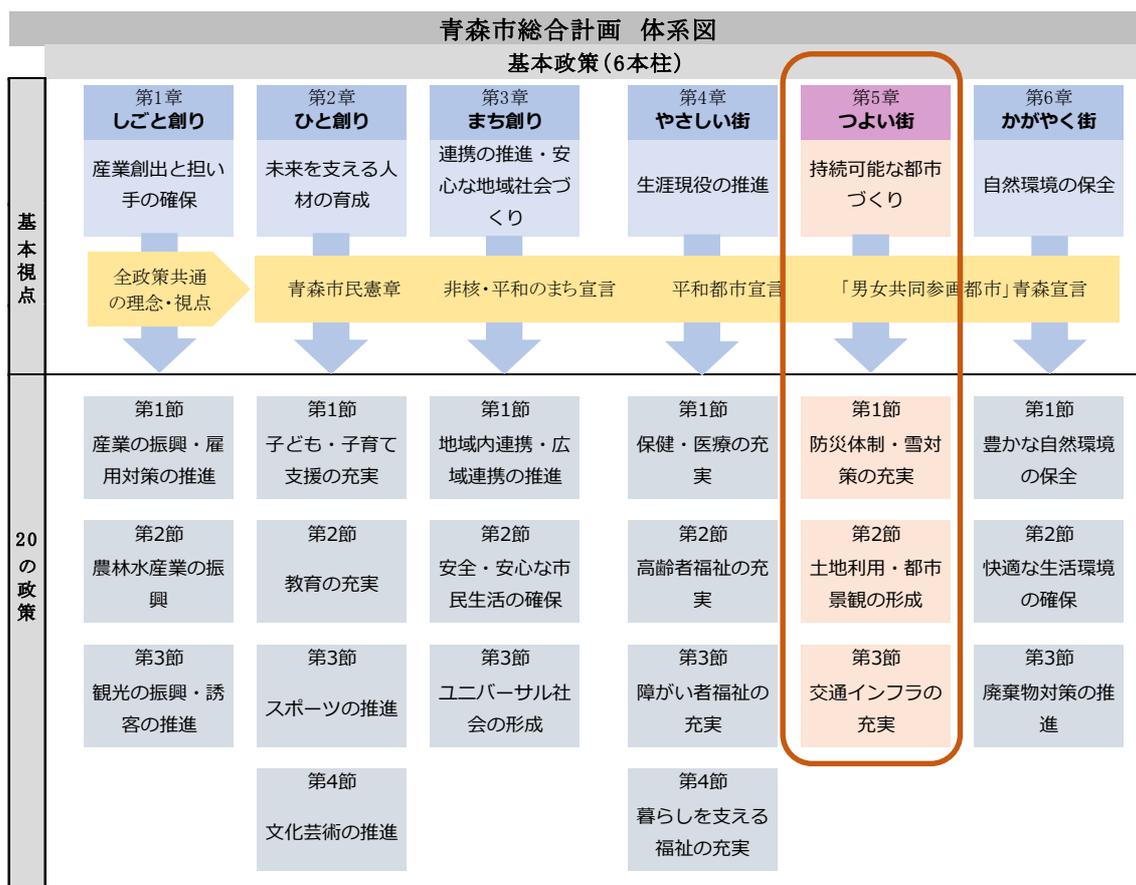
第 3. 監査の対象とした事業

1. 監査対象事業の選定

令和3年度の特定の事件(監査テーマ)は、青森市総合計画の基本視点の中の「つよい街」(持続可能な都市づくり)を選定した(図 2-3-1 青森市総合計画の赤の囲み部分)。

監査対象事業の選定にあたっては、「つよい街」(持続可能な都市づくり)に紐づく3つの政策である「防災体制・雪対策の充実」、「土地利用・都市景観の形成」、「交通インフラの充実」のもとに事業化されている設定事業から金額的重要性(当初予算額 4,000 千円以上)及び質的重要性の観点から抽出した。質的重要性の判断基準にあたっては、市が作成した令和3年度の「つよい街」(持続可能な都市づくり)に対応する予算概要と関連事業、事業の独自性や概要ヒアリングによる不正・誤謬の危険性が内包している事業を考慮した。

[図 2-3-1 青森市総合計画]



(出所: 青森市総合計画体系図より抜粋し編集)

3つの政策には、政策のそれぞれに施策が設定されており、この対応関係を示したものが、以下に示した〔表2-3-2 「つよい街」(持続可能な都市づくり)における3つの政策と10の施策〕である。

〔表2-3-2 「つよい街」(持続可能な都市づくり)における3つの政策と10の施策〕

政策	施策
第1節 防災体制・雪対策の充実	〔第1項〕 市民防災の促進
	〔第2項〕 災害防止対策の推進
	〔第3項〕 克雪体制の整備
	〔第4項〕 空家等対策の推進
第2節 土地利用・都市景観の形成	〔第1項〕 効率的で計画的な土地利用の推進
	〔第2項〕 自然環境と調和した都市景観の形成
	〔第3項〕 安全で快適な住まいの確保
第3節 交通インフラの充実	〔第1項〕 広域交通の充実
	〔第2項〕 域内交通の充実
	〔第3項〕 快適な道路交通環境の確保

市が作成した「令和2年度 青森市当初予算(案) 主要事業一覧」の中の「第5章 つよい街」には以下の事業が示されているが、以下の理由(注1、注2、注3)により監査対象から除外した。

〔表2-3-3 令和2年度青森市当初予算(案)主要事業一覧の中で監査対象事業から除外した事業〕

事務事業名	令和2年度事業費 (千円)	対象部局名	除外理由
第1節 防災体制・雪対策の充実	〔第1項〕市民防災の促進		
保健所設備改修事業	51,832	保健部	注3
災害拠点病院給水確保強化対策事業	56,100	市民病院	注1
ため池点検・ハザードマップ作成事業	14,586	農林水産部	注3
消防団施設整備事業	3,124	広域事務組合	注2
第1節 防災体制・雪対策の充実	〔第2項〕災害防止対策の推進		
ため池整備事業(負担金)	10,545	農林水産部	注3
公共下水道雨水対策施設整備事業	362,000	環境部	注1
第3節 交通インフラの充実	〔第1項〕広域交通の充実		
青森空港振興・国際化事業	7,400	経済部	注3
青森港国際クルーズターミナル整備事業	3,300	経済部	注3
第3節 交通インフラの充実	〔第2項〕域内交通の充実		
ドライブレコーダーの導入	37,800	交通部	注1
交通事業の経営基盤安定のための基準外繰出金	267,077	交通部	注1

【除外理由の説明】

注1: 企業会計により行われているため監査対象事業から除外した。

注2: 青森地域広域事務組合の事業については、監査対象から除外した。

青森市外部監査契約に基づく監査に関する条例

(包括外部監査契約に基づく監査)

第二条 市と包括外部監査契約を締結した法第二百五十二条の二十九に規定する包括外部監査人は、必要があると認めるときは、次に掲げるものについて監査することができる。

- 一 市が法第九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの
- 二 市が出資しているもので法第九十九条第七項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの
- 三 市が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの
- 四 市が受益権を有する信託で法第九十九条第七項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの
- 五 市が法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもの

注3 「令和2年度 青森市当初予算(案) 主要事業一覧」では、「つよい街」(持続可能な都市づくり)の主要事業として掲示されているが、主要事業に掲示したのは事業内容について広義に捉えて掲示したものであるが、包括外部監査の視点からみて青森市総合計画の「第5章 つよい街」における事業としては直接的な関連が薄い事業と判断して監査対象事業から除外した。

最終的に監査対象事業として選定した事業は、以下の〔表 2-3-4 監査対象事業の一覧〕に示した63の事業である。

〔表 2-3-4 監査対象事業の一覧〕

(単位:千円)

【総務部 管財課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
1	庁舎等耐震対策事業	防災体制・雪対策の充実	市民防災の促進	399,896	378,307
2	青森駅前公園地下駐車場運営管理事業	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	17,435	15,365
3	アウガ駐車場運営管理事業	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	176,802	175,594

【総務部 危機管理課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
4	通信施設・設備等整備事業	防災体制・雪対策の充実	市民防災の促進	13,759	13,607

【都市整備部 公園河川課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
5	急傾斜地崩壊防止対策事業(県事業負担金)	防災体制・雪対策の充実	災害防止対策の推進	8,000	13,000
6	水防事業	防災体制・雪対策の充実	災害防止対策の推進	18,347	17,082
7	水路浚渫事業(請負)	防災体制・雪対策の充実	災害防止対策の推進	4,188	14,058
8	水路護岸整備事業	防災体制・雪対策の充実	災害防止対策の推進	52,247	46,762
9	貴船川河川改修事業(補助)	防災体制・雪対策の充実	災害防止対策の推進	51,387	51,314
10	公園施設管理事業	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	124,333	103,771
11	公園施設補修事業	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	9,400	8,537
12	都市公園安全・安心対策事業	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	38,191	27,841
13	公園樹・街路樹等維持管理事業	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	39,580	40,132

【浪岡振興部 都市整備課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
14	公園樹・街路樹等維持管理事業(浪岡)	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	5,639	5,635
15	公園施設管理事業(浪岡)	土地利用・都市景観の形成	自然環境と調和した都市景観の形成	20,267	19,505

【都市整備部 公園河川課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
16	港湾整備事業(国直轄事業負担金)	交通インフラの充実	広域交通の充実	61,355	69,401
17	港湾環境整備事業(県補助事業負担金)	交通インフラの充実	広域交通の充実	26,000	13,800
18	県単独港湾整備償還負担金事業	交通インフラの充実	広域交通の充実	42,128	42,127
19	県単独港湾維持調査事業負担金	交通インフラの充実	広域交通の充実	5,042	4,991

【都市整備部 住宅まちづくり課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	36,300	333,100
21	中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	506,000	1,008,400
22	市営住宅管理運営事業	土地利用・都市景観の形成	安全で快適な住まいの確保	215,187	210,673
23	市営住宅維持補修事業(補助)	土地利用・都市景観の形成	安全で快適な住まいの確保	82,852	47,432
24	小柳第一団地建替事業(補助)	土地利用・都市景観の形成	安全で快適な住まいの確保	1,192,561	883,364
25	放置危険空き家対策事業	防災体制・雪対策の充実	空家等対策の推進	1,394	26
26	青森市空き家・空き地バンク事業	防災体制・雪対策の充実	空家等対策の推進	390	266

【都市整備部 都市政策課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
27	青森駅周辺整備推進事業費(交付金)	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	2,585,844	560,278
28	青森駅周辺整備推進事業費(単独)	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	4,444	4,070
29	青森操車場跡地周辺整備推進事業	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	550,225	292,455
30	地域間バス路線維持事業	交通インフラの充実	域内交通の充実	41,320	27,310
31	公共交通円滑化促進事業	交通インフラの充実	域内交通の充実	25,881	26,457
32	浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業	交通インフラの充実	域内交通の充実	15,336	14,316
33	バス路線再編事業	交通インフラの充実	域内交通の充実	180,144	172,492

【都市整備部 道路維持課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
34	除排雪対策事業	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	2,367,464	4,019,304
35	除排雪対策事業(交付金)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	502,543	415,550
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	6,809	4,190

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
37	道路照明灯維持管理事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	62,797	59,770
38	道路台帳整備事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	21,939	20,718
39	道路補修・清掃事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	193,253	190,825
40	道路施設等維持管理事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	266,254	231,966
41	道路施設等維持管理事業(工事)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	12,000	12,408
42	道路ストック修繕事業(単独)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	63,240	59,413
43	道路ストック点検事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	25,086	20,728
44	橋梁長寿命化修繕事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	200,192	150,998
45	道路整備事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	177,000	176,027
46	道路環境改善事業	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	100,000	99,148

【都市整備部 道路建設課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
47	流雪溝整備事業(交付金)(浪岡)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	30,265	21,137
48	流雪溝整備事業(佃地区)(単独)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	8,400	3,659
49	流雪溝整備事業(佃地区)(交付金)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	251,121	135,759
50	流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	67,100	37,040
51	流雪溝整備事業(篠田地区)(単独)	防災体制・雪対策の充実	克雪体制の整備	9,600	9,653
52	油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	10,100	4,160
53	浅虫ダム線道路整備事業(単独)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	13,468	7,062
54	金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	20,100	16,249
55	くらしの道道路整備事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	51,100	40,963
56	くらしの道道路整備事業(単独)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	13,500	11,193

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
57	岡田橋橋梁整備事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	28,100	11,628
58	3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)整備事業(負担金)(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	27,000	59,954
59	3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)整備事業(負担金)(単独)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	51,900	15,150
60	3・4・2号西滝新城線(新城1)整備事業(負担金)(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	7,500	7,200
61	3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)	交通インフラの充実	快適な道路交通環境の確保	37,800	10,522

【都市整備部 用地課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
62	地籍調査事業(単独)	土地利用・都市景観の形成	効率的で計画的な土地利用の推進	10,098	8,902

【浪岡振興部 総務課】

No	事務事業名	青森市総合計画		令和2年度	
		政策	施策	当初予算	決算額
63	浪岡地区コミュニティバス運行事業	交通インフラの充実	広域交通の充実	17,985	17,877

第3章 持続可能な都市づくりに関する概要

第1. 青森市総合計画における『持続可能な都市づくり』の位置づけ

1. 青森市総合計画の策定の趣旨

急激に進む人口減少や少子高齢化とそれらに伴う労働力人口の不足、全国各地で多発する大規模な自然災害を契機とした防災意識の高まり、情報通信技術の急速な進化など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきている。

このような環境変化に迅速かつ確に対応するとともに、本市の緊急課題である人口減少に立ち向かうための新たなまちづくりの方向性として、多くの市民がこのまちで暮らし続けることができるようしごと創りなどに取り組むほか、持続可能な都市づくりを目指した多極型の「コンパクト・プラス・ネットワーク」の方針のもと、10年後の将来を見据え、本市のまちづくりを総合的・計画的に進めるため、新たに総合計画を策定したものである。

2. 青森市総合計画の構成と役割

青森市総合計画・前期基本計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つで構成され、それぞれの計画期間と役割は次のとおりとなっている。

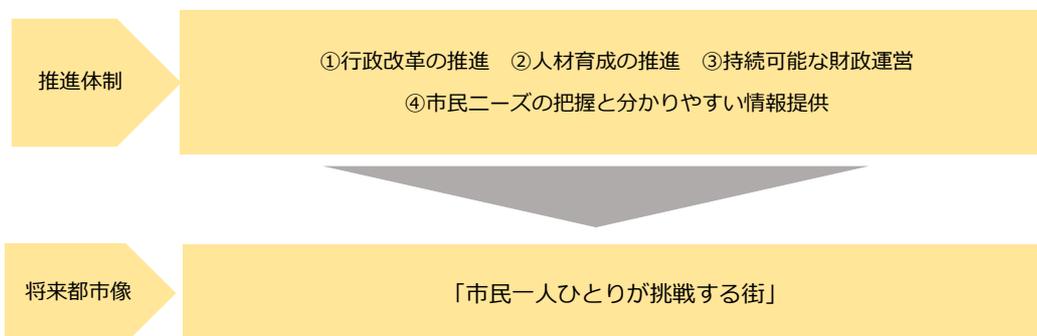
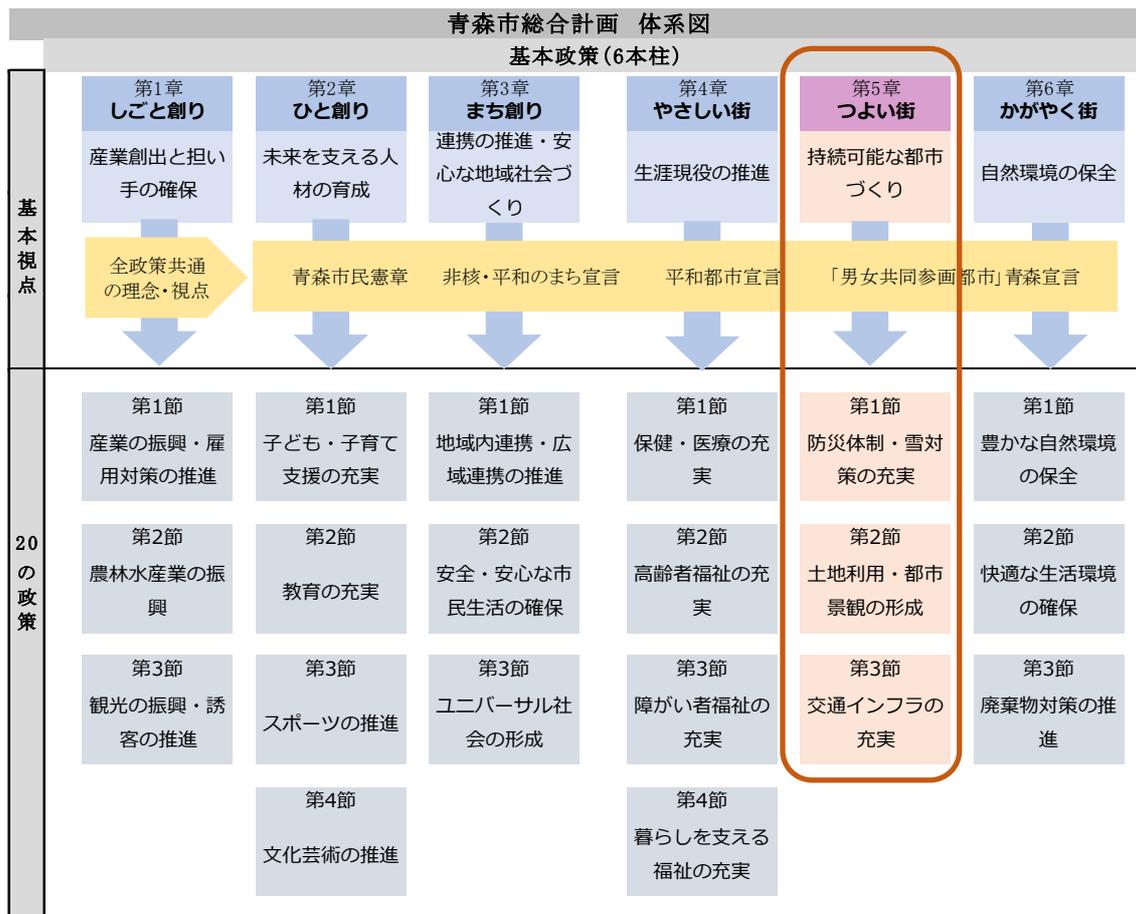
〔図 3-1-1 青森市総合計画 基本構想と基本計画〕

基本構想	
(目標年次)	2028(令和10)年度(10年間)
(役割)	本市の目指すべき将来都市像と、これを実現するための取組の基本方向を定めたまちづくりの基本目標であるとともに、あらゆる活動の最上位の指針である。
基本計画	
(計画期間)	前期基本計画・・・2019(令和元)年度～2023(令和5)年度 後期基本計画・・・2024(令和6)年度～2028(令和10)年度
(役割)	基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けた具体的な取組を示している。
計画の特徴	
(本市の現状や課題に対応する計画)	本市の概況や地域資源といった特性を踏まえるとともに、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする主要課題や分野ごとの現状と課題に対応する手段を施策として示す、課題解決型の計画である。

3. 持続可能な都市づくりの位置づけ

「持続可能な都市づくり」(つよい街)(図 3-1-2 の赤い囲みの部分)は、青森市総合計画体系図の6つの基本視点の中の一つであり、①防災体制・雪対策の充実、②土地利用・都市景観の形成、③交通インフラの充実の3つの政策で構成されている。

[図 3-1-2 青森市総合計画 体系図]



(出所: 青森市総合計画体系図より抜粋し編集)

第 2. 持続可能な都市づくりの基本的事項

以下の「1. 持続可能な都市づくりの基本視点と構成内容」「2. 第 1 節「防災体制・雪対策の充実」とその政策について」「3. 第 2 節「土地利用・都市景観の形成」とその施策について」「4. 第 3 節「交通インフラの充実」とその施策について」については青森市総合計画から抜粋し、編集・作成したものである。

1. 持続可能な都市づくりの基本視点と構成内容

本市は、青森駅周辺を中心に陸奥湾に面してまちが東西に広がっており、そのまちの姿は、白鳥が翼を広げた姿と類似している。

今後は、その都市構造を踏まえ、都市の効率を高めるコンパクトな複数の拠点づくりと、それらの拠点を接続する公共交通ネットワークを有機的に連携することにより、市内各地域の特色を活かしつつ、持続可能な都市づくりを目指した「コンパクト・プラス・ネットワーク」を進める。

また、災害発生時における被害の最小化や自助・共助・公助による迅速な対応、災害への備えなど、災害に強いまちづくりを進めるとともに、豪雪災害時においても市民生活への影響を最小限にするための雪対策の充実を図る。

「持続可能な都市づくり」には 3 つの政策（①防災体制・雪対策の充実、②土地利用・都市景観の形成、③交通インフラの充実）が掲示されており、それぞれの政策には、表 3-2-1 のように 10 の施策が設定されている。

〔表 3-2-1 持続可能な都市づくり 3 つの政策と 10 の施策〕

政策	施策
第 1 節 防災体制・雪対策の充実	〔第 1 項〕 市民防災の促進
	〔第 2 項〕 災害防止対策の推進
	〔第 3 項〕 克雪体制の整備
	〔第 4 項〕 空家等対策の推進
第 2 節 土地利用・都市景観の形成	〔第 1 項〕 効率的で計画的な土地利用の推進
	〔第 2 項〕 自然環境と調和した都市景観の形成
	〔第 3 項〕 安全で快適な住まいの確保
第 3 節 交通インフラの充実	〔第 1 項〕 広域交通の充実
	〔第 2 項〕 域内交通の充実
	〔第 3 項〕 快適な道路交通環境の確保

2. 第1節「防災体制・雪対策の充実」とその施策について

〔表 3-2-2 第1節 防災体制・雪対策の充実の政策と4つの施策〕

政策	施策
第1節 防災体制・雪対策の充実	〔第1項〕 市民防災の促進
	〔第2項〕 災害防止対策の推進
	〔第3項〕 克雪体制の整備
	〔第4項〕 空家等対策の推進

(1)「防災体制・雪対策の充実」に関する現状と課題

〈自然災害の状況〉
○全国各地で発生している大規模地震や集中豪雨とそれに伴う土砂災害、予期せぬ降雪による被害など、大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要となっている。
〈消防団員の状況〉
○消防団は地域密着性 ¹ 、要員動員力 ² 、即時対応力 ³ 等の特性を活かし、関係機関等とともに地域防災の中核として重要な役割を担っているが、近年、消防団員の減少や高齢化等が進んでいる。
〈雪対策の状況〉
○本市は、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されているなど多雪都市であり、市民の市政に対する関心のうち、雪対策への関心が恒常的に高くなっている。
○高齢化の進展などに伴い、自力で雪処理を行うことが困難な世帯の増加が見込まれている。
〈空家等の状況〉
○本市の空家率は2013(平成25)年で15.4%となっており、国の同年空家率13.5%よりも高くなっている。
○適正な管理がなされていない空家等は、防災・防犯・衛生・景観等の面において影響を及ぼしている。

(2)基本方向

<p>災害時において、市民の生命と財産を守るため、自助・共助・公助⁴による官民一体となった地域防災体制の強化を図るとともに、災害に強い都市基盤整備を進める。</p> <p>また、地域・除排雪事業者・行政が連携し、効果的・効率的な除排雪を推進するとともに、市民が共に支え合い助け合う持続可能な雪対策を促進するほか、空家等の適正な管理を促進する。</p>
--

(3)「市民防災の促進」(施策)の主な取組

<p>(地域防災体制の強化)</p> <p>○自主防災組織や民間団体が行う防災関連の講習会の支援のほか、学校等の防災教育に対応するなど、市民一人ひとりの防災意識を啓発する。</p> <p>○地域住民が互いに協力し合いながら防災活動に取り組む自主防災組織の結成・活動・人材育成を支援し、地域防災力の向上を図る。</p>
--

¹ [地域密着性] 消防団員は区域内に居住し、又は勤務していることから、地域の人々や事情に通じていること。

² [要員動員力] 多数の団員の動員が可能なこと。

³ [即時対応力] 区域内に居住し又は勤務することから、災害の際に即時に対応が可能なこと。

⁴ [自助・共助・公助] 自分で自分を助けること(自助)、家族、企業や地域コミュニティで共に助け合うこと(共助)、行政による救助・支援(公助)で、主に災害時の対応などに使用される。

<ul style="list-style-type: none"> ○災害時において、迅速かつ適切な避難行動や避難所運営等が自主的に行えるよう、防災訓練などにより、地域全体の防災意識の高揚を図る。 ○避難所標識板、海拔表示板への外国語併記、ICT⁵を活用したハザード情報の提供などにより、市民をはじめ、地理不案内な旅行者や外国人が適切な避難行動をとれる環境づくりを進める。 ○自主防災組織、民間団体、NPO⁶などのネットワークを活用するとともに、他自治体、関係機関等と連携し、防災体制の強化を図る。 ○平時から災害に備え、社会のニーズに合わせた物資等を備蓄していく。
(消防力の強化)
<ul style="list-style-type: none"> ○成人式や大学祭などを活用し、消防団の制度の普及啓発や入団促進活動を行うことにより、消防団員の確保を図る。 ○資機材の充実や技術力の向上などにより、消防力の強化を図る。

(4)「災害防止対策の推進」(施策)の主な取組

(災害に強い都市基盤整備)
<ul style="list-style-type: none"> ○過去の水害発生状況や河川整備の現状を踏まえ、治水安全度⁷を高めるため、国や県と連携を図りながら河川改修を実施する。 ○市街地における浸水被害を軽減するため、雨水管渠⁸や水路、側溝の維持管理により、都市基盤の維持に努める。 ○土砂災害が懸念される危険箇所については、県と連携を図りながら急傾斜地崩壊防止工事などの災害防止対策を進める。 ○津波や高潮などによる浸水被害の軽減及び大規模地震への耐震対策を図るため、青森港における交流面、環境面をも考慮した海岸保全施設の整備がされるよう、青森港を管理する県や国に働きかけるなど災害防止対策を促進する。 ○道路等のインフラや公共施設の耐震化を図るとともに、民間建築物についても、国や県と連携し普及・啓発活動を実施するなど耐震化を促進する。

(5)「克雪体制の整備」(施策)の主な取組

(効果的・効率的な除排雪)
<ul style="list-style-type: none"> ○よりきめ細かく効率的な除排雪に向けて、地域・除排雪事業者との連携のもと、除排雪関連情報の共有化を図りながら、地域の実情や特性に合った丁寧な除排雪を実施する。 ○除排雪作業水準の向上に努めるとともに、情報通信技術などの活用により除排雪作業状況を的確に把握し、除排雪作業の適切な管理と効率的な実施を推進する。 ○雪に関する市民相談への対応やホームページによる除排雪情報の提供など、迅速かつ的確に雪関連情報を収集・提供する。
(持続可能な雪対策の推進)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域における自主的な雪処理を支援する流・融雪溝の整備や雪処理施設設置への支援、また冬期における通学路などの歩行者空間確保のための小型除雪機の貸与などを推進する。 ○冬期の安全で快適な歩行者空間の確保に向け、融雪施設などの計画的な整備を促進する。 ○大学生等の若い世代をはじめとする多くの市民のボランティア活動を推進し、地域やボランティア団体などとの連携により、高齢者などの雪処理が困難な市民への間口除雪や屋根の雪下ろしなど

⁵ [ICT] 情報通信技術 (Information and Communication Technology)、パソコンやスマートフォンなどを活用したコミュニケーションを行うための技術。

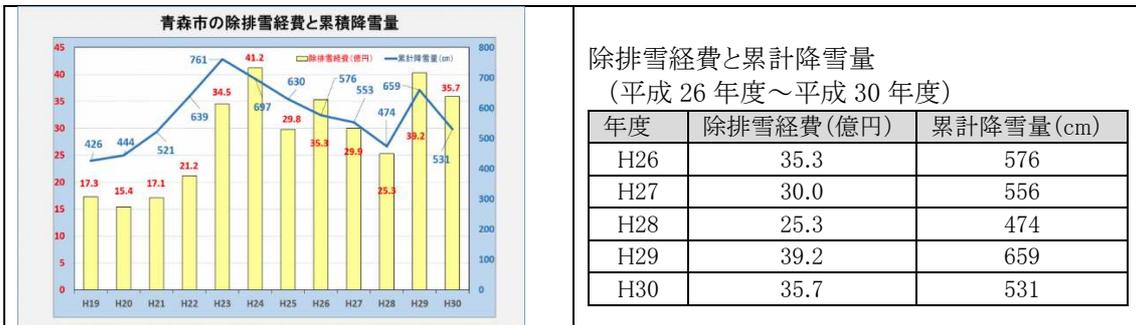
⁶ [NPO] 利益を求めめるためではなく、主に公益的な目的の実現のために活動する組織。「Non-Profit Organization」の略。

⁷ [治水安全度] 洪水に対する川の安全度合いを確立で表すもので、例えば、10年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/10年」、100年に一度発生する洪水に対して安全な場合は「治水安全度 1/100年」と表現する。

⁸ [管渠(かんきょ)] 円形の管や箱型の水路も含めて、水を流すために土の中に埋めた水路施設。

の支援を促進する。

〔図表 3-2-3 青森市の除排雪経費と累積降雪量〕



(出所:市ホームページより一部編集して表示)

〔表 3-2-4 除排雪経費の内訳(平成30年度の実績)〕

項目	除排雪経費(千円)	%	内訳項目	内訳金額(千円)
道路除排雪費	2,960,297	82.9	幹線	428,618
			補助幹線	334,398
			郊外幹線	255,011
			生活道路	1,504,928
			浪岡地区	291,632
			その他	145,710
雪捨場管理	378,001	10.6		
路面凍結対策費	101,371	2.8		
歩道除排雪費	33,917	1.0		
防雪柵・市民雪寄せ場看板設置費	20,033	0.6		
人力除雪費	21,038	0.6		
その他管理費	55,481	1.6		

(出所:市ホームページより一部編集して表示)

(6)「空家等対策の推進」(施策)の主な取組

(適正な管理の啓発)
○空家等の所有者等の責務や、関係法令の概要に関する情報提供などを実施し、所有者等による適正な管理を啓発する。
(利活用の推進)
○空家等の売買・賃貸借に関する相談体制及び情報発信の充実を図り、空家等の利活用を推進する。
(危険な空家等の解消)
○防災・防犯・衛生・景観等の生活環境に悪影響を及ぼす空家等については、法令等に基づき、適正な指導を通じ解消を図る。

〔表 3-2-5 本市の空家等の実態:空家等を取り巻く現状〕

空家等の発生要因	・人口減少と少子高齢化の進展による、高齢核家族世帯の増加、社会情勢の変化により空家等が発生しやすい環境にある。
空家等の状況	・平成30年住宅・土地統計調査によると、総住宅数135,090戸、空家数19,700戸、空家率14.6%。 ・空家数・空家率とも平成25年より減少し、空家率は県平均を下回る。こ

	<p>れは空家を含む住宅の解体が新築住宅等の着工を上回るペースで進んだためと考えられる。一方、賃貸、売買等、目的が明確となっていない住宅は7,000戸以上あり、平成25年より約1,300戸増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家は市街地に集中し、市内の広範囲にわたって点在。 ・県内他市町村の空家等意向調査によると、所有者等の約7割が60歳代以上の高齢者である。また、管理されていない空家等は全体の2割から4割程度存在していること等を確認。この傾向は本市にも共通していると考えられる。
空家等が問題化する要因	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者等の管理することに対する意識の希薄化。 ・遠方居住、相続、家財の残置、除却費用等の問題により管理が困難。 ・買い手(借り手)がない。 ・空家等に関する情報提供、相談体制が不十分。等
空家等が及ぼす影響	<ul style="list-style-type: none"> ・管理不全空家等の増加による生活環境の悪化。 ・住宅が密集する市街地に存在する危険な空家等の存在。 ・積雪による老朽した空家等の状態悪化。

(出所:市ホームページより一部編集して表示)

3. 第2節「土地利用・都市景観の形成」とその施策について

[表 3-2-6 第2節 土地利用・都市景観の形成の政策と3つの施策]

政策	施策
第2節 土地利用・都市景観の形成	[第1項] 効率的で計画的な土地利用の推進
	[第2項] 自然環境と調和した都市景観の形成
	[第3項] 安全で快適な住まいの確保

(1)「土地利用・都市景観の形成」に関する現状と課題

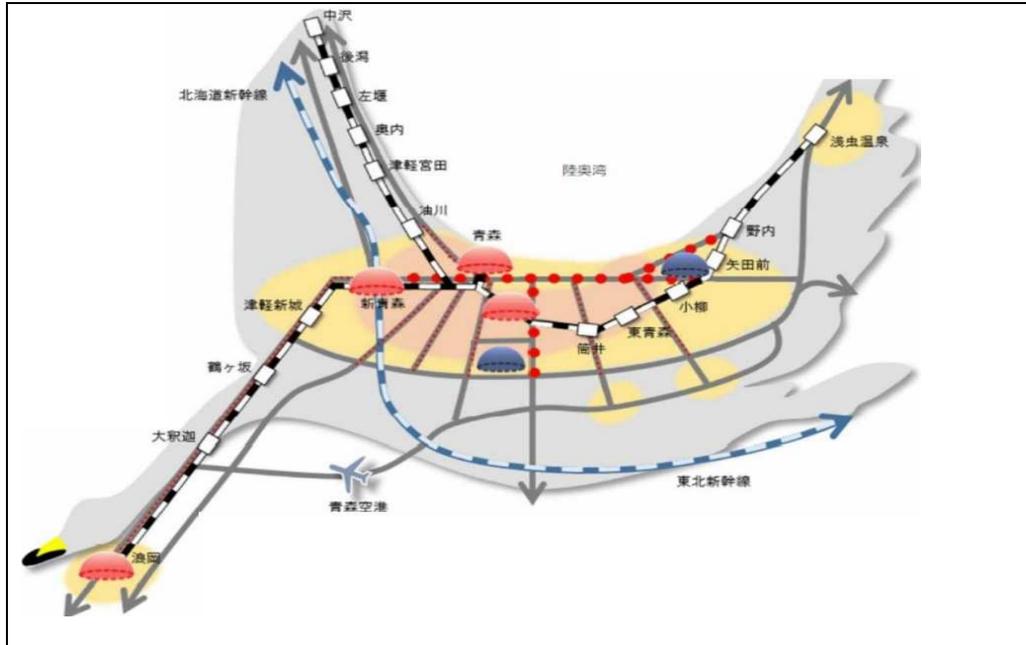
〈土地利用の状況〉
○人口減少の進行に伴い、各地域において、空家の増加などによる一層の市街地の低密度化や、身近な商業など生活サービス機能の低下、公共交通の利用者の減少などが想定されている。
〈都市景観の状況〉
○都市環境については、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、雪国としての生活様式等のかげがえのない市民共有の財産を守り、また、有効に活用するなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっている。
○人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園や緑地の充実を図るとともに、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成に向け、市民と行政との連携による緑化活動を推進することが重要となっている。
〈住まいの状況〉
○住宅については、雪や災害に対する安全性・快適性のほか、高齢者世帯や障がい者世帯、子育て世帯など、居住ニーズが多様化している。

(2) 基本方向

<p>適正な土地利用を推進するとともに、公共交通ネットワークとの連携と医療・商業等の都市機能の立地の促進により、コンパクトな複数の拠点づくりを進める。</p> <p>都市景観に関する意識醸成や緑化活動の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって、豊かな自然環境と調和した良好な都市景観の形成を図る。</p> <p>また、地域特性に応じた良好な居住環境の形成を推進するとともに、多様な居住ニーズに対応でき</p>
--

る環境づくりを進める。

〔図 3-2-7 翼を広げた白鳥〕



(出所:「～翼を広げた白鳥～」をイメージした都市構造” 青森市総合計画より)

(3)「効率的で計画的な土地利用の推進」(施策)の主な取組

〈適正な土地利用の推進〉

- 公共交通沿線の「居住誘導区域」⁹に民間の宅地開発等を促進することにより、公共交通の利便性が高く快適に暮らせる都市づくりを進める。
- 人口減少の中にあっても市民が持続的に生活サービスを楽しむことができる多極型の都市構造を目指し、都市の効率性を高めるコンパクトな複数の拠点として位置付けた6つの「地区拠点区域」¹⁰において、公共交通ネットワークと連携しながら、老朽化した建物、空地、中小小売店舗の共同化・集約化等の取組により、医療・商業等の都市機能の立地の促進を図る。
- 既存ストックの有効活用を基本とした計画的な土地利用を推進するとともに、土地取引に関する各種法令を通じて、適正かつ合理的な土地利用の推進や公共事業用地の円滑な確保を図る。
- 長期的な視点に立って、土地利用・都市施設等の整備の方針など都市計画の総合的な指針として役割を担う「(仮称)青森市都市計画マスタープラン」を新たに策定し、計画的な都市づくりを進める。

〈コンパクトな複数の拠点づくりの促進〉

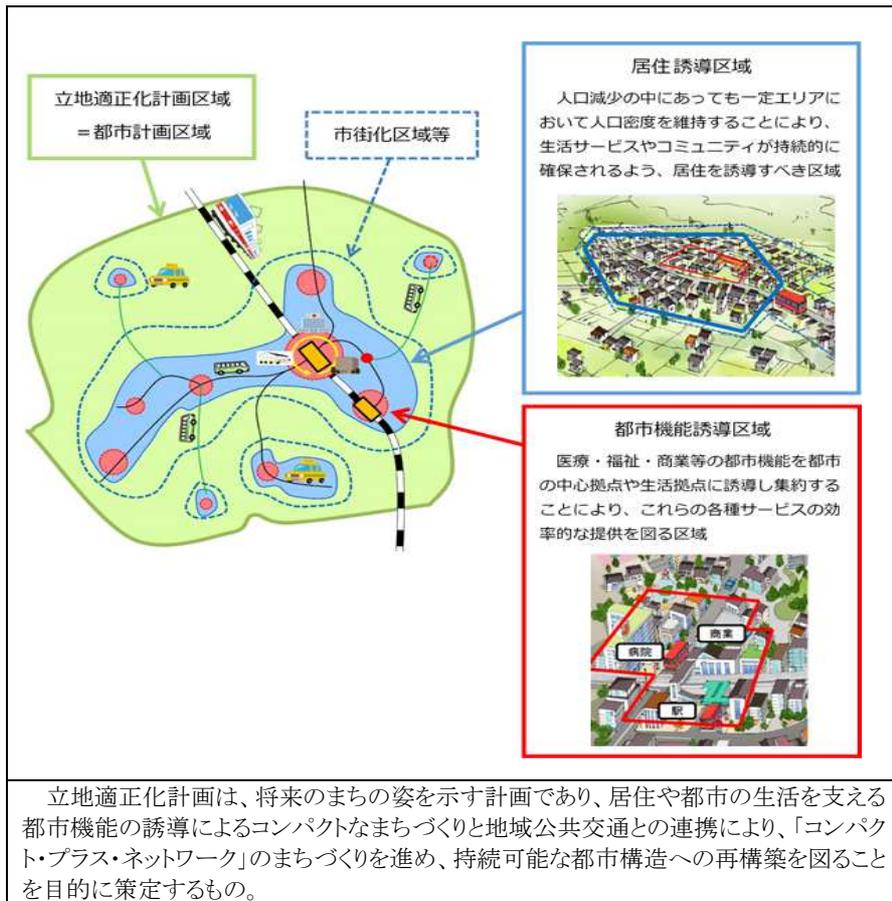
- 青森駅周辺地区は、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の集積を図る。

⁹ [居住誘導地域]人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

¹⁰ [地区拠点地域]公共交通の利便性が高く、かつ医療・商業等の都市機能が集積した区域で、今後、医療・商業等の地区の特性に応じた都市機能の立地の促進を図る都市機能誘導地域として位置づけた、「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4地区と、現在、医療・商業等の都市機能が集積した区域で、今後、人口減少社会にあっても、本市の東部方面の生活の拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図る生活拠点区域として位置づけた、「造道周辺地域」、「浜田周辺地域」の2地区の6つの区域。

- 青森駅自由通路や青森駅西口広場の整備など、青森駅を中心とした都市交通ターミナル機能の充実を図る。
- 新青森駅周辺地区は、県内他都市、道南地域を結ぶ広域交流の玄関口として、駅利用者のさまざまなニーズに対応した交通結節点機能やホスピタリティ¹¹機能を充実させるため、観光・交流施設などの集積を図るとともに、日常生活に必要な、商業施設や医療施設などの集積を図る。
- 操車場跡地周辺地区は、子育て施設、福祉施設、医療施設等の都市機能が集積した拠点として、これまでの既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の施設の集積を図る。
- 青森操車場跡地については、青森操車場跡地利用計画審議会からの答申をはじめ、スポーツや多様な催事ができる交流拠点を整備する「青森市アリーナプロジェクト」の実施などを踏まえ、青森操車場跡地利用計画を策定し、跡地の利活用を進める。
- 浪岡駅周辺地区は、津軽地方の玄関口として、交通結節点機能を活かしつつ、浪岡地域の日常生活に必要な行政機能や商業施設、医療施設、福祉施設などの都市機能の集積を図る。
- 造道周辺地区は、高度専門医療機能を有する医療施設に加え、商業施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、交通結節点機能の強化を図る。
- 浜田周辺地区は、商業施設の集積に加え、医療施設等の生活に便利な都市機能が集積した生活拠点として、これらの都市機能の立地の促進を図るとともに、公共交通のサービス水準の向上等を図る。

〔図 3-2-8 立地適正化計画〕



¹¹ [ホスピタリティ]おもてなし、特に観光においては、観光客が安心して快適に過ごせるよう、事業者のみならず地域の人々が観光客にあたたかく接する精神。

(出所:「青森市立地適正化計画」市ホームページより)

(4)「自然環境と調和した都市景観の形成」(施策)の主な取組

〈良好な都市景観の形成〉
○大規模な建築物や屋外広告物の規制・誘導などを通じて、自然環境や歴史・文化的景観資源を保全するとともに快適で魅力的な市街地景観の形成を図る。
○緑地の保全及び緑化の推進を図るため、市街地におけるレクリエーションや憩いの都市空間として、市民ニーズを踏まえながら、誰もが安全で快適に利用できる公園・緑地の充実を図る。
○「青い森」の名にふさわしい緑と花にあふれたまちづくりのため、市民の緑化意識の啓発や地域住民による自主的な緑化活動を支援するとともに、地域と行政が連携して、地域性豊かな緑化活動を推進する。

(5)「安全で快適な住まいの確保」(施策)の主な取組

〈地域特性に応じた良好な居住環境の形成〉
○屋根雪処理の負担が少ない無落雪屋根方式などを採用した克雪住宅や、既存建物の耐震診断及び耐震改修の普及・促進などを通じて、雪や災害に強い住まいづくりを推進する。
○居住誘導区域内の民間集合住宅等の立地の促進に努めるほか、長期にわたり良好な状態で活用される住宅の普及・促進や、住宅リフォームなどに関する情報提供、相談体制の充実などを通じて、住宅の適切な維持管理と有効に活用される環境づくりを進める。
〈多様な居住ニーズへの対応〉
○空家をはじめとする既存住宅ストックの有効活用などにより、居住ニーズに応じたまちなかや郊外などへの円滑な住み替えを促進する。
○市営住宅を良好な住宅ストックとして活用していくための適切な管理・修繕や整備、県営住宅との連携などを通じて、誰もが快適な住生活を営むことができる環境づくりを進める。
○住宅に困窮するかが市営住宅に円滑に入居できるよう、適正な入居管理による公平性の確保に努めるなど、居住の安定確保が図られる体制を構築する。

4. 第3節「交通インフラの充実」とその施策について

〔表 3-2-9 第3節 交通インフラの充実の政策と3つの施策〕

政策	施策
第3節 交通インフラの充実	〔第1項〕 広域交通の充実
	〔第2項〕 域内交通の充実
	〔第3項〕 快適な道路交通環境の確保

(1)「交通インフラの充実」に関する現状と課題

〈広域交通の状況〉
○本市は、道路、鉄道、空港、港湾などの国内外の都市をつなぐ交通の要衝となっており、北海道新幹線の新函館北斗駅の開業や、青森空港における中国・天津便の就航など、広域交通の機能の充実が図られてきているほか、青森港については、クルーズ客船の寄港や本州と北海道を結ぶ重要な拠点港となっていることから、引き続き、これら交通機能の充実を図ることが重要となっている。
〈域内交通の状況〉

○人口減少・少子高齢化の進展などにより、域内の公共交通利用者の減少傾向が続いており、今後、公共交通ネットワークを維持することが困難になることが懸念される。
〈道路交通環境の状況〉
○橋梁をはじめとする道路施設の老朽化が進んでいることから、計画的な点検・補修や更新が重要となっている。

(2) 基本方向

道路、鉄道、空港、港湾それぞれの機能充実と連携強化を図るほか、都市づくりと連携しながら、公共交通機関の相互連携や利便性の向上により、将来にわたって持続可能な公共交通ネットワークの形成を図る。 また、年間を通じて誰もが安全で快適に移動することができる道路交通環境の確保を図る。
--

(3) 「広域交通の充実」(施策)の主な取組

〈道路機能の充実〉
○都市間の人的・物的交流の活性化や災害時などにおける「命の道」としての役割の強化に向け、関係機関と連携し、東北縦貫自動車道八戸線などの建設を促進する。
〈鉄道機能の充実〉
○県や関係市町村と連携し、新幹線や在来線、青い森鉄道線の乗継環境等の利便性向上や主な鉄道駅におけるバリアフリー化を進めるなど、鉄道の更なる利用の促進を図る。
〈空港機能の充実〉
○国や県、関係機関などとの連携を図りながら、国内外を繋ぐ拠点としての青森空港の利用促進を通じ、国内外空港路線の維持・拡大を図る。
〈港湾機能の充実〉
○青森港の利用ニーズに対応するため、青森港を管理する県や国と連携を図りながら、クルーズ客船が接岸する新中央埠頭及び沖館埠頭の機能向上を図るとともに、物流を支える港湾施設の老朽化対策や整備を促進する。

(4) 「域内交通の充実」(施策)の主な取組

〈公共交通ネットワークの形成〉
○都市づくりと連携し、鉄道線とバス路線により、利便性が高く、利用しやすく、わかりやすい公共交通ネットワークを形成する。
○公共交通利用への転換を促すため、多様な主体との連携により、適切な公共交通に関する情報提供を行うなど、「モビリティ・マネジメント ¹²⁾ 」を推進する。
〈利便性の高い公共交通環境の整備〉
○各交通機関相互の乗継環境の改善や鉄道新駅設置に関する検討、鉄道線の充実や多言語表記などを含めた案内情報の充実などにより、市民や観光客等の利便性の確保を図る。
○交通需要に対応したバス路線の構築に向け、利用者ニーズや動向、地域特性等に対応した路線の見直しを行う。
〈交通拠点間の連携〉
○交通拠点の交通結節機能の強化と拠点間の二次交通の充実に向けて、鉄道線を効果的に活用するとともに、バスやタクシーなどの利用環境の向上を図る。

¹²⁾ 「モビリティ・マネジメント」主な移動手段が自家用車となっている対象者に対し、公共交通利用による健康面、環境面、経済面などの視点での利点や移動実態に即した適切な公共交通に関する情報提供を行うことで、自動車利用から公共交通や徒歩・自転車への自発的な交通手段転換を促す取組。

(5)「快適な道路交通環境の確保」(施策)の主な取組

〈計画的な整備〉
○交通の円滑化や市民の利便性の確保を図るため、地区の状況などに応じて必要とされる機能について、検討や見直しを進めながら、都市計画道路を含む道路網の効果的・効率的な整備を推進する。
〈計画的な管理〉
○橋梁をはじめとする道路施設の老朽度合いに応じた計画的な改築・更新などによって、長寿命化を推進し、安全な道路交通環境の確保を図る。

市の交通インフラを俯瞰するため「青森市地域公共交通網形成計画」(平成 30 年 3 月)から要点を抜粋したものが、以下の表である。

[表 3-2-10 青森市地域公共交通網形成計画から抜粋]

地域公共交通の現状及び課題	
1 地域現況	
①青森市の地勢	青森市は都道府県庁所在都市で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。人口 30 万人規模の都市としては世界有数の多雪都市であり、過去 30 年平均の累計降雪量は約 657cm となっている。人口集中地区(DID)の面積は拡大傾向にある一方で、人口密度は 1970 年(昭和 45 年)の 94.0 人/ha から 2010 年(平成 22 年)には 58.4 人/ha となっており低下している。
②人口動向	総人口は 2010 年(平成 22 年)の約 30 万人から、2030 年(平成 42 年)には約 24 万人に減少すると見込まれている。今後も少子高齢化が進展し、年少人口割合は 2010 年(平成 22 年)の 12.6%から 2030 年(平成 42 年)に 9.0%に減少する一方、老年人口割合は 2010 年(平成 22 年)の 23.7%から 2030 年(平成 42 年)には 36.1%に増加すると見込まれている。
a)人口	
b)人口の分布	2010 年(平成 22 年)時点において人口密度が高い地区は、青森駅周辺を取り囲むように分布している。2030 年(平成 42 年)は、総人口が約 20%減少すると見込まれ、低密度な市街地となることを見込まれる。高齢者の人口分布については、2010 年(平成 22 年)の約 7 万 1 千人から 2030 年(平成 42 年)には約 22%増の約 8 万 6 千人に増加すると見込まれ、特に、青森駅周辺を取り囲むエリアでは他地区より多く居住すると見込まれる。
c)施設立地状況	主要な医療施設、教育施設、スポーツ・文化施設は、公共交通沿線に集積している。
d)就労人口の分布	就労人口の多いエリアは、青森駅・県庁・市役所を含む国道 4 号・7 号沿線と国道 103 号沿線の T 型のエリアに集積している。
2 交通現況	
①交通手段分担	通勤・通学時の交通手段は、年々公共交通、徒歩、自転車の分担率が減少し、自家用車の分担率が増加している傾向にある。
②外出状況(高齢者)	青森県の運転免許保有率は 70 歳以上で大きく低下する傾向にある。高齢者の運転免許自主返納者数、運転経歴証明書交付数は増加傾向にある。
③外出状況(冬期)	冬期の交通手段は通常期に対し自転車利用が減少し、徒歩やバス、鉄道の利用が増加する傾向にある。冬期に外出が減る理由は、20 歳から 59 歳については渋滞や自家用車の運転が困難との理由が多く、60 歳以上については、積雪による路面状態の悪化や駅やバス停での待合環境についての理由が多くなっている。
④鉄道交通の現状	東北新幹線、北海道新幹線のほか、JR 奥羽本線・津軽線、青い森鉄道線が運行している。鉄道駅は、奥羽本線 6 駅、津軽線 7 駅、青い森鉄道線 7 駅となっている。鉄道利用者アンケートでは、JR は「運行本数」、青い森鉄道は「運賃」と「運行本数」への評価が低くなっている。青森駅の 1 日当たり乗車人数は、JR については東北新幹線新青森駅開業後、減少傾向にあり、青い森鉄道についても減少傾向にあったが、近年微増傾向にある。青い森鉄道線各駅の 1 日当たりの乗車人数は、筒井駅の新設効果などによって、2016 年度(平成 28 年度)は 2011 年度(平成 23 年度)に比

	べて約 32%増加している。	
⑤バス交通の現状	本市では、青森市営バス、青森市市民バス、浪岡地区コミュニティバス、弘南バス、JRバス東北、十和田観光電鉄、下北交通が路線バスを運行している。便数割合では約 80%が青森市営バスとなっている。青森駅を中心に新青森駅、青森空港などの広域交通拠点間が連絡されているとともに、バス路線が郊外部まで整備されている。	
a)バス運行状況		
b)バス人口カバー率	バス停留所から 500m 圏内にある居住人口割合は約 96%と高い水準にあり、市民のほとんどが路線バスを利用することができる。	
⑥青森市営バスの現状	青森市営バスの輸送人員は、人口減少などに伴い減少しており、青森市市民バスへの移行など運行の効率化によって路線数、実車走行キロも減少してきた。	
a)青森市営バス利用者数の推移		
b)青森市営バス停留所別乗降人数	青森市営バスにおけるバス停留所乗降人数は、国道 4 号・7 号及び 103 号等沿線における利用が多くなっている。主要な施設や従業員が多い付近のバス停留所は、特に乗降人数が多い状況にある。	
c)青森市営バス停留所区間乗車状況	青森市営バスにおける 1 日当たりの停留所区間乗車人数は、新青森駅から県立中央病院にかけての東西軸と国道 103 号沿線の南北軸での利用が多くなっている。1 便当たりの停留所区間乗車人数でみると、新青森駅から西部営業所、県立中央病院から東部営業所までの間や青森駅周辺では利用が少なくなっている。	
d)青森市営バス停留所区間乗車状況(地区間)	青森市営バスにおける停留所区間乗車人数では、「中央」と「中央西」・「中央東」・「中央南」間の移動が大半を占めている。郊外部からの移動についても半数以上が中央部への移動となっている。主要な渋滞箇所・区間は、幹線的なバス路線と重なっており、定時性に影響を与えている。	
e)青森市市民バスの現状	青森市市民バスは、地域の生活交通を確保するため、市営バスの採算性が低い路線について、市が民間バス事業者に委託し、運行しており、現在 10 路線運行している。市民バスは、10 路線全てが本格運行に移行した 2015 年度(平成 27 年度)と 2016 年度(平成 28 年度)を比較すると乗車人数は増加している。	
f)浪岡地区コミュニティバスの現状	浪岡地区コミュニティバスは地域の生活交通としての役割を担っており、浪岡病院や浪岡駅前など浪岡駅周辺での乗降が多くなっている。利用者の約 37%がほぼ毎日利用し、目的は約 37%が通院、約 24%が通勤となっている。	
3 公共交通ネットワークの構成		
都市内交通ネットワーク		
鉄道	路線バス	タクシー・コミュニティバス等
定時性、大量輸送性に優れている強みを活かし、通勤・通学、東北新幹線新青森駅へのアクセスなど都市内移動を支える基幹交通軸としての役割を担う。	市全域に張り巡らされた路線網と弾力的な運用が可能な強みを活かし、基幹交通軸としての路線及び放射状幹線としての路線から日常生活を支える路線まで通勤・通学、通院や買物など幅広く都市内移動を支える役割を担う。	鉄道や路線バスのサービス水準が低い地域において、ドア・ツー・ドアのきめ細かい移動ニーズと柔軟な運用が可能な強みを活かし、生活交通網を補完する役割を担う。
都市づくりの方向性と連携した交通網の形成		
<p>鉄道線や国道 4 号・7 号・103 号等を T 型の骨格路線として運行するバス路線及び放射状に幹線として運行するバス路線を循環路線も活用しつつ、それぞれの機能・役割を最大限に活かしながら、地区拠点や都市構造に沿った幹線的な公共交通軸を強化した公共交通ネットワークの形成を図る。</p> <p>また、郊外部については、地域特性や利用状況等を踏まえ、現行のバス路線のほか、多様な公共交通の組み合わせなどによって、将来にわたって日常の暮らしを支える移動機会を確保する。</p>		

広域交通ネットワーク	
	<p>本市は、広域交流の拠点となる青森空港・新青森駅・青森港が立地し、国内外とつながる広域交通の要衝となっており、この強みを活かし、広域交通拠点へのアクセス性を強化した広域交通ネットワークの形成を図る。</p>
わかりやすく、利用しやすい公共交通サービスの提供	
<p>①サービスの向上 a)バス定時性の確保</p>	<p>(冬ダイヤの導入) 雪国としての地域特性を踏まえた、冬ダイヤの設定など、季節ごとの環境変化に対応したダイヤ編成を行い定時性の向上を図る。 (遅延運行の改善) 遅延が著しい長距離路線等に関して、利用実態に応じて路線や運行時間の見直しを行い定時性の向上を図る。 (バス専用・優先レーンの遵守等) バスの走行環境改善のため、バス専用・優先レーンの遵守に向けた取組を強化する。道路空間の効果的な活用に向け、関係団体と連携しながら、タクシーの客待ちや荷捌きの円滑化について検討する。</p>
<p>b)バスサービスのシームレス化</p>	<p>利用者の利便性向上とバス運行の効率化を図るため、青森市営バスと青森市市民バスの連携による運行方法を検討する。</p>
<p>c)バス待ち環境の向上</p>	<p>バス待ち環境の向上のため、待合所の整備・改修を進めるとともに、道路管理者の協力のもと、主要バス停留所における融雪施設の整備を促進する。</p>
<p>d)鉄道線の充実</p>	<p>(利便性の向上と利用促進) 積雪期においても信頼性(定時性)が高く、大量輸送性に優れた鉄道ネットワークを積極的に活用するため、関係機関・団体と連携し、利用の促進を図る。鉄道に合わせたバスのダイヤ設定など鉄道とバスの乗換利便性の向上を図る。新幹線と奥羽本線のアクセスの向上など新青森駅から青森駅、浪岡駅方面への輸送サ</p>

	<p>ービスの充実の促進を図る。鉄道駅への全国系交通ICカードの導入を促進し、利便性の向上を図る。</p> <p>(新駅設置の検討)</p> <p>青森操車場跡地の利活用を考えていく中で、市民の鉄道利用環境向上のため、跡地への新駅整備について検討する。</p>
e)バリアフリー化の促進	<p>誰もが公共交通を利用しやすい環境を整備するため、JR青森駅のバリアフリー化に取り組むとともに、青い森鉄道浅虫温泉駅のバリアフリー化について検討するなど鉄道駅のバリアフリー化を促進する。低床バスの導入を促進し、バスのバリアフリー化を進める。高齢者や車いす使用者、訪日外国人旅行者など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの導入を促進する。</p>
①情報提供・案内の充実 a)情報提供の充実・強化	<p>わかりやすい運行情報を提供するため、ICTの活用による情報提供の充実について検討する。交通結節点における乗換案内やバス停における情報スペースを拡大し、わかりやすい発着時刻の掲示などによりバス待ち環境の整備を進める。</p>
b)わかりやすく、使いやすいバス運行	<p>運行ルートがわかりやすい路線・系統名への見直しや記号表示による路線・系統の簡素化などにより、バスの運行についてわかりやすく案内する。</p>
多様な主体と連携し、まちのにぎわいを後押しする公共交通の構築	
①まちづくりとの連携 a)土地利用との連携	<p>「青森市立地適正化計画」では、都市機能を立地促進し、集約する区域として「青森駅周辺地区」・「新青森駅周辺地区」・「操車場跡地周辺地区」・「浪岡駅周辺地区」の4つを「都市機能誘導区域」とし、医療・商業等の既存ストックが集積している「造道周辺地区」・「浜田周辺地区」の2つを「生活拠点区域」と位置づけている。これら6つの地区拠点区域間や地区拠点区域と居住地のアクセスについて、鉄道線を効果的に活用するとともに、骨格線・幹線バス路線の利便性の強化を図る。</p>
b)観光施策等との連携	<p>青森駅周辺へのアクセス性の向上を図り、観光振興や商店街と連携したにぎわいの創出に寄与する取組を進める。観光客等の交通の利便性を向上させるため、新青森駅・青森駅などの交通拠点や主な観光施設を結ぶ青森市シャトル・ルートバスの運行を強化し、二次交通の充実を図る。</p>
c)環境施策との連携	<p>エコで賢い移動方法を選択するライフスタイル「smart move(スマートムーブ)」の取組により、自転車、徒歩での移動を促進するとともに、公共交通機関の利用や環境にやさしい自転車の利用を促進する。</p>
d)福祉施策との連携	<p>高齢者が社会活動等に積極的に参加できるように、70歳以上の高齢者に対して低額でバスを利用できる高齢者福祉乗車証「いき・粋乗車証」を交付し、高齢者の外出手段の確保を図る。</p>
②域内外の交流の推進 a)広域交通拠点間の連絡性の向上	<p>本市は、広域交通の拠点となる青森空港・青森港・新青森駅・青森駅が立地しているとともに、2016年(平成28年)3月には北海道新幹線が延伸し、函館を含む道南地域と青森県の周遊観光をはじめ、新たな観光ルートも構築されている。また、青森港は外航船を含むクルーズ船が年間20隻以上と東北一の寄港実績を有し、クルーズ船寄港の重要な拠点港となっている。このため、各広域交通拠点間の連絡がスムーズになるように、交通結節機能・二次交通を強化し、市民や観光客の利便</p>

	性の確保を図るとともに、訪日外国人旅行者の受入環境の強化に向け、公共交通に関する案内情報の多言語表記などインバウンド対策を強化する。
③多様な主体との連携 a)モビリティ・マネジメントの推進	市民の皆様に公共交通を利用することのメリットや利用方法などを知っていただくことで、それぞれの世代や生活スタイルに対応した公共交通利用への転換を促す。
b)交通事業者等との連携強化	バス路線・系統や運行ダイヤなどについて必要に応じて事業者間の連携をコーディネートし、効果的で効率的な公共交通ネットワークの形成を図る。交通事業者とのパートナーシップのもと、民間活力を活用し、公共交通ネットワークの形成を図る。

第3. 基本施策における目標とする指標

1. 目標値と令和2年度の実績値

青森市総合計画には施策の進捗度を測定するための「目標とする指標」が設定されており、これまでの実績値の推移のほか、国・県の動向、今後の施策展開などを総合的に勘案して、計画最終年度の2023(令和5)年度における目標値を定めている。

「持続可能な都市づくり」に関する施策の令和2年度における実績値について各部局・課から情報を収集して目標値と比較して、令和2年度における達成状況を示したものが以下の〔表3-3-1 基本施策における目標とする指標〕である。この中で令和2年度の実績値が目標値と比較して大幅な差異がある目標とする指標について、その理由について簡単な説明を施している。

〔表3-3-1 基本施策における目標とする指標〕

目標とする指標		目標値	基準値	令和2年度	備考
第1節 防災体制・雪対策の充実					
第1項 市民防災の促進 危機管理課					
防災訓練や研修の実施回数	自主防災組織が行う防災に係る訓練や研修の実施回数	100回	82回 (2017年度) (平成29年度)	258回	—
自主防災組織結成町(内)会数	自主防災組織を結成した町会・町内会の数	217町(内)会	187町(内)会 (2018年度見込み) (平成30年度見込み)	195町(内)会	—
第2項 災害防止対策の推進 公園河川課					
河川改修の進捗率	市が現在整備を進めている貴船川河川改修の進捗率	47.4%	38.0% (2017年度) (平成29年度)	41.1%	—
第3項 克雪体制の整備 道路維持課					
雪捨て場設置箇所数	道路除排雪作業を行う際に除排雪事業者が利用する雪捨て場の設置箇所数	35箇所	33箇所 (2017年度) (平成29年度)	33箇所	—
除雪ボランティア登録者数	青森市ボランティアポイント制度における地域福祉サポーターの登録者のうち「雪対策支援」分野の活動を希望する者の数	538人	508人 (2017年度) (平成29年度)	777人	①

目標とする指標	目標値	基準値	令和2年度	備考	
第4項 空家等対策の推進 住宅まちづくり課					
空家バンク登録数	通常では不動産市場に流通しにくい中古住宅や空地等を空家バンク制度により流通物件化した数	100件	0件 (2018年度) (平成30年度)	6件	⑤
第2節 土地利用・都市景観の形成					
第1項 効率的で計画的な土地利用の推進 都市政策課					
居住誘導区域内の居住人口密度	居住誘導区域内の1ha当たりの居住人口密度	50.4人/ha	52.1人/ha (2018年度) (平成30年度)	51.3人/ha	②
第2項 自然環境と調和した都市景観の形成 公園河川課					
緑化活動団体数	自主的に緑化活動を行っている年間の団体数	76団体	76団体 (2018年度) (平成30年度)	79団体	—
第3節 交通インフラの充実					
第1項 広域交通の充実 都市政策課 公園河川課					
新幹線駅の1日当たりの乗車人数	新青森駅における1日当たりの新幹線乗車人数	4,720人	4,122人 (2017年度) (平成29年度)	1,754人	⑥
青森空港の年間旅客数	青森空港における国内外路線の年間の旅客数	1,320,000人	1,185,222人 (2017年度) (平成29年度)	334,387人	⑥
第2項 域内交通の充実 都市政策課					
公営路線バスの年間乗車人数	市営バス、市民バス、浪岡地区コミュニティバス、シャトル・ルートバスの年間利用者数	7,772,641人	7,772,641人 (2017年度) (平成29年度)	6,034,586人	③
市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数	東日本旅客鉄道(株)、青い森鉄道(株)の1日当たりの乗車人数	16,022人	15,537人 (2017年度) (平成29年度)	11,273人	④
第3項 快適な道路交通環境の確保 道路建設課					
都市計画道路整備率	都市計画道路が整備されている割合	67.8%	67.3% (2017年度) (平成29年度)	67.3%	—

(出所:青森市総合計画から抜粋、令和2年度の実績値は担当所管課より入手)

(1)「青森市総合戦略 2020-2024 令和2年度実績に基づく評価・検証結果」による達成の説明

「青森市総合戦略 2020-2024 令和2年度実績に基づく評価・検証結果」によれば、上表の備考欄①、②、③、④について以下の説明が行われている。

なお、達成度評価の説明は、以下のとおりとなっている。

A:順調	実績値がその年度の目標値を100%以上達成
B:概ね順調	実績値がその年度の目標値を概ね(75%以上100%未満)達成
C:やや遅れている	実績値がその年度の目標値の50%~75%未満
D:遅れてる	実績値がその年度の目標値の50%未満

①除雪ボランティア登録者数

施策	重要業績指標 (KPI)	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
雪対策の充実	除雪ボランティア登録者数	508人	523人	777人
達成度 A	除雪ボランティア登録数は777人となり、目標値を上回りました。			

(補足説明)

目標値と実績値の差が大きいので、所管課に問い合わせたところ、以下のことが分かった。

目標値は、市が支援等する訓練や研修の回数を基にしてカウントしたものである。その後、市が支援等をしたものだけでなく、自主防災組織が独自に行ったものも実績値とした方が市全体として状況が把握できるのではないかという考えのもと現在は自主防災組織へ毎年アンケートを行い、このアンケート結果を基にカウントしている。目標値は途中で修正することができないため、そのままとしているとのことであった。

②居住誘導区域内の居住人口密度

施策	重要業績指標 (KPI)	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
適正な土地利用	居住誘導区域内の居住人口密度	52.1人/ha	51.4人/ha	51.3人/ha
達成度 B	居住誘導域内の居住人口密度は51.3人/haとなり、概ね目標値に達しました。			

③公営路線バスの年間乗車人数

施策	重要業績指標 (KPI)	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
交通インフラの充実	公営路線バスの年間乗車人数	7,772,641人	7,772,641人	6,034,586人
達成度 B	新型コロナウイルス感染症の影響により、公営路線バスの年間乗車人数は前年度実績の18.6%減となりました。			

④市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数

施策	重要業績指標 (KPI)	基準値 (平成29年度)	目標値 (令和2年度)	実績値 (令和2年度)
交通インフラの充実	市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数	15,537人	15,731人	11,273人
達成度 C	新型コロナウイルス感染症の影響により、市内鉄道駅の1日当たりの乗車人数は、前年度実績の26.3%減となりました。			

市の作成した「青森市総合戦略 2020-2024 令和2年度実績に基づく評価・検証結果」には記載がないが目標値と実績値との差が大きい〔表 3-3-1〕の備考⑤、⑥について、担当所管課から聴取した結果、減少理由は以下のとおりである。

(2) 担当所管課への質問による回答

⑤ 空家バンク登録数

手探りの状況で弘前市を参考に目標値として設定したもので、実態に即した目標値の指数とはなっていない。

⑥ 新幹線駅の1日当たりの乗車人数、青森空港の年間旅客数

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の実績値が減少している。

2. 監査の結果及び意見

(意見①) 除雪ボランティア登録者数の目標値に対する実績値について

当初の目標値を定めた時点において想定した状況が変化し、現状における実績の捉え方が変更になったのであるから、以下のように①市が支援等する訓練や研修回数、②自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数に区分して資料を作成し、対外的のみならず対内的にも問い合わせに対応できるようにしておくことが必要と考える。

区分	目標値	X1年度実績値	X2年度実績値
市が支援等する訓練や研修の回数	××回	××回	××回
自主防災組織が独自に行った訓練や研修の回数	—	××回数	××回数

第4章 外部監査の結果及び意見(総論)

第1. 監査の結果及び意見に関する総括

令和3年度青森市包括外部監査における特定の事件(監査テーマ)は、「持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について」とした。包括外部監査人は、この特定の事件について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。その指摘事項及び意見の総括は、以下のとおりである。

また、本章「第2. 監査の結果及び意見の概要」に事業毎の監査の指摘事項及び意見の見出しを一覧形式でまとめ、続く「第5章 個別事業に関する監査の結果及び意見」において、事業毎の監査の指摘事項及び意見の詳細な内容を記載している。

指摘事項	指摘事項は、今後、市において措置することが必要と判断した事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても指摘事項として記載している。
------	--

意見	意見は、指摘事項には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、然るべき対応を取ることを期待するものである。
----	--

[表 4-1-1 監査の結果及び意見の政策・施策毎の総数]

(単位:事業数)

青森市総合計画			監査対象 事業数	監査の結果及び意見 (件)		
政策	施策	部課の別		指摘事項	意見	合計
第1節 防災体制・雪対策 の充実	第1項 市民防災の促進	総務部 管財課	1	0	0	0
		総務部 危機管理課	1	0	0	0
		施策計	2	0	0	0
	第2項 災害防止対策の推 進	都市整備部 公園河川課	5	0	5	5
		施策計	5	0	5	5
	第3項 克雪体制の整備	都市整備部 道路維持課	3	2	1	3
		都市整備部 道路建設課	5	0	3	3

青森市総合計画			監査 対象 事業数	監査の結果及び意見 (件)			
政策	施策	部課の別		指摘 事項	意見	合計	
		施策計	8	2	4	6	
	第4項 空家等対策の推進	都市整備部 住宅まちづくり課	2	0	2	2	
		施策計	2	0	2	2	
	第1節 政策計			17	2	11	13
第2節 土地利用・都市景 観の形成	第1項 効率的で計画的な 土地利用の推進	総務部 管財課	2	0	4	4	
		都市整備部 住宅まちづくり課	2	0	5	5	
		都市整備部 都市政策課	3	1	0	1	
		都市整備部 用地課	1	0	1	1	
		施策計	8	1	10	11	
	第2項 自然環境と調和した 都市景観の形成	都市整備部 公園河川課	4	0	5	5	
		浪岡振興部 都市整備課	2	0	1	1	
		施策計	6	0	6	6	
	第3項 安全で快適な住ま いの確保	都市整備部 住宅まちづくり課	3	0	2	2	
		施策計	3	0	2	2	
	第2節 政策計			17	1	18	19
	第3節 交通インフラの充 実	第1項 広域交通の充実	都市整備部 公園河川課	4	0	0	0
浪岡振興部 総務課			1	0	2	2	
施策計			5	0	2	2	
第2項 域内交通の充実		都市整備部 都市政策課	4	2	2	4	
		施策計	4	2	2	4	
第3項 快適な道路交通環 境の確保		都市整備部 道路維持課	10	2	3	5	
		都市整備部 道路建設課	10	0	1	1	
		施策計	20	2	4	6	
第3節 政策計			29	4	8	12	
第1節—第3節 政策計			63	7	37	44	
目標とする指標に対する実績値		都市整備部 道路維持課	—	0	1	1	
合計			63	7	38	45	

特定の事件(監査テーマ)を選定した理由について、「第1章 第3」において5つの理由によって選定したと記載している。選定した5つの理由に関連する事業について「監査の結果及び意見」がどのような結果になったのかを示したものが、以下の〔表 4-1-2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由と監査の結果及び意見〕である。

〔表 4-1-2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由と監査の結果及び意見〕

特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	監査対象事業数	監査の結果及び意見(件)		
		指摘事項	意見	合計
(理由①) 雪対策への関心が恒常的に高い	8	2	4	6
(理由②) 市の空家率は15.4%と全国平均よりも超過している(平成25年)	2	0	2	2
(理由③) 全国各地で大規模な自然災害が多発しており、本市でも平時からの災害への備えが重要である	5	0	5	5
(理由④) 効率的で計画的な土地利用の推進の取組が進められている	8	1	10	11
(理由⑤) 交通の要衝であり、陸海空の交通結節点として高い拠点機能を有している	29	4	8	12
計	52	7	29	36

(注) 監査対象事業数の合計52と〔表 4-1-1 監査の結果及び意見の政策・施策毎の総数〕の監査対象事業数63との差は、特定の事件(監査テーマ)を選定した理由以外の事業数合計である。

上表〔表 4-1-2 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由と監査の結果及び意見〕の理由①から理由⑤までの項目に係る事業の「指摘事項及び意見」の表題を示したものが以下の表である。

〔表 4-1-3 理由①に関連する事業に対する監査の結果及び意見〕

No	事務事業名	担当部 所管課	指摘事項・意見	
			区分	表題
理由①(雪対策の事業)				
34	除排雪対策事業	都市整備部 道路維持課	意見①	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	都市整備部 道路維持課	指摘①	借受団体からの報告書の徴求について
			指摘②	除雪機の貸付日について
48、 49、 51、 50、 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	都市整備部 道路建設課	意見①	流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について
意見②	浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について			
意見③	流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について			

(下線を引いた事務事業名:複合事業名称)

〔表 4-1-4 理由②に関連する事業に対する監査の結果及び意見〕

No	事務事業名	担当部 所管課	指摘事項・意見	
			区分	表題
理由②(空き家対策の事業)				
25	放置危険空き家対策事業	都市整備部 住宅まちづくり課	意見①	空き家等に関する対策の実施状況報告について
			意見②	空家対策事業実施要綱の必要性について

〔表 4-1-5 理由③に関連する事業に対する監査の結果及び意見〕

No	事務事業名	担当部 所管課	指摘事項・意見	
			区分	表題
理由③(災害対策事業)				
6	水防事業	都市整備部 公園河川課	意見①	「洪水ハザードマップ」外国語版について
7	水路浚渫事業(請負)	都市整備部 公園河川課	意見①	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について
8	水路護岸整備事業	都市整備部 公園河川課	意見①	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について
9	貴船川河川改修事業(補助)	都市整備部 公園河川課	意見①	繰越明許費の支出命令書における記載方法について
			意見②	需用費の検収について検収日の記載がない

〔表 4-1-6 理由④に関連する事業に対する監査の結果及び意見〕

No	事務事業名	担当部 所管課	指摘事項・意見	
			区分	表題
理由④(土地利用の推進事業)				
2, 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場 アウガ駐車場	総務部 管財課	意見①	ホームページにおける料金表示について
			意見②	ホームページにおける問合せ先の明示について
			意見③	事務委託料の適切な案分について
			意見④	アウガ駐車場の有効活用について
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)	都市整備部 住宅まちづくり課	意見①	補助事業者からの決算書の入手について
			意見②	書類の整理・保管のやり方について
			意見③	再開発事業に関する市の要綱について
21	中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)	都市整備部 住宅まちづくり課	意見①	補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について
			意見②	市街地再開発事業に関する市民への情報開示について
27	青森駅周辺整備推進事業費(交付金)	都市整備部 都市政策課	指摘①	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について
62	地籍調査事業(単独)	都市整備部 用地課	意見①	保守業務に係る作業記録について

(下線を引いた事務事業名:複合事業名称)

[表 4-1-7 理由⑤に関連する事業に対する監査の結果及び意見]

No	事務事業名	担当部 所管課	指摘事項・意見	
			区分	表題
理由⑤(交通インフラの事業)				
33	バス路線再編事業	都市整備部 都市政策課	指摘①	委託料の積算について
			指摘②	乗降調査の結果報告について
			意見①	業務報告書の提出日の記載について
			意見②	利用者が著しく少ない便について
40, 41	道路施設等維持管 理事業 道路施設等維持管 理事業 道路施設等維持管 理事業(工事)	都市整備部 道路維持課	指摘①	全額前払とする理由書について
			指摘②	指定管理者からの適時報告について
			意見①	契約工期の設定について
			意見②	駐車場利用者増加に向けた方策について
42	道路ストック修繕事 業(単独)	都市整備部 道路維持課	意見①	契約工期の設定について
52- 56, 61	道路・街路整備事 業 油川新城線(3・4・ 16)道路整備事業 (交付金) 浅虫ダム線道路整 備事業(単独) 金浜小畑沢線道路 整備事業(交付金) くらしの道道路整 備事業(交付金及び 単独) 3・2・2号内環状線 (浜田)街路整備事 業(交付金)	都市整備部 道路建設課	意見①	最低制限価格制度の運用について
63	浪岡地区コミュニテ ィバス運行事業	浪岡振興部 総務課	意見①	委託料の積算に使用する見積書(見積単価)内訳 の入手について
			意見②	委託料の見直しについて

(下線を引いた事務事業名:複合事業名称)

第2. 監査の結果及び意見の概要

個別事業の監査の結果及び意見について、個別事業ごとに指摘事項や意見の発生状況の一覧として示したものが以下の〔表 4-2-1 監査対象事業に対する指摘事項及び意見の概要〕である。ここに記載した指摘事項又は意見がどのような内容であるかについて、その内容の詳細について参照しやすいように該当する報告書のページを掲記している。

〔表 4-2-1 監査対象事業に対する指摘事項及び意見の概要〕

下表の表記	
指摘事項、意見の区分	指摘事項→指摘、意見→意見、指摘事項・意見がない→なし
事務事業名（理由①）-（理由⑤）	前記の〔表 4-1-2 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由と監査の結果及び意見〕に関連する事業
下線を引いた事務事業名	複合事業名称

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見		
				区分	表題	頁
1	庁舎等耐震対策事業	防災体制・雪対策の充実 市民防災の促進	総務部 管財課	なし	—	—
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場、 アウガ駐車場) (理由④)	土地利用・都市景観の形成 効率的で計画的な土地利用の推進	総務部 管財課	意見 ①	ホームページにおける料金表示について	112
				意見 ②	ホームページにおける問合せ先の明示について	113
				意見 ③	事務委託料の適切な案分について	114
				意見 ④	アウガ駐車場の有効活用について	115
4	通信施設・設備等整備事業	防災体制・雪対策の充実 市民防災の促進	総務部 危機管理課	なし	—	—
5	急傾斜地崩壊防止対策事業（県事業負担金） (理由③)	防災体制・雪対策の充実 災害防止対策の推進	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
6	水防事業 (理由③)	防災体制・雪対策の充実 災害防止対策の推進	都市整備部 公園河川課	意見 ①	「洪水ハザードマップ」外国語版について	69
7	水路浚渫事業（請負） (理由③)	防災体制・雪対策の充実 災害防止対策の推進	都市整備部 公園河川課	意見 ①	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について	72
8	水路護岸整備事業 (理由③)	防災体制・雪対策の充実 災害防止対策の推進	都市整備部 公園河川課	意見 ①	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について	75

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見		
				区分	表題	頁
9	貴船川河川改修 事業(補助) (理由③)	防災体制・雪対策の充実	都市整備部 公園河川課	意見 ①	繰越明許費の支出命令書における記載方法について	81
		災害防止対策の推進		意見 ②	需用費の検収について検収日の記載がない	84
10	公園施設管理事業	土地利用・都市景観の形成	都市整備部 公園河川課	意見 ①	指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について	138
		自然環境と調和した都市景観の形成		意見 ②	第三者機関による指定管理者の決算書の監査について	139
				意見 ③	指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない	139
				意見 ④	公園利用者からのアンケート調査の活用について	140
11	公園施設補修事業	土地利用・都市景観の形成	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		自然環境と調和した都市景観の形成				
12	都市公園安全・安心対策事業	土地利用・都市景観の形成	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		自然環境と調和した都市景観の形成				
13	公園樹・街路樹等維持管理事業	土地利用・都市景観の形成	都市整備部 公園河川課	意見 ①	各契約の委託料支払方法について	143
		自然環境と調和した都市景観の形成				
14	公園樹・街路樹等維持管理事業(浪岡)	土地利用・都市景観の形成	浪岡振興部 都市整備課	なし	—	—
		自然環境と調和した都市景観の形成				
15	公園施設管理事業(浪岡)	土地利用・都市景観の形成	浪岡振興部 都市整備課	意見 ①	納品書、請求書の日付記入について	146
		自然環境と調和した都市景観の形成				
16	港湾整備事業(国直轄事業負担金) (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		広域交通の充実				
17	港湾環境整備事業(県補助事業負担金) (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		広域交通の充実				
18	県単独港湾整備償還負担金事業 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		広域交通の充実				
19	県単独港湾維持調査事業負担金 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 公園河川課	なし	—	—
		広域交通の充実				

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見		
				区分	表題	頁
20	新町一丁目地区 優良建築物等整備事業(補助) (理由④)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 住宅まちづくり課	意見 ①	補助事業者からの決算書の入手について	120
		効率的で計画的な土地利用の推進		意見 ②	書類の整理・保管のやり方について	121
				意見 ③	再開発事業に関する市の要綱について	121
21	中新町山手地区 第一種市街地再開発事業(補助金) (理由④)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 住宅まちづくり課	意見 ①	補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について	126
		効率的で計画的な土地利用の推進		意見 ②	市街地再開発事業に関する市民への情報開示について	126
22	市営住宅管理運営事業	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 住宅まちづくり課	意見 ①	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	152
		安全で快適な住まいの確保		意見 ②	管理運営費の水準について	154
23	市営住宅維持補修事業(補助)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 住宅まちづくり課	なし	—	—
		安全で快適な住まいの確保				
24	小柳第一団地建替事業(補助)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 住宅まちづくり課	なし	—	—
		安全で快適な住まいの確保				
25	放置危険空き家対策事業 (理由②)	防災体制・雪対策の充実	都市整備部 住宅まちづくり課	意見 ①	空き家等に関する対策の実施状況報告について	106
		空家等対策の推進		意見 ②	空家対策事業実施要綱の必要性について	107
26	青森市空き家・空き地バンク事業 (理由②)	防災体制・雪対策の充実	都市整備部 住宅まちづくり課	なし	—	—
		空家等対策の推進				
27	青森駅周辺整備推進事業費(交付金) (理由④)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 都市政策課	指摘 ①	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について	130
		効率的で計画的な土地利用の推進				
28	青森駅周辺整備推進事業費(単独) (理由④)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 都市政策課	なし	—	—
		効率的で計画的な土地利用の推進				
29	青森操車場跡地周辺整備推進事業 (理由④)	土地利用・都市 景観の形成	都市整備部 都市政策課	なし	—	—
		効率的で計画的な土地利用の推進				
30	地域間バス路線維持事業 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 都市政策課	なし	—	—
		域内交通の充実				

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見		
				区分	表題	頁
31	公共交通円滑化 促進事業 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 都市政策課	なし	—	—
		域内交通の充実				
32	浅虫温泉駅バリア フリー設備整備 事業 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 都市政策課	なし	—	—
		域内交通の充実				
33	バス路線再編事 業 (理由⑤)	交通インフラの充実	都市整備部 都市政策課	指 摘 ①	委託料の積算について	161
		域内交通の充実		指 摘 ②	乗降調査の結果報告について	162
				意 見 ①	業務報告書の提出日の記載に ついて	162
				意 見 ②	利用者数が著しく少ない便に ついて	163
34	除排雪対策事業 (理由①)	防災体制・雪対 策の充実	都市整備部 道路維持課	意 見 ①	浜町処理施設に係る負担金の 概算払いについて	91
		克雪体制の整備				
35	除排雪対策事業 (交付金) (理由①)	防災体制・雪対 策の充実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—
		克雪体制の整備				
36	冬期歩行者空間 確保貸与除雪機 整備事業 (理由①)	防災体制・雪対 策の充実	都市整備部 道路維持課	指 摘 ①	借受団体からの報告書の徴求 について	95
		克雪体制の整備		指 摘 ②	除雪機の貸付日について	95
37	道路照明灯維持 管理事業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—
		快適な道路交通 環境の確保				
38	道路台帳整備事 業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—
		快適な道路交通 環境の確保				
39	道路補修・清掃 事業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—
		快適な道路交通 環境の確保				
40 41	道路施設等維持 管理事業 道路施設等維持 管理事業 道路施設等維持 管理事業(工事) (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	指 摘 ①	全額前払とする理由書につい て	168
		快適な道路交通 環境の確保		指 摘 ②	指定管理者からの適時報告に ついて	168
				意 見 ①	契約工期の設定について	169
				意 見 ②	駐車場利用者増加に向けた方 策について	170
42	道路ストック修繕 事業(単独) (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	意 見 ①	契約工期の設定について	175
		快適な道路交通 環境の確保				

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見				
				区分	表題	頁		
43	道路ストック点検 事業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—		
		快適な道路交通 環境の確保						
44	橋梁長寿命化修 繕事業(交付金) (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—		
		快適な道路交通 環境の確保						
45	道路整備事業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—		
		快適な道路交通 環境の確保						
46	道路環境改善事 業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路維持課	なし	—	—		
		快適な道路交通 環境の確保						
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (理由①) (佃地区)(交付 金) (理由①) (篠田地区)(単 独) (理由①) (篠田地区)(交 付金) (理由①) (交付金)(浪岡) (理由①)	防災体制・雪対 策の充実	都市整備部 道路建設課	意 見 ①	流雪溝整備を行う地区の優先 順位の事後説明について	102		
		克雪体制の整備		意 見 ②			浪岡地区における管理組合の 組成、ランニングコストの利用 者負担への移行について	103
		意 見 ③		流雪溝管理組合の監事監査 報告書の入手について			104	
52 53 54 55 56 61	道路・街路整備 事業 油川新城線(3・ 4・16)道路整備 事業(交付金) (理由⑤) 浅虫ダム線道路 整備事業(単独) (理由⑤) 金浜小畑沢線道 路整備事業(交 付金) (理由⑤) くらしの道道路整 備事業(交付金) (単独) (理由⑤)	交通インフラの充 実	都市整備部 道路建設課	意 見 ①	最低制限価格制度の運用に ついて	187		
		快適な道路交通 環境の確保						

No	事務事業名	青森市総合計画 政策(上段) 施策(下段)	担当部 所管課	指摘事項・意見		
				区分	表題	頁
	3・2・2号内環状 線(浜田)街路整 備事業(交付金) (理由⑤)					
57	岡田橋橋梁整備 事業(交付金) (理由⑤)	交通インフラの充 実 快適な道路交通 環境の確保	都市整備部 道路建設課	なし	—	—
58	3・5・4号堤町通り 浜田線(奥野)整 備事業(負担金) (交付金) (理由⑤)	交通インフラの充 実 快適な道路交通 環境の確保	都市整備部 道路建設課	なし	—	—
59	3・5・4号堤町通り 浜田線(奥野)整 備事業(負担金) (単独) (理由⑤)	交通インフラの充 実 快適な道路交通 環境の確保	都市整備部 道路建設課	なし	—	—
60	3・4・2号西滝新 城線(新城1)整 備事業(負担金) (交付金) (理由⑤)	交通インフラの充 実 快適な道路交通 環境の確保	都市整備部 道路建設課	なし	—	—
62	地籍調査事業 (単独) (理由④)	土地利用・都市 景観の形成 効率的で計画的 な土地利用の推 進	都市整備部 用地課	意 見 ①	保守業務に係る作業記録につ いて	134
63	浪岡地区コミュニ ティバス運行事業 (理由⑤)	交通インフラの充 実	浪 岡 振 興 部 総務課	意 見 ①	委託料の積算に使用する見積 書(見積単価)内訳の入手に ついて	157
		広域交通の充実		意 見 ②	委託料の見直しについて	158
—	目標値	防災体制・雪対 策の充実 克雪体制の整備	都市整備部 道路維持課	意 見 ①	除雪ボランティア登録者数の 目標値に対する実績値につい て	32

最終行の事務事業名に目標値と記載した項目については、『第 3. 基本政策における目標とする指標』「1. 目標値と令和 2 年度の実績値」の比較から検出された意見である。

第3. 監査の結果及び意見のない事業の概要

監査の結果、指摘事項及び意見がない事業について、政策、施策毎に担当部・課、令和2年度当初予算、事業概要の一覧表として示したものが〔表 4-3-1 監査の指摘事項及び意見がない事業の概要〕である。

〔表 4-3-1 監査の指摘事項及び意見がない事業の概要〕

(単位:千円)

政策			施策	
No	事務事業名	担当部・課	令和2年度 当初予算	事業概要
第1節 防災体制・雪対策の充実			〔第1項〕市民防災の促進	
1	庁舎等耐震対策事業	総務部管財課	399,896	令和元年度に完成・供用された青森市役所新庁舎に係る外構工事等(新庁舎外構工事、新庁舎外構電気設備工事、新庁舎建設地中熱利用設備)を実施する事業である。
4	通信施設・設備等整備事業	総務部危機管理課	13,759	防災行政無線のほか、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、青森県防災情報ネットワークなど複数の通信設備を整備・保守管理し、情報ネットワークの多重化を図ることで、災害時において機能的かつ確実な情報収集及び伝達を目的とする事業である。
第1節 防災体制・雪対策の充実			〔第2項〕災害防止対策の推進	
5	急傾斜地崩壊防止対策事業(県事業負担金)	都市整備部公園河川課	8,000	急傾斜地崩壊危険箇所(高低5m以上、傾斜角30度以上)について、住民の生命や財産を守るため崩壊防止を行う。
第1節 防災体制・雪対策の充実			〔第3項〕克雪体制の整備	
35	除排雪対策事業(交付金)	都市整備部道路維持課	502,543	市が行う除排雪対象路線のうち、国で定めた雪寒指定道路について、社会資本整備総合交付金を活用し、除排雪作業を実施するもの。
第1節 防災体制・雪対策の充実			〔第4項〕空家等対策の推進	
26	青森市空き家・空き地バンク事業	都市整備部住宅まちづくり課	390	青森市内にある空き家・空き地の売却または賃貸を希望する空き家・空き地所有者より申し込みを受け、空き家・空き地の利用を希望しているかたにホームページ等で情報提供を行い、取引に繋げる制度である
第2節 土地利用・都市景観の形成			〔第1項〕効率的で計画的な土地利用の推進	
28	青森駅周辺整備推進事業費(単独)	都市整備部都市政策課	4,444	青森駅周辺地区の一体的なまちづくりを推進する。
29	青森操車場跡地周辺整備推進事業	都市整備部都市政策課	550,225	青森操車場跡地は、市の中央部に位置し、昭和59年に操車場としての機能を停止してから広大な遊休地となっている。この土地利用についての整備推進事業である。
第2節 土地利用・都市景観の形成			〔第2項〕自然環境と調和した都市景観の形成	
11	公園施設補修事業	都市整備部公園河川課	9,400	老朽化、劣化等により破損した都市公園、児童遊園、開発緑地等の公園施設の修繕工事、改良、更新等を行う事業である。

政策			施策	
No	事務事業名	担当部・課	令和2年度 当初予算	事業概要
12	都市公園安全・安心対策事業	都市整備部公園河川課	38,191	市内の公園施設の維持修繕・改築更新と共に、予防保全的・計画的な維持修繕や改築更新を図るための長寿命化計画の見直しを行う。
14	公園樹・街路樹等維持管理事業(浪岡)	浪岡振興部都市整備課	5,639	浪岡地区の公園施設の植栽及び街路樹について、緑に囲まれた環境への満足度向上を図るため、樹木剪定、薬剤散布、草刈除草、樹木雪囲等を行う。
第2節 土地利用・都市景観の形成			〔第3項〕安全で快適な住まいの確保	
23	市営住宅維持補修事業(補助)	都市整備部住宅まちづくり課	82,852	青森市公営住宅等長寿命化計画に基づき、基本方針(住宅ストックの状況把握・修繕の実施及びデータ管理、ライフサイクルコスト削減に向けた長寿命化対策の実施)に沿って計画的に実施する維持補修事業である。
24	小柳第一団地建替事業(補助)	都市整備部住宅まちづくり課	1,192,561	昭和40年代に建設した小柳第一団地の建替事業である。平成20年に建替計画が策定され、D及びE棟が既に完成、A棟が令和3年度引き渡された。
第3節 交通インフラの充実			〔第1項〕広域交通の充実	
16	港湾整備事業(国直轄事業負担金)	都市整備部公園河川課	61,355	国直轄港湾整備事業である青森港沖館地区及び本港地区の岸壁老朽化対策事業に対する市の整備負担額支出事業である。
17	港湾環境整備事業(県補助事業負担金)	都市整備部公園河川課	26,000	青森県の青森港海域環境創造事業(本港地区)に係る市の整備負担額支出事業である。
18	県単独港湾整備償還負担金事業	都市整備部公園河川課	42,128	青森県の港湾整備事業及び臨海土地造成事業に係る市の整備負担額支出事業である。
19	県単独港湾維持調査事業負担金	都市整備部公園河川課	5,042	青森県の港湾施設維持事業(主として浚渫)及び維持管理に係る調査事業を行った際の市の負担額支出事業である。
第3節 交通インフラの充実			〔第2項〕域内交通の充実	
30	地域間バス路線維持事業	都市整備部都市政策課	41,320	地域交通確保のための必要な支援措置として、国、県、沿線市町村と連携、分担を図りながらバス路線維持のため必要な支援を実施する。
31	公共交通円滑化促進事業	都市整備部都市政策課	25,881	観光客等の利便性確保に向け、新青森駅と青森駅などの交通拠点や主な観光施設を結ぶ二次交通として青森市シャトル・ルートバスを運行する。
32	浅虫温泉駅バリアフリー設備整備事業	都市整備部都市政策課	15,336	浅虫温泉地区の活性化や広域観光を推進していく上で、観光客の受入態勢を強化する必要があるため、浅虫温泉駅のバリアフリー整備を推進する。
第3節 交通インフラの充実			〔第3項〕快適な道路交通環境の確保	
37	道路照明灯維持管理事業	都市整備部道路維持課	62,797	市内の主要幹線道路に設置されている道路照明灯の不点灯等を修繕し、道路環境の維持及び道路交通安全確保を図る。また、平成30年度に、道路照明灯及び公園照明灯の包括的なLED化にあたり、ESCO事業を導入し、平成31年1月からESCOサービスを開始している。

政策			施策	
No	事務事業名	担当部・課	令和2年度 当初予算	事業概要
38	道路台帳整備事業	都市整備部 道路維持課	21,939	工事等による整備や区画整理事業のほか、開発行為で築造され新たに市道となった道路の台帳整備を行うもの。
39	道路補修・清掃事業	都市整備部 道路維持課	193,253	交通量の増加及び道路施設の老朽化等に伴う道路破損箇所の補修整備や市道の清掃、市民協力の生活道路側溝清掃による汚土収集などを行い、道路交通の安全確保や生活環境の向上を図る。
43	道路ストック点検事業	都市整備部 道路維持課	25,086	橋梁等の道路ストックは5年に一度の定期点検が義務付けられていることから、継続して橋梁の点検を行うものである。
44	橋梁長寿命化修繕事業 (交付金)	都市整備部 道路維持課	200,192	平成25年度に策定し、平成30年に更新した「青森市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の補修工事を実施する。
45	道路整備事業	都市整備部 道路維持課	177,000	道路の舗装や側溝の改修・新設により、道路機能の確保と生活環境の向上を図る。
46	道路環境改善事業	都市整備部 道路維持課	100,000	令和元年度冬期の小雪により道路補修工事に早期着工が可能となることから、傷みが激しい生活道路を緊急的に補修する。
57	岡田橋橋梁整備事業(交付金)	都市整備部 道路建設課	28,100	利用者の安全の確保を図るため、歩道橋を整備するものである。令和2年度は、橋梁詳細設計の業務委託を実施している。
58	3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)整備事業(負担金)(交付金)	都市整備部 道路建設課	27,000	市内交通の分散化と交通の円滑化を図り、歩行者・自転車の交通安全を確保するため区間を整備する事業である。当該事業は青森県の実施する事業であり、市から県への負担金を拠出するものである。
59	3・5・4号堤町通り浜田線(奥野)整備事業(負担金)(単独)	都市整備部 道路建設課	51,900	
60	3・4・2号西滝新城線(新城1)整備事業(負担金)(交付金)	都市整備部 道路建設課	7,500	道路のネットワーク化や安全な歩行者空間確保のため区間を整備する事業である。市から青森県へ負担金を拠出するものである。

第 4. 監査の結果及び意見のまとめ

監査の指摘事項及び意見について、「予算」、「決算」、「契約」、「財産管理」、「運営管理・事務処理及び内部統制」、「市民への情報提供」という6つの類型に分けて再整理している。また、監査結果として取り上げた「指摘事項」又は「意見」は、監査要点としての合規性、有効性、経済性・効率性のどの監査要点に主として依拠しているのかについて記載している。「指摘事項」又は「意見」の内容をみると複数の監査要点に複合的に関与しているものがあるため、唯一絶対的に記載した監査要点に依拠していると捉えないでいただきたい。飽くまで判断の拠り所として、関係性の強いものを監査要点として記載している。

さらに市が作成した「令和 2 年度 包括外部監査結果に対する措置状況報告書」における対応方針区分として、「個別」、「全庁」に分けて記載されていることから、今後の市の参考に供するために「対応」の欄に「個別」又は「全庁」と記載している。

本表が令和 3 年度の包括外部監査による「指摘事項」又は「意見」に対応するうえで、今後の対応に対する指針の拠り所になるように報告するものである。

なお、この項において下線の引いた事務事業名は、複合事業名称である。

1. 予算に係る監査の結果及び意見

[表 4-4-1 監査の結果及び意見のまとめ ①予算]

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
33	バス路線再編事業	都市整備部 都市政策課	委託料の積算について	経済性 効率性	個別	161	①	—
項目数合計							1	0

予算に影響を及ぼす内容のものを掲げている。

2. 決算に係る監査の結果及び意見

[表 4-4-2 監査の結果及び意見のまとめ ②決算]

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
10	公園施設管理事業	都市整備部 公園河川課	指定管理者の令和 2 年度収支報告書の増減分析について	経済性 効率性	個別	138	—	①
10	公園施設管理事業	都市整備部 公園河川課	第三者機関による指定管理者の決算書の監査について	経済性 効率性	個別	139	—	②
10	公園施設管理事業	都市整備部 公園河川課	指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない	合規性	個別	139	—	③

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
20	新町一丁目地区 優良建築物等整 備事業（補助）	都市整備部 住宅まちづ くり課	補助事業者からの決 算書の入手について	経済性 効率性	個別	120	—	①
21	中新町山手地区 第一種市街地再 開発事業（補助 金）	都市整備部 住宅まちづ くり課	補助申請書に関して 特殊事業があった場 合の注釈の記入につ いて	経済性 効率性	個別	126	—	①
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付 金) (篠田地区)(単 独) (篠田地区)(交 付金) (交付金)(浪岡)	都市整備部 道路建設課	流雪溝管理組合の監 事監査報告書の入手 について	法規性	個別	104	—	③
項目数合計							0	6

いずれも意見であるが、最終的には決算に影響を及ぼす内容のものについて掲げている。

3. 契約に係る監査の結果及び意見

[表 4-4-3 監査の結果及び意見のまとめ ③契約]

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
7	水路浚渫事業 (請負)	都市整備部 公園河川課	くじ引き落札の増加 傾向に備えた最終落 札方法の模索につい て	有効性	全庁	72	—	①
8	水路護岸整備事 業	都市整備部 公園河川課	くじ引き落札の実態 からみた改革の必要 性について	有効性	全庁	75	—	①
52 53 54 55 56 61	道路・街路整備 事業 油川新城線(3・ 4・16)道路整備 事業(交付金) 浅虫ダム線道路 整備事業(単独) 金浜小畑沢線道 路整備事業(交付 金) くらしの道道路 整備事業(交付金 及び単独) 3・2・2号内環状 線(浜田)街路整 備事業(交付金)	都市整備部 道路建設課	最低制限価格制度の 運用について	有効性	全庁	187	—	①
63	浪岡地区コミュ ニティバス運行 事業	浪岡振興部 総務課	委託料の積算に使用 する見積書(見積単 価)内訳の入手につ いて	経済性 効率性	個別	157	—	①

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
63	浪岡地区コミュニティバス運行事業	浪岡振興部 総務課	委託料の見直しについて	経済性 効率性	個別	158	—	②
項目数合計							0	5

(1)最低制限価格、くじ引き落札の本質的な問題点は何か。

[表 4-4-4 予定価格、最低制限価格及びくじ引き落札について]

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		××者	くじ引き対象者	××者
区分		予定価格(事後公表) (注3)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		×××××		×××××
消費税抜(円)		×××××		×××××
注 2 工 事 内 訳 書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	×××××	97/100	×××××
	共通仮設費	×××××	90/100	×××××
	現場管理費	×××××	90/100	×××××
	一般管理費	×××××	55/100	×××××
	合計	×××××	—	×××××
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2) 青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				
(注3) 青森市予定価格の事後公表に関する試行要領(実施期日:平成24年4月17日から)				

最低制限価格は非公表であるが、金抜き設計書が事前公表されると工事内訳書の配分比率が青森市最低制限価格制度要綱により公表されているので、業者が専用の積算ソフトを持っていると容易に入札価格と工事内訳書の費目別内訳を計算できる。

入札に参加する業者が同じように計算できれば、市が示した最低制限価格(消費税抜)と同価の入札価格が最低制限価格に吸い付くように集中することになる。その結果、多数者の応札による「くじ引き落札」という事態を招くことになる。

そこで検討しなければならないのは、①最低制限価格についての市の現況における取り扱いはどうになっているのか。②市は予定価格、最低制限価格についてどのように対応していくのか。③他の競争的条件をどのように付加することができるのか。これらの3点について以下に見ることにする。

(2)最低制限価格について

「公共工事の入札契約制度に係る現状と課題について」(国土交通省 2012年より)によれば、

以下のような記述がある。

予定価格、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の事前公表については、建設企業の見積努力を損なわせ、また、くじ引きによる落札の増加、すなわち偶然による受注が増加することになり、結果として技術力・経営力に優れた企業の努力が報われない状況を招くことから、国は地方公共団体に対し、事後公表への移行を要請してきた。予定価格を事前公表すると、最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を容易に類推できるようになり、これらの価格付近に応札価格が誘導される形で応札行動にゆがみが生じるとともに、この結果、事前公表のみを採用している都道府県では事後公表のみとしている都道府県に比べくじ引き落札の発生率が 2.4 倍と高くなっており、依然として事前公表の取りやめが重要な課題であると考えられる。

また、契約事務の改善に対する重大な示唆として受け取るべきと思われる以下の記事を紹介したい。

適正な競争の確保と適正価格での契約という、入札・契約制度の本来の目標に照らせば弊害しかない。発注者には、予定価格を守秘義務の対象として毅然とした姿勢で不正防止に取り組んでほしい。予定価格の事前公表は即刻やめるべきだ。そして問題なのは予定価格の事前公表だけではない。くじ引きによる落札者の決定を引き起こす最低制限価格の事前公表を行っている地方公共団体が 142 団体、低入札価格調査基準価格の事前公表を行っている団体が 50 団体あった。言語道断と言うしかない。(建通新聞 電子版 2016 年 12 月 26 日より)

(3) 令和 2 年度における措置状況について

「令和 2 年度青森市包括外部監査結果報告書 高齢者福祉および子育て支援の充実にかかる財務事務の執行について」においては、契約行為に関する項目の中で「児童遊園遊具等改修事業」(福祉部福祉政策課)に対する意見 33 として「予定価格の事前公表について(その 1)」と「ちびっこ広場遊具等改修事業」(福祉部福祉政策課)に対する意見 34 として「予定価格の事前公表について(その 2)」に「くじ引き落札」に関する記載が簡単に記載されている。

令和 3 年 8 月 19 日に公表された監査結果に対する措置状況報告書をみると、「指摘事項・意見」検証シート個票において担当課(福祉部福祉政策課、総務部契約課)の今後の対応として以下のように記載されている。

くじ引きによる落札者が多発している要因としては、工事費の積算に使用する積算基準書や労務費、材料費等の単価が公表されていることに加え、工事費の積算ソフトが一般に流通していることが挙げられ、この積算ソフトにより試算を重ねるなどの企業努力により、最低制限価格と同額の応札が可能となったものと思慮しています。

本市では、国や県の動向、他都市の取組状況を参考にしながら、総合評価落札方式の導入や予定価格の事後公表を段階的に拡大するなど、適宜、契約制度の見直しを行ってきたところであり、今後も引き続き、競争性、公正性、透明性の確保に努めていきます。

(「指摘事項・意見」検証シート個票から抜粋)

因みに、令和 3 年 6 月現在における「政令指定都市及び県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格制度等の運用状況」(全建調べ)によると市の運用状況は以下のとおりとなっている。

〔表 4-4-5 県庁所在市における最低制限価格及び低入札価格制度等の運用状況〕

中央公契連モデルへの対応	平成 31 年モデル以上	
予定価格の公表時期	事前・事後併用	
項目	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
対象工事	130 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上
算定式	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55	直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55
設定範囲	8/10～	8/10～
失格基準	/	直接工事費×0.86 共通仮設費×0.80 現場管理費×0.80 一般管理費×0.43 上記のいずれかを下回った場合失格
公表時期		非公表
総合評価方式の評価項目	本店所在地等	あり
	地域貢献度	あり
	手持工事量	なし

上表の総合評価方式の評価項目について、本店所在地等、地域貢献度が評価項目として取り上げられているが、「総合評価落札方式の運用の手引き(特別簡易型) 令和 3 年 11 月 青森市総務部契約課 5 価格以外の評価項目一覧」では以下のように記載されている。

〔表 4-4-6 総合評価落札方式 価格以外の評価項目〕

	評価項目	評価基準	配点
1 企業の施工実績	平成 23 年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	青森市、国又は青森県で同種・類似工事の実績あり	2.0
		その他の公共工事発注機関で同種・類似工事の実績あり	1.0
		上記以外	0
	青森市発注工事の平成 29～令和 2 年の工事成績の評定の平均点	80 点以上	3.0
		75 点以上 80 点未満	2.0
		70 点以上 75 点未満	1.0
		上記以外	0
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任(監理)技術者への配置	1.0
		現場代理人への配置	0.5
上記以外		0	
2 地理的条件	本店の所在地の有無	青森市内に本店を有する	1.0
		上記以外	0
小計			7.0
3 配置予定技術者の能力	省略	省略	省略
		省略	省略
小計			5.0

	評価項目	評価基準	配点
4 地域貢献	災害協定締結の有無	青森市と災害協定を締結している	1.0
		青森県と災害協定を締結している	0.5
		上記以外	0
	令和元年度以降における地域防災への協力体制の有無	地域防災への協力体制の実績あり	0.5
		上記以外	0
	平成30年度以降における除雪業務の実績	青森市管理道路の除雪業務委託の実績あり	3.0
		青森市内において、国、青森県管理道路の除雪業務委託の実績あり	2.0
		上記以外	0
	連携除排雪協定締結の有無	青森市と連携除排雪協定を締結している	1.0
		上記以外	0
青森市の施策への貢献度	あおり健康づくり実践企業に認定済み	0.5	
	上記以外	0	
小計	※土木一式工事及び舗装工事以外の場合は2.0		6.0
合計	※土木一式工事及び舗装工事以外工事以外の場合は14.0		18.0

企業の施工実績では平成23年以降の同種・類似工事の工事実績、平成29年以降の工事成績の評定、地域貢献では平成30年度以降における除雪業務実績を重視した配点が行われていることから過去の工事・業務を重んじた評価方式であると言える。

また、「青森市行財政改革プラン(2019～2023)【概要版】」によると「I 効果的・効率的な行政運営 2 効率的な行政運営 (2)適正な事務処理の推進 ④入札制度の見直し」において、強化項目として以下のように記載されている。

価格と品質が優れた公共調達を図ることを目的に導入する総合評価落札方式について、効果や課題を踏まえ、業種の拡大や導入対象となる設計金額の引き下げを検討し、本格導入を目指します。

このことから分かるように「最低制限価格」・「くじ引き落札」は全庁的な課題として本腰を入れて取り組んでいかなければならない重要案件であることは論を待たない。

(4)他の自治体の取組はどうか。他の競争的条件をどのように付加するのか。

他の自治体の例であるが長岡市においては、長岡市役所職員が市発注工事の入札に関する情報を漏洩した事件を契機として職員の職務遂行の公正性の保持と公務に対する社会的信用の回復を図るため2019年2月に「長岡市入札・契約制度に関する検討委員会」を設置している。この委員会が中間報告した「長岡市の入札・契約制度改革への提言」の中で次のような意見等を公表している。

<委員会における意見等>

- ・複数事業者による同額入札とくじ引きによる落札者決定の案件が多数確認されたが、くじ引きで落札者を決定することが多い自治体は、他にもあることが分かった。
- ・このことに関連し、「長岡市に限らず、各事業者が情報公開制度等を活用して過去の工事を研究していると同時に、計算ソフト導入などで積算能力が向上している。特に土木工事では他と比べて発注者の設計額と同額での積算が比較的容易となっているのではないか。」との説明を市から受けた。
- ・こうした中、長岡市では、同額入札によるくじ引き件数の増加に応じて、「くじ引き」を減らすために

工事積算を複雑化する対策を頻繁に行ってきた。しかし、複雑化を行った後も、各事業者が情報公開制度を活用し工事設計書を閲覧等してさらに研究するため、再び「くじ引き」が増加するということが繰り返されていることが分かった。

- ・概ね過去 10 年間の落札状況では、最低制限価格と同額の落札も多数あるが、同時に、最低制限価格近傍の額で入札を行う事業者も多いことが分かった。こうしたことから、積算能力が向上し、発注者の傾向も把握した多くの事業者による最低制限価格帯での競争が行われていることがうかがえた。
- ・なお、設計額、予定価格及び最低制限価格の事後公表の時期等は、県内自治体とほぼ同じであり、国の指針にも反していないことが分かった。

市においても全国に先駆けて「くじ引き落札」に関する有効な契約制度、つまり価格だけではなく技術力・信用力を総合評価するための基準を策定する等の検討を重ねて実行に移していかなることを期待したい。

また、他の競争的条件をどのように付加するのかについては、No.12 水路浚渫事業(請負)において記載した宇佐市の事例、No.57 浅虫ダム線道路整備事業において記載した大阪市の事例等を参考として、その他自治体の事例を研究して市独自の契約制度の構築に期待したい。

4. 財産管理に係る監査の結果及び意見

「財産管理に係る監査の結果及び意見」に関して、該当するものはない。

5. 運営管理・事務処理及び内部統制に係る監査の結果及び意見

[表 4-4-7 監査の結果及び意見のまとめ ⑤運営管理・事務処理及び内部統制]

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
2 3	駐車場管理 運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	総務部管 財課	事務委託料の適切な案分について	経済性 効率性	個別	114	—	③
2 3	駐車場管理 運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	総務部管 財課	アウガ駐車場の有効活用について	有効性	個別	115	—	④
9	貴船川河川改修事業(補助)	都市整備部公園河川課	繰越明許費の支出命令書における記載方法について	合规性	個別	81	—	①
9	貴船川河川改修事業(補助)	都市整備部公園河川課	需用費の検収について検収日の記載がない	有効性	全庁	84	—	②

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
10	公園施設管理事業	都市整備部公園河川課	公園利用者からのアンケート調査の活用について	有効性	個別	140	—	④
13	公園樹・街路樹等維持管理事業	都市整備部公園河川課	各契約の委託料支払方法について	経済性 効率性	全庁	143	—	①
15	公園施設管理事業（浪岡）	浪岡振興部都市整備課	納品書、請求書の日付記入について	有効性	全庁	146	—	①
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	都市整備部住宅まちづくり課	書類の整理・保管のやり方について	経済性 効率性	個別	121	—	②
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	都市整備部住宅まちづくり課	再開発事業に関する市の要綱について	有効性	個別	121	—	③
22	市営住宅管理運営事業	都市整備部住宅まちづくり課	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	有効性	個別	152	—	①
22	市営住宅管理運営事業	都市整備部住宅まちづくり課	管理運営費の水準について	有効性	個別	154	—	②
25	放置危険空き家対策事業	都市整備部住宅まちづくり課	空家対策事業実施要綱の必要性について	有効性	個別	107	—	②
27	青森駅周辺整備推進事業費（交付金）	都市整備部都市政策課	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について	合规性	個別	130	①	—
33	バス路線再編事業	都市整備部都市政策課	乗降調査の結果報告について	有効性	個別	162	②	—
33	バス路線再編事業	都市整備部都市政策課	業務報告書の提出日の記載について	有効性	個別	162	—	①
33	バス路線再編事業	都市整備部都市政策課	利用者数が著しく少ない便について	有効性	個別	163	—	②
34	除排雪対策事業	都市整備部道路維持課	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて	経済性 効率性	個別	91	—	①
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	都市整備部道路維持課	借受団体からの報告書の徴求について	合规性	個別	95	①	—
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	都市整備部道路維持課	除雪機の貸付日について	合规性	個別	95	②	—

No	事務事業名	担当部課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	都市整備 部道路維 持課	全額前払とする理由書に ついて	経済性 効率性	個別	168	①	—
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	都市整備 部道路維 持課	指定管理者からの適時報 告について	有効性	個別	168	②	—
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	都市整備 部道路維 持課	契約工期の設定について	有効性	個別	169	—	①
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	都市整備 部道路維 持課	駐車場利用者増加に向け た方策について	有効性	個別	170	—	②
42	道路ストッ ク修繕事業 (単独)	都市整備 部道路維 持課	契約工期の設定について	有効性	個別	175	—	①
48 49 51 50 47	流雪溝整備 事業 (佃地区)(単 独) (佃地区)(交 付金) (篠田地区) (単独) (篠田地区) (交付金) (交付金)(浪 岡)	都市整備 部道路建 設課	浪岡地区における管理組 合の組成、ランニングコス トの利用者負担への移行に ついて	有効性	個別	103	—	②
62	地籍調査事 業(単独)	都市整備 部用地課	保守業務に係る作業記録 について	有効性	個別	134	—	①
項目数合計							6	20

(1) 運営管理・事務処理及び内部統制の識別について

運営管理と事務処理・内部統制を識別して、整理したものが以下の表である。

[表 4-4-8 運営管理と事務処理・内部統制の識別]

No	事務事業名	表題		ポイント	事務処理・内部統制及び運営管理の区分
2 3	駐車場管理 運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	意見 ③	事務委託料の適切な案分について	委託料の配賦計算が、費用の発生に対応していない。発生した費用の積み上げ計算と現行の駐車可能台数による配賦計算と比較すると概算 3,345 千円の配賦不足となっている。	運営管理
2 3	駐車場管理 運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	意見 ④	アウガ駐車場の有効活用について	アウガ駐車場の利用率が 30.5%と低いことから利用率を高める諸方を提案し、駐車場使用料収入の改善を期待するもの。	運営管理
9	貴船川河川改修事業（補助）	意見 ①	繰越明許費の支出命令書における記載方法について	繰越明許費として処理する理由の記載がない。	事務処理・内部統制
9	貴船川河川改修事業（補助）	意見 ②	需用費の検収について検収日の記載がない	検収日の記載がない。	事務処理・内部統制
10	公園施設管理事業	意見 ④	公園利用者からのアンケート調査の活用について	公園利用者からのアンケート調査の結果を十分に活用していない。	運営管理
13	公園樹・街路樹等維持管理事業	意見 ①	各契約の委託料支払方法について	契約の細分化、支払回数が多さによって、事務負担が増大している。一定額未満の少額な維持管理委託契約を対象とした前金払の検討を望むもの。	事務処理・内部統制
15	公園施設管理事業（浪岡）	意見 ①	納品書、請求書の日付記入について	市の検収担当者による納品書、請求書への日付記入がない。	事務処理・内部統制
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	意見 ②	書類の整理・保管のやり方について	事業毎に書類の綴りが作成されていない。	事務処理・内部統制
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）	意見 ③	再開発事業に関する市の要綱について	No. 20 新町一丁目地区優良建築物等整備事業（補助）、No. 21 中新町山手地区第一種市街地再開発事業（補助）とも同一の要綱で処理している。国土交通省の取り扱いをみると、事業内容に応じた要綱が規定されていることに着目して提案したもの。	運営管理

No	事務事業名	表題		ポイント	事務処理・内部統制 及び運営管理の区分
22	市営住宅管理運営事業	意見 ①	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について、適正に処理することを提言したもの。	運営管理
22	市営住宅管理運営事業	意見 ②	管理運営費の水準について	事業計画書及び事業報告書に記載されている管理運営費は600千円と異常と思える低さである。指定管理者に対して業界統計値等に準じた適正な利益を確保させる業務委託の検討を促すもの。	運営管理
25	放置危険空き家対策事業	意見 ②	空家対策事業実施要綱の必要性について	空家対策事業実施要綱が作成されていない。	事務処理・ 内部統制
27	青森駅周辺整備推進事業費（交付金）	指摘 ①	消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について	補助事業者から消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書が入手されていない。	事務処理・ 内部統制
33	バス路線再編事業	指摘 ②	乗降調査の結果報告について	委託仕様書では受託者は乗降調査を行い、市に報告することが求められている。実態は、4日間の乗降調査を実施したが報告は3日間分だけであった。	運営管理
33	バス路線再編事業	意見 ①	業務報告書の提出日の記載について	業務報告書の日付記入は、受託者に実際の提出日を記載させるよう徹底させる。	事務処理・ 内部統制
33	バス路線再編事業	意見 ②	利用者数が著しく少ない便について	利用者が著しく少ない便について、利用者数の推移、地域の意見、要望を聞いて検討していく必要がある。	運営管理
34	除排雪対策事業	意見 ①	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて	浜町処理施設は青森港雪処理施設協議会で管理・運営されている。市の負担額は令和2年12月16日に概算払いされているが、このうち融雪槽内ゴミ流出防止網等設置撤去費及び周辺海域の水質調査費の市の負担分3,093千円は令和3年3月29日時点で全く支出されていない。	運営管理
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	指摘 ①	借受団体からの報告書の徴求について	要綱によれば借受団体は除雪機を使用して行った作業の実施状況その他の必要事項を市長に報告することになっているが、週報を提出していない団体があった。	運営管理
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	指摘 ②	除雪機の貸付日について	貸付要綱の貸付期間は12月1日から翌年3月31日まで、実態は11月から除雪機を貸出しており、貸出	事務処理・ 内部統制

No	事務事業名	表題		ポイント	事務処理・内部統制 及び運営管理の区分
				要綱を現実に即した記載とすべき。	
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	指 摘 ①	全額前払とする理由 書について	全額前払とする理由を記載 した前払理由書が必要である。	事務処理・ 内部統制
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	指 摘 ②	指定管理者からの適 時報告について	指定管理者から適時に報告 させる。	事務処理・ 内部統制
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	意 見 ①	契約工期の設定につ いて	工事完了日に見合った契約 工期の設定、完成引渡とな っていない。	事務処理・ 内部統制
40 41	道路施設等 維持管理事業 道路施設等 維持管理事業、道路施設 等維持管理 事業(工事)	意 見 ②	駐車場利用者増加に 向けた方策について	駐車場利用者増加に向けた 月極料金、クレジットカード、 電子マネー等のキャッ シュレス決済、回数券、プ リペイドカードの導入可能 性についての検討が必要で ある。	運営管理
42	道路ストック 修繕事業 (単独)	意 見 ①	契約工期の設定につ いて	積雪の前に余裕をもって工 事を終了するような工期設 定が必要である。	事務処理・ 内部統制
48 49 51 50 47	流雪溝整備 事業 (佃地区)(単 独) (佃地区)(交 付金) (篠田地区) (単独) (篠田地区) (交付金) (交付金)(浪 岡)	意 見 ②	浪岡地区における管 理組合の組成、ランニ ングコストの利用者 負担への移行につい て	浪岡地区は平成17年にお ける合併前の浪岡町が母体 であり、行政運営方式によ り流雪溝管理が行われてい たと推察される。市の流雪 溝管理について、今後の市 の方針は組合管理方式で推 進する方向である。そこで 浪岡地区の流雪溝について 管理組合の組成、ランニン グコストの利用者への移行 について提言したものであ る。	運営管理
62	地籍調査事 業(単独)	意 見 ①	保守業務に係る作業 記録について	保守サービスの作業記録を 委託先から入手していな い。	事務処理・ 内部統制

(2) 中核市における内部統制について

「青森市行財政改革プラン(2019～2023)」によると「I 効果的・効率的な行政運営 2 効率的な行政運営、(2) 適正な事務処理の推進、①内部統制の強化」において、以下のように記載されている。

地方自治法の改正に伴い、内部統制に関する基本方針の策定及び必要な体制の整備に努めるよう規定されたことを踏まえ、現行の内部統制の取組を確実に実行していくとともに、他都市の動向や本市のこれまでの取組を検証し、内部統制の強化を進めていきます。
 全庁共通事務について、財務事務等の適正性を確保しながら、効果的・効率的な事務改善に取り組んでいきます。

この内容を見る限り内部統制を強化することは理解できるが、具体的にどのように進めていくかについては明確ではない。内部統制に取り組むことについては、やがて本格的な対応を迫られる時期が到来することは間違いのないことである。他都市の動向を見ながらという云わば待ちの姿勢ではなく、果敢に挑戦する姿勢を持って取り組まれることを期待したい。

中核市における取組として、豊橋市における内部統制は、先駆的事例として市のこれからの推進について参考になるものとして紹介したい。

本市では、地方自治法の改正に先駆け、平成 26 年度から次の独自の取組を実施しました。
 ・財務事務執行リスクに係るマニュアルの整備・運用及びモニタリングの実施(平成 26 年度～)
 ・事故発生時報告制度の確立及び運用(平成 27 年度)
 ・各課が把握するリスクへの対策(平成 27 年度)
 ・「事務引継ぎの手引き」の整備(平成 29 年度)
 ・判断基準の適合性に関する確認調査(平成 29 年度)
 豊橋市は地方自治法において内部統制制度の導入を義務付けられた団体ではありませんが、独自の内部統制に取り組んでいたことから、令和2年度より地方自治法に基づいた内部統制制度を実施しています。

(出所:豊橋市ホームページより)

(3) 運営管理について

[表 4-4-9 運営管理]

No	事務事業名	表題	ポイント	コメント	
2 3	駐 車 場 管 理 運 営 事 業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	意 見 ③	事務委託料の適切な案分について	委託料の配賦計算が、費用の発生に対応していない。発生した費用の積み上げ計算と現行の駐車可能台数による配賦計算と比較すると概算 3,345 千円の配賦不足となっている。	実態に対応した配賦計算方式を設定しなければならない。
		意 見 ④	アウガ駐車場の有効活用について	アウガ駐車場の利用率が 30.5%と低いことから利用率を高める諸方策を提案し、駐車場使用料収入の改善を期待するもの。	事業の有効性、事業の継続についての提案である。

No	事務事業名	表題		ポイント	コメント
10	公園施設管理事業	意見 ④	公園利用者からのアンケート調査の活用について	公園利用者からのアンケート調査の結果を十分に活用していない。	アンケート調査の活用を期待するもの。
20	新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)	意見 ③	再開発事業に関する市の要綱について	No. 20 新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)、No. 21 中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)とも同一の要綱で処理している。国土交通省の取り扱いをみると、事業内容に応じた要綱が規定されていることに着目して提案したもの。	特別に理由がある場合を除いて原則的な運用を期待するもの。
22	市営住宅管理運営事業	意見 ①	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について	指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について、適正に処理することを提言したもの。	管理運営費について適正な処理を促すもの。
22	市営住宅管理運営事業	意見 ②	管理運営費の水準について	事業計画書及び事業報告書に記載されている管理運営費は600千円と異常と思える低さである。指定管理者に対して業界統計値等に準じた適正な利益を確保させる業務委託の検討を促すもの。	ビジネス感覚を持った事業計画書及び事業報告書を検証する姿勢が求められる。
33	バス路線再編事業	指摘 ②	乗降調査の結果報告について	委託仕様書では受託者は乗降調査を行い、市に報告することが求められている。実態は、4日間の乗降調査を実施したが報告は3日間分だけであった。	仕様書を確実に遵守すること。
33	バス路線再編事業	意見 ②	利用者数が著しく少ない便について	利用者が著しく少ない便について、利用者数の推移、地域の意見、要望を聞いて検討していく必要がある。	事業に継続性、有効性に着眼した対応を期待するもの。
34	除排雪対策事業	意見 ①	浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて	浜町処理施設は青森港雪処理施設協議会で管理・運営されている。市の負担額は令和2年12月16日に概算払いされているが、このうち融雪槽内ゴミ流出防止網等設置撤去費及び周辺海域の水質調査費の市の負担分3,093千円は令和3年3月29日時点で全く支出されていないかった。	支出先の支払い実態に応じた柔軟な運用が求められる。
36	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業	指摘 ①	借受団体からの報告書の徴求について	要綱によれば借受団体は除雪機を使用して行った作業の実施状況その他の必要事項を市長に報告することになっているが、週報を提出していない団体があった。	要綱を確実に遵守すること。
40 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等	意見 ②	駐車場利用者増加に向けた方策について	駐車場利用者増加に向けた月極料金、クレジットカード、電子マネー等のキャッシュレス決済、回数券、プリペイドカ	将来の展望と利用者の利用実態に応じた柔軟な運営を望むもの。

No	事務事業名	表題		ポイント	コメント
	維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)			ードの導入可能性についての検討が必要である。	
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	意見②	浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について	浪岡地区は平成17年における合併前の浪岡町が母体であり、行政運営方式により流雪溝管理が行われていたと推察される。市の流雪溝管理について、今後の市の方針は組合管理方式で推進する方向である。そこで浪岡地区の流雪溝について管理組合の組成、ランニングコストの利用者への移行について提言したものである。	過去の経緯もあり一朝一夕に解決できる事項ではないと考えるが、今後引き続き対峙していかなければならない根深い事項であり、避けては通れない重要な事項である。

運営管理として抽出した内容を分析すると、以下のように類型化できる。

[表 4-4-10 運営管理の類型]

類型		No	指摘又は意見
1	事業の実態に応じた配賦基準、支払方法を設定する	2, 3	意見③
		34	意見①
2	事業の有効性、継続性を主眼として対応する	2, 3	意見④
		10	意見④
		22	意見①、意見②
		33	意見②
		40, 41	意見②
3	原則的な運用を実施する	20	意見③
4	要綱、仕様書を確実に遵守する	33	指摘②
		36	指摘①
5	その他	47-51	意見②

上表の類型化した項目番号の順に、監査人の意見を以下に記述する。

項目番号	監査人の意見
1	各事業において適用されている配賦基準や支払方法が、事業の実態に応じた方法になっているかどうか、つまり、事業の実態と乖離やズレが生じていないかどうか確認することが重要であることを示唆している。
2	事業の有効性、継続性の視点から、事業を全体から俯瞰して対応することを意見として述べている。
3	基本は、原則的な運用を推進することを述べている。
4	文言通り、要綱・仕様書を遵守することを意見としている。
5	類型化できないため、その他として記載した。

これらの類型化は、令和3年度の包括外部監査のテーマである「持続可能な都市づくり(防災体制・雪対策、土地利用・都市景観の形成、交通インフラの充実)にかかる財務事務の執行について」

の監査から垣間見えたものであるが、総じて言えば、他の事業や他の所管部・課においても内包している問題かもしれない。

6. 市民への情報提供に係る監査の結果及び意見

[表 4-4-11 監査の結果及び意見のまとめ ⑥市民への情報提供]

No	事務事業名	担当部・課	表題	監査要点	対応	頁	指摘	意見
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	総務部管財課	ホームページにおける料金表示について	有効性	個別	112	—	①
2 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	総務部管財課	ホームページにおける問合せ先の明示について	有効性	個別	113	—	②
6	水防事業	都市整備部 公園河川課	「洪水ハザードマップ」外国語版について	有効性	個別	69	—	①
21	中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)	都市整備部住宅まちづくり課	市街地再開発事業に関する市民への情報開示について	有効性	個別	126	—	②
25	放置危険空き家対策事業	都市整備部住宅まちづくり課	空き家等に関する対策の実施状況報告について	有効性	個別	106	—	①
48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	都市整備部 道路建設課	流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について	有効性	個別	102	—	①
項目数合計							—	6

市民への情報提供手段についてみると、ホームページ、広報活動としての広報あおもり(毎月2回発行)、青森市民ガイドブック、テレビ広報、ラジオ広報、市長記者会見、プレスリリース、青森市公式インスタグラム、青森市メールマガジン、青森市公式フェイスブックページ、青森市公式ツイッター等があることが市ホームページからわかる。

市民への情報提供に係る監査結果及び意見の内容は、青森市情報公開制度における開示できる情報である。([表 4-4-12 開示できる情報・開示できない情報]参照。)

〔表 4-4-12 開示できる情報・開示できない情報〕

開示できる情報	開示できない情報
実施機関(市役所各部・各課等)の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している行政文書	1.法令等の規定により公にすることができない情報 2.個人に関する情報 3.法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の事業に関する情報 4.犯罪の予防または捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報 5.審議、検討または協議に関する情報で公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等がある情報 6.事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

(出所:市ホームページより)

市民にとって必要な行政情報は、可能な限り積極的にかつ多くの市民に公平に公開されることが望ましいと考える。このような視点に立って、上掲した内容について市民に対する情報提供を提言するものである。

青森市総合計画体系図においても推進体制として、「市民ニーズの把握と分かりやすい情報提供」が明確に記されており、市民に対する情報提供の重要性について再認識をされたい。

7. 監査結果及び意見の総括

最後のまとめとして、「予算」、「決算」、「契約」、「財産管理」、「運営管理・事務処理及び内部統制」、「市民への情報提供」という類型化した監査の結果及び意見について、持続可能な都市づくりの政策・施策との関連で対応表示したものが以下の〔表 4-4-13 指摘事項・意見の要素別類型と政策・施策との対応表〕である。

〔表 4-4-13 指摘事項・意見の要素別類型と政策・施策との対応表〕 (単位:件)

政策・施策	指摘 意見	① 予算	② 決算	③ 契約	④ 財産	⑤ 運営	⑥ 市民	計
第1節 防災体制・雪対策の充実								
〔第1項〕 市民防災の促進	指摘							
	意見							
〔第2項〕 災害防止対策の推進	指摘							
	意見			2		2	1	5
〔第3項〕 克雪体制の整備	指摘					2		2
	意見		1			2	1	4
〔第4項〕 空家等対策の推進	指摘							
	意見					1	1	2
小計	指摘					2		2
	意見		1	2		5	3	11

政策・施策		指摘 意見	① 予算	② 決算	③ 契約	④ 財産	⑤ 運営	⑥ 市民	計
第2節 土地利用・都市景観の形成									
〔第1項〕 効率的で計画的な土地利用の推進	指摘						1		1
	意見			2			5	3	10
〔第2項〕 自然環境と調和した都市景観の形成	指摘								
	意見			3			3		6
〔第3項〕 安全で快適な住まいの確保	指摘								
	意見						2		2
小計	指摘						1		1
	意見			5			10	3	18
第3節 交通インフラの充実									
〔第1項〕 広域交通の充実	指摘								
	意見				2				2
〔第2項〕 域内交通の充実	指摘	1					1		2
	意見						2		2
〔第3項〕 快適な道路交通環境の確保	指摘						2		2
	意見				1		3		4
小計	指摘	1					3		4
	意見				3		5		8
合計	指摘	1					6		7
	意見			6	5		20	6	37
	計	1		6	5		26	6	44
指摘事項	合規性						3		3
	経済性・効率性	1					1		2
	有効性						2		2
	計	1					6		7
意見	合規性			2			1		3
	経済性・効率性			4	2		4		10
	有効性				3		15	6	24
	計			6	5		20	6	37
合計			1	6	5		26	6	44

上表の①予算から⑥市民は、監査の結果及び意見を類型化した〔表 4-4-1…中略…①予算〕～〔表 4-4-1…中略…⑥市民への情報提供〕に対応している。

『指摘事項』は、主として合規性に関する違反事項であるため迅速な対応が期待されるものである。

これに対して『意見』は、効率性・経済性、有効性の視点から取り上げられているものが多く、意見の内容をみると重層的で複合的な内容を包含しており、事業運営を効果的にマネジメントするうえでは容易ではなく、抜本的な解決には様々な議論を重ねて検討していく行程が必要で、かなり時間を要するものと推察される。

飽くまで監査人の主観的な判断で解決の難易度が高いと想定される『意見』を取り上げると以下のとおりとなる。

青森市総合計画の施策	No	事務事業名	区分	表題
効率的で計画的な土地利用の推進	2, 3	駐車場管理運営事業 青森駅前公園地下駐車場、アウガ駐車場	意見④	アウガ駐車場の有効活用について
災害防止対策の推進	7	水路浚渫事業(請負)	意見①	くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について
災害防止対策の推進	8	水路護岸整備事業	意見①	くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について
安全で快適な住まいの確保	22	市営住宅管理運営事業	意見②	管理運営費の水準について
域内交通の充実	33	バス路線再編事業	意見②	利用者数が著しく少ない便について
快適な道路交通環境の確保	40、 41	道路施設等維持管理事業 道路施設等維持管理事業、道路施設等維持管理事業(工事)	意見②	駐車場利用者増加に向けた方策について
克雪体制の整備	48 49 51 50 47	流雪溝整備事業 (佃地区)(単独) (佃地区)(交付金) (篠田地区)(単独) (篠田地区)(交付金) (交付金)(浪岡)	意見②	浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について
快適な道路交通環境の確保	52 53 54 55 56 61	道路・街路整備事業 油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金) 浅虫ダム線道路整備事業(単独) 金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) くらしの道道路整備事業(交付金)(単独) 3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)	意見①	最低制限価格制度の運用について
広域交通の充実	63	浪岡地区コミュニティバス運営事業	意見②	委託料の見直しについて

上表について市民の目線でみた場合、青森市総合計画の施策が目指す目標に照らして以下のような“市民の声”が聞こえてくるのではなかろうか。

例えば、No.2、No.3については「低すぎる利用度を高める方法はないのだろうか」、「公共資産

の利用を無駄なく有効に活用できる知恵はないのだろうか」、No.7、No.8については「災害防止対策の工事に「くじ引き」落札でよいのだろうか、工事品質が確保されているのだろうか」、No.47-No.51については「何時になったら克雪体制が整備できるのだろうか」。

最後に、監査人が検出した指摘事項又は意見に関する「事実認識」については、市の事業担当職員の認識との間に齟齬がなかったものと理解している。

そのうえで監査人が提案している改善の方向性についても、市の事業担当職員は大筋で合意しているものと受け止めている。

しかしながら、最終的に本報告書の記載内容の一部については完全に合意していないものもあることは承知をしている。

監査人は合規性、有効性、効率性・経済性の視点から指摘事項又は意見を述べており、特に意見については包括外部監査の立場から記載しているものであり、経営コンサルタントの立場から深層部分に切り込んだ改善提案を提示しているものではないが、問題点についてはオブラートで包んで問題点の本質をぼかしてしまうような対応はしていない。

改善にあたっては、監査人の検出事項は飽くまで議論の出発点として受け止めていただき、事実のデータ分析、費用対効果分析等を含めて多方面から検討して改善に着手し、実行されることを願うものである。

第5章 個別事業に関する監査の結果及び意見

第1. 「市民防災の促進」に関する事業の監査の結果及び意見

「市民防災の促進」に関する事業は、地域防災体制の強化と消防力の強化に関連する事業で、青森地域広域事務組合が関わっている事業が多いが、当該事務組合の事業については監査対象事業から除外した。

監査の結果、「市民防災の促進」に関する監査対象事業からは【監査結果及び意見】として【指摘事項】、【意見】がなかったため、本項に関する記載はない。

第2.「災害防止対策の推進」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.6 水防事業 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	水防事業
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	一般財源
事業実施期間	継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	水防法
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第1節 防災体制・雪対策の充実
	第2項 災害防止対策の推進

2. 事業の全体像

水防法の定めにより、洪水や高潮による水災を警戒、防御及び軽減することにより、市民の生命や財産を守る事業である。この内容は、以下のとおりである。

○水防器具や資材を備蓄して水防活動に備えること。

○「洪水ハザードマップ¹³」を作成し、堤防決壊、氾濫等の浸水情報や避難に関する情報を提供すること。

本事業のこれまでの推移をみると、以下のとおりとなる。

[表 5-2-1 本事業の推移]

平成 22 年度	水防法に基づき浸水想定区域(降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域)に指定された区域がある沖館川、新城川、天田内川、堤川、野内川、浪岡川に係る「洪水ハザードマップ」を作成し、当該河川の周辺世帯や公共施設等に配付した。
平成 29 年度	洪水ハザードマップを更新し、配付した。(避難判断水位が加わり、避難所等が更新された。)

¹³ [洪水ハザードマップ] 堤防決壊、氾濫等の浸水情報や避難に関する情報を住民にわかりやすく提供することにより、人的被害を防ぐことを主な目的として市町村が作成する地図。

令和2年度	洪水ハザードマップを更新した。(想定最大規模の雨量が創設され、7水系10河川となった。)
-------	--

〔表 5-2-2 活動回数(警報が発令された際の水門等のパトロール回数)推移について〕

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回数	6	3	1	3	3	6	2	5

令和2年度は、10月末現在の数値である。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	332	340	18,347	
実績	332	65	17,082	
財源内訳				
国庫支出金			9,000	
一般財源	332	65	8,082	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	196	ガラ袋、タフネルオイルプロッター他
委託料	16,874	ハザードマップ作成印刷業務委託
役務費	12	NTT 電話回線
合計	17,082	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 「洪水ハザードマップ」外国語版について

「洪水ハザードマップ」は令和2年度において内容を更新したが、外国語による「洪水ハザードマップ」は作成していない。印刷物の配付については、令和3年度において浸水想定区域に指定された区域の住民に対して行われた。

洪水から身を守ることは当然なことであり、乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等の区別なく等しく措置することは重要なことである。

公益財団法人 青森県国際交流協会によれば2020年12月末時点で青森市の外国人は1,084人、内訳はベトナム人302人、韓国人227人、中国人166人、アメリカ人57人、フィリピン人45人、タイ人36人、インドネシア人20人、ネパール人18人、その他213人となっている。

「洪水ハザードマップ」について各国の外国語版を作成するとなるとコストの面で障壁となるが、

少なくとも現在「市ホームページ」で公開されダウンロードできる日本語版「防災カード」が作成されていることから、この日本語版「防災カード」を基に英語版による「防災カード」を作成し、市ホームページ上で公開し、ダウンロードができる方法を提案したい。「防災カード」は「洪水ハザードマップ」と同一内容ではないが、「洪水ハザードマップ」の伝達すべき重要なポイントについて浸水想定区域に指定された区域の外国人に対して情報提供ができるものとする。

○No.7 水路浚渫事業(請負) 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	水路浚渫事業(請負)
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	市債及び一般財源
事業実施期間	昭和29年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第1節 防災体制・雪対策の充実
	第2項 災害防止対策の推進

2. 事業の全体像

水害の発生、生活環境の悪化を防止するため、普通河川及び排水路に堆積した土砂、汚泥を浚渫し、流水機能の確保を図るもの。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	5,170	4,653	4,188	
実績	4,738	3,905	14,058	(注1)
財源内訳				
市債			14,000	(注2)
その他の特定財源	1,379			(注3)
一般財源	3,359	3,905	58	

(注1) 令和2年度において実績が増加しているのは、青森県から国土交通省東北地方整備局に対して提出された緊急浚渫推事業債に係る令和2年度事業計画について、対象事業として認められたためである。

(注2) 総務省が所管する緊急浚渫推事業債を活用し、事業をすることになったために一般財源から市債に変更となった。

(注3) その他の財源は、元気都市あおもり応援寄附金である。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
工事請負費	14,058	貴船川、孫内川、大辺田貝川、入内川の浚渫工事
合計	14,058	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) くじ引き落札の増加傾向に備えた最終落札方法の模索について

本事業に係る浚渫工事の入札状況をみると、以下のとおりにまとめることができる。

[表 5-2-3 浚渫工事の入札状況]

項目	孫内川 浚渫工事	入内川 浚渫工事	大辺田貝川 浚渫工事	貴船川 浚渫工事	
設計金額(税込)	4,191,000 円	3,663,000 円	4,081,000 円	4,059,000 円	
落札金額(税込)	3,596,729 円	3,213,887 円	3,540,213 円	3,543,944 円	
契約方式	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札	
選定業者数(注1)	12 者	12 者	12 者	12 者	
入札結果	落札	1 者	1 者	1 者	1 者
	くじ引き	2 者	2 者	5 者	3 者
	応札	5 者	4 者	7 者	3 者
	無効	1 者	—	—	—
	欠席・不参加	1 者	1 者	—	1 者
	辞退	5 者	7 者	5 者	8 者

(出所:入札執行票、指名競争入札通知書、支出命令書から作成)

(注1)選定業者数は、契約課によって選定された数である。「青森市入札参加業者等指名要綱」第5条によれば、建設工事 10,000 千円未満についての指名業者数は8者～12者となっている。

上表のとおり、いずれの工事も最終落札は「くじ引き」により決定されている。競争入札で応札したものの、蓋を開けて見れば最終的には「くじ引き」による決定となると、競争入札の本来の趣旨から逸脱してしまうことにもなりかねない。新聞報道等にみられるように競争入札で複数の業者が落札額と同額で応札し、「くじ引き」で落札業者を決めるケースが増えていると報道されている。入札に参加する各業者の積算能力が向上し、談合まがいの調整がなくなり公平な競争になったと評価される半面、建設業者の立場からすると「くじ引き」で落札決定となる半ば釈然としない感も指摘されている。入札執行票の選定理由には「…中略…不誠実な行為の有無、経営状況、工事成績、地理的条件、手持ち工事の状況、技術的適性、安全管理、労働福祉等を考慮し選定した。」と記載があるが、「くじ引き」による最終落札の前に、競争入札による落札条件をさらに推し進めた競争条件をより詳細に設定した落札基準を設定して落札業者を決定する方法を将来に向けて模索す

ることが必要と考える。

因みに、大分県宇佐市においては、「くじ引き」によって落札決定した工事について、その手持ち数に制限を加え、制限数を超えた場合には、落札ができないものとする制度を設定している。他の自治体の対応状況を調査研究の上、現行の競争入札のなご一層の改善を図ることが必要と思料する。

○No.8 水路護岸整備事業 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	水路護岸整備事業
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	市債及び一般財源
事業実施期間	昭和 30 年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街
	第1節 防災体制・雪対策の充実
	第 2 項 災害防止対策の推進

2. 事業の全体像

水害の防止及び市街地の生活環境の向上のため、河川及び水路の整備を行うもの。

〔表 5-2-4 令和 2 年度における水路護岸整備工事の一覧〕

青森地区	浪岡地区
新城地区排水路工事	浪岡地区水路護岸整備(2-1)工事
八重田地区排水路工事	浪岡地区水路護岸整備(2-2)工事
浪館前田地区排水路工事	浪岡地区水路護岸整備(2-3)工事
諏訪沢地区排水路工事	浪岡地区水路護岸整備(2-4)工事
四ツ石地区排水路工事	
油川地区排水路工事	

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	56,783	49,937	52,247	
実績	49,503	47,610	50,548	
財源内訳				
市債	49,300	42,800	45,400	
一般財源	203	4,810	5,148	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
工事請負費	50,548	青森地区 46,762、浪岡地区 3,786
合計	50,548	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) くじ引き落札の実態からみた改革の必要性について

以下に示す〔表 5-2-5 地区別排水路工事の入札比較〕により明らかなように各地区の排水路工事は、いずれも最終的な落札は「くじ引き」により決定されている。しかも、「くじ引き」の対象業者数は、応札業者数(辞退を除く)の80%を超える比率を占めていることに驚きを禁じ得ない。

〔表 5-2-5 地区別排水路工事(青森地区区分)の入札比較〕

工事名称	入札方法	応札業者数 (除く辞退) ①	くじ引き 業者数 ②	くじ引き 参加率 ②/①	工事契約金額
新城地区排水路工事	条件付き一般競争入札 予定価格の事後公表 最低制限価格制度	34 者	32 者	94%	27,049,000 円
八重田地区排水路工事	条件付き一般競争入札 予定価格の事後公表 最低制限価格制度	17 者	14 者	82%	6,137,498 円
浪館前田地区排水路工事	指名競争入札 最低制限価格制度 予定価格の事前公表	10 者	8 者	80%	2,668,272 円
諏訪沢地区排水路工事	指名競争入札 最低制限価格制度 予定価格の事前公表	6 者	5 者	83%	4,322,162 円
四ツ石地区排水路工事	指名競争入札 最低制限価格制度 予定価格の事前公表	8 者	7 者	87%	3,473,387 円
油川地区排水路工事	指名競争入札 最低制限価格制度 予定価格の事前公表	11 者	7 者	63%	3,110,962 円
合計					46,761,281 円

まさに落札できるかどうかは、“運”次第の状況といえる。この実態数値をみて、どれほど競争性が確保されているといえるであろうか。最低制限価格の周辺に吸い付くように応札業者の入札価格が集中している実態がみてとれる。

「くじ引き」入札は、自治令及び市の規定において、それぞれ以下のように記載されている。自治令第167条の9において、「くじ引き」入札が規定されている。

(一般競争入札のくじによる落札者の決定)

第 167 条の9 普通地方公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

市の入札心得の第 9 条には、以下のように規定されている。

(同価入札の取扱い)

第9条 落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を定める。この場合において、当該落札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

しかしながら、現状における常態化した「くじ引き」入札は、最終的な落札前に価格以外の競争要因である経営状況、当該業務についての技術的適性、安全管理の状況、労働福祉の状況、品質管理等の状況、建設工事の工事成績、当該建設工事に対する地理的条件、手持ち建設工事の状況等の要因を数値によってウエイト化して取り込んだ入札制度に改善していかなければならない。

○No.9 貴船川河川改修事業(補助) 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	貴船川河川改修事業(補助)
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	国庫支出金、県支出金、市債及び一般財源
事業実施期間	平成 16 年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街
	第 1 節 防災体制・雪対策の充実
	第 2 項 災害防止対策の推進

2. 事業の全体像

(1) 事業内容

二級河川貴船川の洪水等の災害発生の防止、河川環境の整備と保全を図るため河川改修を行うものである。貴船川は、平成 4 年度に準用河川に指定され、市で改修を進めてきたものの、平成 11 年に大規模な洪水被害が発生したことから改修規模の見直しを行った。



(出所:平成 11 年 10 月洪水時の状況(「貴船川水系河川整備計画 青森県 平成 18 年 4 月」より))

その結果、平成 16 年度に河口から 700m 区間において二級河川の指定を受け(市から青森県に移管)、同区間において河川改修を行っているものである。

〔表 5-2-6 平成 11 年 10 月の浸水被害〕

発生年月日	平成 11 年 10 月 27 日～28 日	
災害内容	有堤部溢水	
浸水面積 (ha)	農地	40.2
	宅地	18.5
	計	58.7
浸水家屋 (棟)	床下	65
	床上	36
	計	101
当時の被害額 (千円)	一般	283,116
	公共	176,462

(出所: 貴船川水系河川整備計画 平成 18 年 4 月 青森県 表 1-1 貴船川の主な浸水被害より)

事業を進めるにあたっては、事業費を国・県・市でそれぞれ1/3 ずつ負担する都市基盤河川改修事業¹⁴のスキームにより、市が事業主体となって整備を進めている。

〔表 5-2-7 これまでの工事内容の経過〕

年度	工事内容
平成 19 年度まで	土地建物補償
平成 20 年度	土地建物補償、橋梁詳細設計
平成 21 年度	土地建物補償、樋管詳細設計、3 橋比較業務
平成 22 年度	土地建物補償、暫定改修工事、1 号橋基礎工事
平成 23 年度	土地建物補償、1 号橋下部工事
平成 24 年度	土地建物補償、1 号橋上部工事、鉄道橋詳細設計
平成 25 年度	土地建物補償、2 号橋詳細設計、4 号橋詳細設計、5 号橋詳細設計
平成 26 年度	土地建物補償、排水樋門工事、護岸工事
平成 27 年度	土地建物補償、排水樋門工事、護岸工事
平成 28 年度	土地建物補償、旧橋梁撤去工事、河床開削工事
平成 29 年度	5 号排水樋門詳細設計
平成 30 年度	6 号排水樋門詳細設計、用地補償
令和元年度	土地建物補償、2 号橋修正設計、3 号橋電気設備移転基本設計
令和 2 年度	土地建物補償、3 号橋電気設備移転詳細設計、4 号橋修正設計(注1)

¹⁴ 〔都市基盤河川改修事業〕 東京都区部もしくは人口 5 万人以上の市にかかる一級河川または二級河川の改良工事で、流域面積がおおむね 30 km²以下と比較的小さな区間について、都市水害の増大に対処し地域行政との連携を踏まえたきめ細かい治水対策を進めるため、地域に密着した行政主体である市町が施工主体となって改良工事を実施する。補助率：一級河川 1/3 二級河川 1/3

(注1)2017年(平成29年)に道路橋示方書¹⁵が改定されたことに伴い、平成25年に実施された4号橋詳細設計についての見直し・修正が必要となったもの。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	51,366	51,387	51,387	
実績	37,524	31,456	42,877	
財源内訳				
国庫支出金	11,763	10,099	13,738	
県支出金	11,763	10,099	13,738	
市債	12,500	10,100	13,800	
一般財源	1,498	1,158	1,601	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	847	消耗品費
役務費	663	不動産鑑定料、通信費、郵便料
委託料	37,184	以下①「委託料の内訳」参照
使用料及び賃借料	152	土木積算システム使用料、車両等借上料
公有財産購入費	4,031	土地購入に係るもの、以下②「公有財産購入費の内訳」参照
合計	42,877	

① 委託料の内訳

委託内容	契約方式	委託先	委託金額(円)
3号橋電気設備移転詳細設計業務	随意契約(注1)	A社	13,299,000 (注2)
3号橋修正設計業務	随意契約(注3)	B社	12,705,000
4号橋修正設計業務	指名競争入札	C社	24,046,000

¹⁵〔道路橋示方書〕日本における橋や高架の道路等に関する技術水準である。国土交通省が定め、共通編・鋼橋編・コンクリート橋編・下部構造編及び耐震設計編の5編で構成される。最新版は2017(平成29)年に改定が行われ、2018(平成30)年1月1日以降に新たに着手する設計に適用される。改定のポイントは、橋の安全性や性能に対しきめ細やかな設計が可能な設計手法が導入されること、橋が良好な状態を維持する期間(設計供用期間)として100年を標準とすることを規定し、その間適切な維持管理をすることを規定している。(国土交通省ホームページを参考に編集)

委託内容	契約方式	委託先	委託金額(円)
	19 者応札、1 者落札		(注 4)
合計			50,050,000
繰越明許費			12,865,539
差引 委託料			37,184,461

(注1)3号橋電気設備移転詳細設計 随意契約の理由

市では都市基盤河川改修事業により二級河川「貴船川」の拡幅を行っており、今後、貴船川 3号橋が拡幅工事に伴い架け替え予定となっている。貴船川 3号橋は第三セクター鉄道である青い森鉄道株式会社軌道下の橋梁であるため、軌道を所管する青森県の登録業者に対応可否を調査したところ、A社(本社:東京都)のみ対応可能との回答を得た。

また、A社は、令和元年度「都市基盤河川貴船川 3号橋電気設備移転基本設計業務委託」を履行し、本業務に精通している唯一の会社である。

以上の理由から、自治令第167条の2第1項第2号に該当するものと認め、随意契約の方法により同者と契約を締結するものであり、市財務規則第123条ただし書の規定に基づき、1人から見積書を徴することとする。(随意契約及び1人から見積書を徴する理由書)

(注2)3号橋電気設備移転詳細設計(A社)の委託料内訳

委託料の内訳は、現年度分11,224,461円、繰越明許分2,074,539円である。

(注3)3号橋修正設計業務委託料 随意契約の理由

市では都市基盤河川改修事業により二級河川「貴船川」の拡幅を行っており、今後、貴船川 3号橋が拡幅工事に伴い架け替え予定となっている。貴船川 3号橋は第三セクター鉄道である青い森鉄道株式会社軌道下の橋梁であるため、軌道を所管する青森県の登録業者に対応可否を調査したところ、3社全て対応否であった。

このことから、軌道を所管する青森県の登録業者ではないが、B社は、平成24年度に当該鉄道橋詳細設計業務を市から受託し、青森県や青い森鉄道株式会社と協議等を行い履行した実績があることから、B社が、本業務の対応が可能であれば委託することについて、青森県に訊ねたところ、当該鉄道橋詳細設計の実績があり委託しても良いとの回答が得られたため、B社に対応可否を調査したところ、対応可能との回答を得た。

以上の理由から、自治令第167条の2第1項第2号に該当するものと認め、随意契約の方法により同者と契約を締結するものであり、市財務規則第123条ただし書の規定に基づき、1人から見積書を徴することとする。(随意契約及び1人から見積書を徴する理由書)

(注4)4号橋修正設計業務委託料(C社)の委託料内訳

委託料の内訳は、現年度分23,980,000円、繰越明許分66,000円である。

②公有財産購入費の内訳

地権者	地番	地目	金額(円)	契約日	登記完了日	支払日
A、B、C	野内字鈴森 26 番	田	3,052,621	R2.9.18	R2.12.17	R3.1.12
D、E、F	野内菊川 367-1	田	108,018	R2.9.18	R2.12.17	R3.1.12
G	野内菊川 367-2	田	13,018	R2.10.2	R2.12.17	R3.1.12
H	野内菊川 352-9	雑種地	35,967	R2.10.26	R2.12.25	R3.1.25
I	野内菊川 352-5	宅地	459,441	R2.9.28	R2.12.1	R2.12.17
J	野内菊川 352-8 他	宅地	361,575	R2.10. 8	R2.11.20	R2.12.10
計			4,030,640	—	—	—

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 繰越明許費の支出命令書における記載方法について

繰越明許費は、公共土木工事などの経費で天候その他の理由で工事が遅れた場合や、地権者との間で思うように用地購入の交渉が進まず道路工事の着工が遅れた場合など、年度内支出が終わらない見込みのある支出については、議会の議決を経て予算を定め、1回だけ繰越すことができるものである。青森市財務規則においても、以下のように規定されている。

(繰越明許費) 第 28 条 部局の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰越しようとするときは、翌年度の 5 月 31 日までに繰越明許費計算書を作成し、企画部長を経て市長の承認を受けなければならない。

本事業の委託料の中にも繰越明許費が 12,865,539 円発生しており、支出命令書をみると予算区分欄に現年度か繰越分かの記載があり、繰越明許費であることが分かる。しかしながら、最も重要なポイントである「どのような理由で繰越明許費として処理するのか」というその根拠の妥当性に関する記載については、当年度の書類を見た限り記載はない。

ここで繰越明許費の処理について、以下に整理してみたい。

[表 5-2-8 繰越明許費の令和元年度と令和 2 年度における処理]

令和元年度における処理			
日付	項目	摘要	関連書類
青監第 915 号 令和元年 12 月 13 日	国・県に対する繰越の申請	令和元年度国土交通省所管国庫補助事業等の繰越額調べについて	令和元年度予算繰越額調・繰越事項別調書・箇所別調書及び理由書
		翌年度支出見込額 19,836,000 円 うち国費 1/3 6,612,000 円	
		内訳: 委託費 12,864,645 円 用地費 3,752,725 円 補償費 3,218,630 円	

令和元年度における処理			
日付	項目	摘要	関連書類
		「用地買収の交渉に伴い、相続人の決定に時間を要し用地の取得が遅延したため」と事由を記載している。	
令和2年1月8日	3月補正において繰越申請	翌年度繰越額 22,383,000円 (うち委託費 12,864,645円) 財源内訳: 国・県支出金 13,224,000円 市債 8,200,000円 一般財源 959,000円 繰越事由: 関係機関との協議に不足の日数を要したため	繰越明許費設定事業
青監第1176号 令和2年2月20日	国・県に対する繰越の申請	令和元年度予算繰越額の確定について 翌年度支出見込額 17,703,000円 うち国費 1/3 5,901,000円 内訳: 委託費 12,865,539円 用地費 1,638,546円 補償費 3,198,915円 「用地買収の交渉に伴い、相続人の決定に時間を要し用地の取得が遅延したため」と事由を記載している。	令和元年度予算繰越額調・繰越事項別調書・箇所別調書及び理由書
青監第1295号 令和2年3月12日	国・県からの繰越の承認	令和元年度国土交通省所管の予算に係る翌年度にわたる債務負担の承認について 承認額(国費) 6,612,000円	翌年度にわたる債務負担の承認通知書
令和2年3月23日	3月補正において繰越承認	予算措置済 繰越明許費設定額 22,383,000円 予算措置済財源内訳: 国・県支出金 13,224,000円 市債 8,200,000円 一般財源 959,000円 実繰越額 19,815,596円 実繰越額財源内訳: 国・県支出金 11,802,000円 市債 7,200,000円 一般財源 813,596円 歳出内訳: 旅費 1,183,120円 需用費 281,476円 役務費 648,000円 委託料 12,865,539円 公有財産購入費 1,638,546円 補償費 3,198,915円	繰越予算登録調書

令和2年度における処理			
繰越分の処理			
日付	項目	摘要	関連書類
令和2年4月8日	契約執行伺 (3号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 予算現額 12,865,539円 設計金額 10,791,000円	契約執行伺書
令和2年4月8日	契約執行伺	予算区分: 1 繰越明許	契約執行伺書・

令和2年度における処理			
繰越分の処理			
日付	項目	摘要	関連書類
	(移転詳細設計)	予算現額 12,865,539 円 金額 2,074,539 円	執行伺科目内訳書
令和2年5月22日	支出負担行為 (移転詳細設計)	予算区分: 1 繰越明許 予算現額 12,865,539 円 金額 2,074,539 円	支出負担行為書・支出負担行為科目内訳書
令和2年5月25日	支出負担行為 (3号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 予算配当額 12,865,539 円 支出負担行為額 10,725,000 円	支出負担行為書
令和2年6月3日	前金払 (3号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 負担行為額 10,725,000 円 支出命令額 3,210,000 円	支出命令書(工事前金払)
令和2年6月8日	契約執行伺 (4号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 予算現額 12,865,539 円 金額 66,000 円	契約執行伺書・執行伺科目内訳書
令和2年7月17日	支出負担行為 (4号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 予算現額 12,865,539 円 金額 66,000 円	支出負担行為書・支出負担行為科目内訳書
令和2年7月22日	前金払 (4号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 負担行為額 21,153,000 円 支出命令額 66,000 円	支出命令書(工事前金払・科目併合)・科目別明細書
令和3年3月18日	支払(3号橋修正設計)	予算区分: 1 繰越明許 負担行為額 10,725,000 円 支出命令額 7,515,000 円	支出命令書
令和3年3月18日	支払(移転詳細設計)	予算区分: 1 繰越明許 負担行為額 13,299,000 円 支出命令額 2,074,539 円	支出命令書(科目併合)・科目別明細書

令和2年度における処理			
現年分の処理			
日付	項目	摘要	関連書類
令和2年4月8日	契約執行伺 (移転詳細設計)	予算区分: 0 現年度 予算現額 37,191,000 円 金額 11,224,461 円	契約執行伺書・執行伺科目内訳書
令和2年5月22日	支出負担行為 (移転詳細設計)	予算区分: 0 現年度 予算現額 37,191,000 円 金額 11,224,461 円	支出負担行為書・支出負担行為科目内訳書
令和2年6月8日	契約執行伺 (4号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 予算現額 37,191,000 円 金額 24,541,000 円	契約執行伺書・執行伺科目内訳書
令和2年7月17日	支出負担行為 (4号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 予算現額 37,191,000 円 金額 21,087,000 円	支出負担行為書・支出負担行為科目内訳書
令和2年7月22日	前金払 (4号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 負担行為額 21,153,000 円 支出命令額 6,279,000 円	支出命令書(工事前金払・科目併合)科目別内訳書
令和3年1月7日	変更執行伺 (3号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 予算現額 37,191,000 円 増額 1,980,000 円	変更執行伺書
令和3年1月7日	変更執行伺	予算区分: 0 現年度	変更執行伺書

令和2年度における処理			
現年分の処理			
日付	項目	摘要	関連書類
	(4号橋修正設計)	予算現額 37,191,000円 増額 2,893,000円	
令和3年1月22日	支出負担行為 (3号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 予算配当額 37,191,000円 支出負担行為額 1,980,000円	支出負担行為書・変更支出負担行為書・変更支出負担行為科目内訳書
令和3年1月22日	支出負担行為 (4号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 予算配当額 37,191,000円 支出負担行為額 2,893,000円	支出負担行為書・変更支出負担行為書・支出負担行為科目内訳書・変更支出負担行為科目内訳書
令和3年3月18日	支払(3号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 負担行為額 1,980,000円 支出命令額 1,980,000円	支出命令書
令和3年3月18日	支払(移転詳細設計)	予算区分: 0 現年度 負担行為額 13,299,000円 支出命令額 11,224,461円	支出命令書(科目併合)・科目別明細書
令和3年3月18日	支払(4号橋修正設計)	予算区分: 0 現年度 負担行為額 2,893,000円 支出命令額 2,893,000円 予算区分: 0 現年度 負担行為額 21,153,000円 支出命令額 14,808,000円	支出命令書 支出命令書(科目併合)・科目別明細書

(出所:市が作成した資料を基に監査人が作成)

繰越事由が分かるのは、前年度における3月補正において繰越申請時の書類のみである。この時点において繰越申請が行われ、国・県の承認を得ている。

情報の透明性の確保や文書化による情報開示という視点からみると、前年繰越分の繰越明許費について当年度の支出命令書にも理由の開示が必要と思われる。その理由は、以下のとおりである。

- ①繰越明許費は例外的な取り扱いにより繰り越される科目で、2つの年度に跨って処理される。
- ②当年度の関連資料に記載されることで、繰越明許費とした理由が引き継がれ、情報の透明性が確保される。

(意見②) 需用費の検収について検収日の記載がない

「3.事業費の当初予算と実績額 令和2年度の決算額の主な内容」において示した需用費には、コピー用紙、カラーコピー代、書籍代、作業服代等が含まれている。納品時における検収をみると納品書に検収立会いを行った主査や技師の職名と氏名のゴム印と押印があるが、立会時の日付記入又は日付印の押印がない。

現在の検収制度について調査してみると、会計検査院による会計実地検査及び市独自の事務

記載及び押印を行う。

②物品の購入に当たっては、相手方から納入日と同一の日付が記載された納品書を徴取する。

この通知の内容をみると、納品の確認については二人一組(発注者と異なるチームの職員)での確認という厳格な検収制度となっているが、納入日については受入検収側としての市による自ら納品日(検収日)を記載する又はデータ印を押印する行為を要求していない。内部統制の観点から日付の問題は重要な要素であり、発注担当と発注担当者とは異なるチームの職員が納品確認をして検収日(納品日)を記載する又はデータ印を押印することは内部統制上において強いコントロールとなる。

因みに、受入検収の方法として2つを例示したい。

[図 5-2-10 受入検収方法の例示]

(第1案) ゴム印(様式型)を押印して 必要事項を記載する方法	(第2案) データ印(日付入り)を押印して、納品確認を 実施した担当者名を記載し押印する方法			
受入検収		「職名、氏名、印」を脇に記載する。(現状と同一のやり方)		
職名			氏名	印
納品確認日			年	月

このような検収印がないことが内部統制において、どのようなリスクがあるかということについて、総務省 地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会「地方公共団体における内部統制制度の導入・実務ガイドライン」(平成31年3月29日)別紙3の中で以下のように記載されているので、参考に供したい。

(別紙3)財務に関する事務についてのリスク例	
過去の不祥事例等を参考に地方公共団体において発生すると考えられるリストを一覧にしている	
目的	財務報告等の信頼性の確保
分類	計上漏れ
リスク	検収漏れ
具体例	委託業者からの納品に関して検収印を押し忘れる

第3. 「克雪体制の整備」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.34 除排雪対策事業 【都市整備部 道路維持課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	除排雪対策事業
担当部局課	都市整備部 道路維持課
事業の形態	国庫補助金、負担金及び一般財源
事業実施期間	継続事業
関連する個別計画	青森市雪対策基本計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	道路法
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第1節 防災体制・雪対策の充実
	第3項 克雪体制の整備

2. 事業の全体像

(1)事業内容

この事業は、冬期間における道路交通の確保のため、除排雪事業実施計画に基づき、国、県、除排雪事業者及び町(内)会等との連携のもと、効果的・効率的な除排雪作業を実施するものである。

市は、人口 30 万人規模の都市としては、国内はもとより世界でも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全域が特別豪雪地帯に指定されている。このような中、市では、除排雪作業委託業者による機械除排雪を中心とした市内道路・歩道の除排雪を行うとともに、交差点・橋梁部分等への凍結防止剤の散布を実施している。なお、機械除排雪の路線は、幹線から生活路線までほとんどの車道を対象としており、その総延長は 1,300km を超えるものとなっている。

除排雪を行った後の雪捨て場の確保も市の重要な役割である。市では機械除排雪を円滑に行うために県有地、市有地の活用や民有地の借受けを行うことによる雪捨て場確保の他、

青森港本港地区緑地(浜町)雪処理施設(以下この項において「浜町処理施設」という。)や八重田積雪融雪処理槽の積極的な活用を行っている。また、一部の雪捨て場については、住民や事業者がダンプトラックで雪を捨てるために開放を行っている。

この他、除排雪事業等に関する市民からの要望・問い合わせ等に迅速かつ的確に対応するため、「雪に関する市民相談窓口」を設置(令和2年12月1日～令和3年3月31日)している。また、専用のアプリケーションを利用した相談対応システム「まちレポあおもり」でも、雪に関する相談を受け付けている。このアプリケーションでは、スマートフォンに搭載されているGPS機能を活用した位置情報付の写真を市民から通報してもらうことで、相談受付、対応の迅速化を図ることができる。さらに、誰でもこの内容を閲覧することができるため、市民と市が雪に関する情報を共有することができるようになっている。

(2)活動実績

①除排雪出勤状況

過去3年の除排雪出勤状況は以下のとおりである。

[表 5-3-1 年度別除排雪出勤回数]

年度	平均除排雪出勤回数(注1)							
	青森地区					浪岡地区		
	工区 (住宅街)	工区 (郊外)	幹線	補助 幹線	郊外 幹線	浪岡 地区	大釈迦 地区	細野 地区
平成30年度	5.8	13.4	11.9	7.7	20.6	15.0	25.0	33.0
令和元年度	3.1	4.9	3.8	3.3	7.3	8.0	9.0	14.0
令和2年度	6.5	13.2	12.2	8.0	21.7	16.0	20.0	29.0

(出所:担当課の資料から監査人が作成)

(注1)平均除排雪出勤回数は、12月から翌3月までに行った1工区(路線)当たりの除排雪出勤回数である。なお、市では「工区」や「路線」に分けて除排雪を行っている。

令和元年度の出勤回数が少なかった理由は、この年度の降積雪量が他の年度に比べ少なかったことによる。

過去3年の積雪深、降雪量の状況は以下のとおりである。

[表 5-3-2 年度別最大積雪量及び累計降雪量]

年度	最大積雪量(cm)		累計降雪量(cm)	
	青森地区	浪岡地区	青森地区	浪岡地区
平成 30 年度	97	92	531	513
令和元年度	38	53	264	255
令和2年度	129	72	483	472

(出所:担当課の資料)

②雪捨て場数

市が確保している雪捨て場の数は以下のとおりである。

[表 5-3-3 年度別雪捨て場数]

項目	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
青森地区(箇所)	25	25	25
浪岡地区(箇所)	8	8	8
合計(箇所)	33	33	33

(出所:担当課の資料)

③雪に対する要望・相談受付件数

過去 3 年の雪に対する要望・相談受付件数は、以下のとおりである。なお、相談受付期間は各年度 12 月 1 日から翌 3 月 31 日までの 4 カ月間である。

[表 5-3-4 雪に対する要望・相談受付件数]

年度	青森地区(件)	浪岡地区(件)	合計(件)
平成 30 年度	4,953	374	5,327
令和元年度	957	62	1,019
令和 2 年度	15,936	468	16,404

(出所:担当課の資料)

令和元年度の相談件数が少なかった理由は、他の年度に比べ降積雪量が少なかったことによる。

(3)事業年度計画

令和 2 年度除排雪事業実施計画による除排雪延長の状況は以下のとおりである。「工区・

幹線・狹隘等」における除排雪延長距離は 1,365.93kmであり、令和元年度に比べ 1.48km増加している。「歩道」及び「その他」における除排雪延長距離は令和元年度と同じである。

〔表 5-3-5 令和 2 年度除排雪延長(工区・幹線・狹隘等)〕

区分		工区・路線数	除排雪延長(km)	
青森地区	工区	全面委託(住宅街)	151	759.17
		指定工区(郊外)	22	103.36
		小計	173	862.53
	幹線	幹線	35	138.69
		補助幹線	56	75.92
		郊外幹線	38	115.44
		小計	129	330.05
	狹隘路線	354	34.84	
計	656	1,227.42		
浪岡地区	通常除雪	461	135.89	
	狹隘除雪	26	2.62	
	計	487	138.51	
合計		—	1,365.93	

(出所:「令和 2 年度除排雪事業実施計画」より監査人が作成)

〔表 5-3-6 令和 2 年度除排雪延長(歩道)〕

区分		路線数	除排雪延長(km)
青森地区	幹線	120	132.92
	狹隘・橋梁部	53	25.16
	車道排雪時	42	34.17
	計	215	192.25
浪岡地区		14	8.41
歩道計		229	200.66

(出所:令和 2 年度除排雪事業実施計画)

〔表 5-3-7 令和 2 年度除排雪延長(その他)〕

区分		路線数	除排雪延長(km)
青森地区	山間部路線	3	21.50
浪岡地区	非居住地区	105	84.21
	公共施設等	56	6.18
	計	161	90.39
合計		164	111.89

(出所:令和 2 年度除排雪事業実施計画)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	2,512,791	2,429,511	2,367,464	
実績	3,258,074	1,590,234	4,039,486	
財源内訳				
国庫支出金			207,000	
その他の特定財源	1,060		1,252	雪堆積場運営管理費負担金
一般財源	3,257,014	1,590,234	3,831,234	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
報償費	39	
需用費	56,591	一般修繕費、消耗品費等
役務費	655	
委託料	3,963,217	除排雪業者に対する委託料等
使用料及び賃借料	9,554	雪捨て場賃借料
負担金補助金及び交付金	9,427	青森港本港地区緑地(浜町)の雪処理施設の管理運営等に係る負担金等
合計	4,039,486	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 浜町処理施設に係る負担金の概算払いについて

浜町処理施設は、施設内の海中に投雪することにより海水熱により融雪する施設であり、平成 29 年度から運用を開始している。この施設が運用されるまでは雪をやむを得ず陸奥湾に投雪していた。しかし、この雪にはごみ等が混入しており、ごみ等が海水中に拡散することによる環境面及び船舶航行の安全面において問題を抱えていた。浜町処理施設は、ごみ等の分散を防ぐ機能を持っており、この施設の運用により、これらの問題の解決がなされている。

浜町処理施設は、国、県、市(以下この項において「3 者」という。)の道路管理者によって組織さ

れた青森港雪処理施設協議会(以下この項において「協議会」という。)が管理・運営を行っており、運営資金は3者からの負担金によっている。3者の管理運営費の負担額は、協議会から資金計画及び費用の内訳が提示され、これを精査した後算定される。これによる令和2年度の市の負担額は10,319千円であり、市は令和2年12月16日に概算払いを行っている。負担金は年度末に精算される。令和2年度においては令和3年3月29日付けで精算書が作成・市に提出され、市の負担額8,527千円が確定し、概算払いと確定額との差の精算額1,791千円は、同年4月13日に戻入されている。

地方自治体の支出の原則は、債務が確定し支払い時期が到来してから行うのが原則であるが、自治令第162条第1項第3号において例外的に概算払いが認められている。

第百六十二条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署に対して支払う経費
- 三 補助金、負担金及び交付金
- 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬
- 五 訴訟に要する経費
- 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

従って、協議会に対する負担金について概算払いを行う事は認められ、また、協議会と3者の間で取り交わされた浜町処理施設の管理運営等に関する協定書においても、市に対して概算払いを請求できるものとされている。

ここで、協議会が作成した精算書によれば、管理運営費のうち融雪槽内ゴミ流出防止網等設置撤去費及び周辺海域の水質調査費については令和3年3月29日時点で全く支出されていない。支払いはともに4月になってからである。なお、これら費用に対する市の負担額は3,093千円である。従って、3,093千円については、令和2年12月に概算払いを行ってなくても、協議会の管理・運営に支障はなかったことになる。自治令においては、概算払いは認められてはいる例外処理であって、必ずこの方法によらなければならないものではない。精算書作成時に未払いである経費についてまで概算払いを行う必要があるのか検討が必要であろう。

○No.36 冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業 【都市整備部 道路維持課】

1.事業の概要

基本情報	
事務事業名	冬期歩行者空間確保貸与除雪機整備事業
担当部局課	都市整備部 道路維持課
事業の形態	市債、基金及び一般財源
事業実施期間	平成3年度からの継続事業
関連する個別計画	青森市雪対策基本計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	青森市冬期歩行者空間確保除雪機貸付要綱(以下この項において「貸付要綱」という。)
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第1節 防災体制・雪対策の充実
	第3項 克雪体制の整備

2.事業の全体像

(1)事業内容

この事業は、住民協力が得られ、地域ぐるみで自主的な除排雪の実施を希望する団体に対して、小型除雪機(以下この項において「除雪機」という。)の無償貸付を実施することにより、官民一体となった雪処理を一層促進し、もって市の冬期歩行者空間の確保を図ることを目的とする。また、そのために除雪機を購入する。

貸付要綱によれば、貸付けの概要は以下のとおりである。

①貸付の対象
貸付の対象は、町会又は町内会、商店街振興組合又は商店会、PTA その他自主的に歩道・通学路等の除雪を行おうとする団体であって、市長が目的を達成するために適当と認めるものである。
②貸付期間
貸付期間は、当該年度の12月1日から3月31日までである。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該期間を延長し、又は短縮することがある。
③貸付料及び費用負担
除雪機の貸付は無償で行われる。また、燃料費は市の負担とするが、軽易な修繕費その他当

該除雪機の使用に必要な経費は除雪機の借受を行う団体(以下この項において「借受団体」という。)の負担となる。
④保険の加入
除雪機については賠償責任保険、除雪機を運転する者については傷害保険に加入する。保険料は市の負担である。

(2)活動実績

過去3年の借受団体の数等の実績は、以下のとおりである。

[表 5-3-8 年度別借受団体数及び購入した除雪機数]

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
除雪機借受団体数(団体)	49	49	45
購入した除雪機の数(台) (注)	2	2	2

(出所:各年度の「主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」より監査人が作成)

(注) 各年度とも除雪機の更新である。

(3)事業年度計画

除雪機の無償貸出についての計画はない。除雪機の更新計画は2台である。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	7,191	6,809	6,809	
実績	4,106	3,421	4,190	
財源内訳				
市債	900			
その他の特定財源	1,323	3,421	4,190	青森市雪のまち基金
一般財源	1,883			

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	586	小型除雪機の燃料代
役務費	1,007	損害保険料
備品購入費	2,596	小型除雪機2台
合計	4,190	

4. 監査の結果及び意見

(指摘事項①) 借受団体からの報告書の徴求について

貸付要綱では、借受団体は除雪機を使用して行った作業の実施状況その他必要事項を市長に報告する旨を定めており、市は借受団体に対し作業週報(以下この項において「週報」という。)の提出を求めている。これに対し、週報の提出を行わない団体がある。市は週報の提出を再三にわたりにお願いしているようであるが、応じてもらえていない。

ここで、市は、除雪機については賠償責任保険及び除雪機を運転する者については傷害保険に加入しているが、除雪機を運転する者の把握は週報の提出がなければできない。この借受団体については保険加入ができないまま、除雪機の貸出が行われたことになる。降雪対策が求められる自治体では除雪機を無償で住民に貸出す制度を設けている場合があるが、その場合、多くが除雪機を借りる住民の負担において保険に加入することを必須の条件としている。除雪作業において不慮の事故が発生することは十分にあり得ることであり、その場合の加害者、被害者はともに当該自治体の住民である。これらの事故に係るリスクに金融面で対応するために保険に加入するのであるから、保険の加入漏れがあってはならない。市の場合は、他の多くの自治体と異なり保険料は市が負担する。それは官民一体となった雪処理の一層の促進にかなう施策であり、保険料の市民負担を軽減するものではあるが、保険の加入漏れを許す結果を招いていることも事実である。

市は、貸付要綱に基づいて、週報の提出を強く求める必要がある。貸付要綱では、この要綱に違反したときは、借受団体に対し、除雪機の使用中止若しくは返還を命じることができる旨の規定もある。事故が発生すれば、この団体だけではなく市民に影響が及ぶ可能性がある。市の要請に従わないのであれば、除雪機の返還も検討すべきである。

(指摘事項②) 除雪機の貸付日について

貸付要綱によれば、除雪機の貸出期間は、12月1日から翌年3月31日までとされている。また、

「冬期歩行者空間確保除雪機貸付決定通知」及び「小型除雪機使用貸借契約書(以下この項において「契約書」という。)」においても、貸出期間は12月1日から翌年3月31日までとされている。なお、契約書では、除雪機の引渡しは貸付期間の初日に、市の指定する場所にて行う旨取り決められている。

ここで、貸付要綱では除雪機の燃料は市が負担することとされており、燃料を販売した業者から市に対して請求書が発行される。この請求書には、給油日が記載されているが、11月中に給油を行っているものが複数あった(最も早い給油日は、11月17日である。)。市によると、借受団体への貸与除雪機の配備に時間を要するため、11月中旬頃から順次配備しており、配備される除雪機によっては、燃料が少ない場合もあることから、12月からの除雪に向けた準備として、各団体に給油をしているとのことである。市が行っている方法は現実に即したものであると思われるが、そうであれば、貸付要綱等を現実に即した記載にすべきである。

また、指摘事項①にも記載した保険についても検討する必要がある。実際に貸付が行われれば試運転を行うこともあるであろうし、給油作業もある。保険期間開始日までに事故が発生すれば、除雪機の賠償責任保険及び除雪機を運転する者の傷害保険は適用されない。保険期間も実態に即したものにすべきではないか等について検討が必要である。

○No.48、No.49、No.51、No.50、No.47 流雪溝整備事業 【都市整備部 道路建設課】

- 流雪溝整備事業(佃地区)(単独) (No.48)
- 流雪溝整備事業(佃地区)(交付金) (No.49)
- 流雪溝整備事業(篠田地区)(単独) (No.51)
- 流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金) (No.50)
- 流雪溝整備事業(交付金)(浪岡) (No.47)

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	①流雪溝整備事業(佃地区)(単独) ②流雪溝整備事業(佃地区)(交付金) ③流雪溝整備事業(篠田地区)(単独) ④流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金) ⑤流雪溝整備事業(交付金)(浪岡)
担当部局課	都市整備部 道路建設課
事業の形態(財源)	国庫支出金、市債及び一般財源 (対象事業中『(交付金)』の名称が付されている事業は、対象事業費の60%について国の社会資本整備総合交付金を利用している。)
事業実施期間	①流雪溝整備事業(佃地区)(単独)・・・平成22年度からの継続事業 ②流雪溝整備事業(佃地区)(交付金)・・・平成22年度からの継続事業 ③流雪溝整備事業(篠田地区)(単独)・・・平成30年度からの継続事業 ④流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金)・・・平成30年度からの継続事業 ⑤流雪溝整備事業(交付金)(浪岡)・・・平成30年度からの継続事業
関連する個別計画	青森市雪対策基本計画(令和3年3月)
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街 第1節 防災体制・雪対策の充実 第3項 克雪体制の整備

2. 事業の全体像

(1)事業概要・目的

市は、人口 30 万人規模の都市としては世界的にも有数の多雪都市であり、県庁所在地としては全国で唯一、市全体が特別豪雪地帯に指定されていることから、市民の雪処理への関心が高く、行政サービスの一環としての雪対策への充実が求められている。

市民は、基本的に降雪がある都度、間口等の雪を処理する必要があるが、家屋が密集している市街地においては、雪を捨てる場所がない、機械・車両による除排雪に交通規制が伴う等の課題がある。このため、融流雪溝(河川水などを利用して雪をゆっくり溶かしながら流して排雪するための設備。以下この項において「流雪溝」という。)は市民から設置要望が多い施設である。青森地区においては、技術的に整備可能と考えられる 15 地区において、順次調査・整備を進めており、また、浪岡地区においては整備効果や必要性を検討した上で、一定の条件を満たす路線を選定しながら整備を進めている状況にある。

流雪溝①(監査人撮影)



流雪溝②(監査人撮影)



流雪溝整備前後の違い(出所:平成 27 年 10 月 青森市社会資本整備評価委員会 資料)

【整備前】



【整備後の利用状況】



(2)令和2年度整備中の流雪溝の概要

令和2年度において整備を行っている流雪溝は以下のとおりである。

〔表 5-3-9 令和2年度 進捗中の流雪溝概要〕

項目	佃地区	篠田地区	浪岡地区
箇所名	青森市松森2丁目～南佃1丁目	青森市篠田1丁目～3丁目	青森市浪岡北中野
延長・規格	L=11.1 km	L=14.0 km	L=2.46 km
全体事業費見込	1,497 百万円	1,813 百万円	520 百万円
事業期間	平成22年度～未定	平成30年度～未定	平成30年度～未定
現状交通量	3,800 台/日未満	4,200 台/日未満	1,500 台/日未満
現在の状況	令和2年度末進捗率 65%	令和2年度末進捗率 10%	令和2年度末進捗率 11%

(出所:道路建設課作成資料より)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1)当初予算額と実績額

①流雪溝整備事業(佃地区)(単独)

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	18,000	18,000	8,400	
実績	17,624	12,901	3,658	
財源内訳				
市債	15,800	11,600	1,500	
一般財源	1,824	1,301	2,158	

②流雪溝整備事業(佃地区)(交付金)

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	251,121	251,121	251,121	
実績	86,436	173,995	185,089	
財源内訳				
国庫支出金				
(社会資本整備総合交付金)	51,480	103,957	110,847	
市債	31,400	63,000	66,700	
一般財源	3,556	7,038	7,542	

③流雪溝整備事業(篠田地区)(単独)

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	7,000	0	9,600	
実績	6,426	0	6,953	
財源内訳				
市債	0	0	6,200	
一般財源	6,426	0	753	

④流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金)

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	0	60,100	67,100	
実績	0	34,071	37,040	
財源内訳				
国庫支出金				
(社会資本整備総合交付金)	0	20,394	22,176	
市債	0	12,300	13,300	
一般財源	0	1,377	1,564	

⑤流雪溝整備事業(交付金)(浪岡)

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	0	30,265	30,265	
実績	0	17,808	21,137	
財源内訳				
国庫支出金				
(社会資本整備総合交付金)	0	10,527	12,525	
市債	0	6,500	7,700	
一般財源	0	781	912	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

① 流雪溝整備事業(佃地区)(単独)

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
委託料	1,969	費用便益分析業務委託
工事請負費	1,671	流雪溝付帯工事
補償金	18	
合計	3,658	

② 流雪溝整備事業(佃地区)(交付金)

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	165	
役務費	2	
使用料及び賃借料	175	
工事請負費	184,746	融流雪溝整備工事(ポンプ・送水管)
合計	185,089	

③ 流雪溝整備事業(篠田地区)(単独)

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
委託料	6,953	地下埋設物調査業務委託
合計	6,953	

④ 流雪溝整備事業(篠田地区)(交付金)

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	80	
委託料	36,960	地質調査・詳細設計業務委託
合計	37,040	

⑤流雪溝整備事業(交付金)(浪岡)

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	140	
委託料	14,740	詳細設計業務委託
使用料及び賃借料	119	
工事請負費	6,138	融流雪溝整備工事
合計	21,137	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 流雪溝整備を行う地区の優先順位の事後説明について

流雪溝の整備には、河川水・温泉排湯・下水道処理水等の水源が確保できること、整備の支障となる道路に埋設物がないこと、受益者である地域住民が管理組合を組織し管理運営を自主的に進めることなどの条件が整うことが必要となる。流雪溝の整備は単一地区においても億円単位の多大な事業費が生じること、工期も5年超といった中長期に亘ることから、市は青森地区の流雪溝について整備可能地区として過去に選定した15地区(下表参照)から優先順位をつけて順次整備を進めており、現在7地区が完了2地区において進捗している状況にある。

〔表 5-3-10 15地区流雪溝整備状況(令和2年4月1日現在)〕

区分	地区数、地区名
整備済	6地区(奥野、大野、野内、本泉、桜川、筒井)
整備中	2地区(佃、篠田)
未整備	6地区(三内、三内稲元、沖館、妙見、原別、浅虫)
その他	1地区(油川については、一部整備済)

(出所:令和3年3月 青森市雪対策基本計画)

未整備の地区が存在する一方で、流雪溝を要望する市民は相当数存在する。冬季間、市には多くの雪が降るが、その都度、市民は除排雪作業を行う必要があり、早く起きて排雪を行う等の多大な労力が費やされている。流雪溝が家の前にあるならば、そこへ排雪すればよいが、流雪溝が整備されていない場合には離れた排雪場所まで雪を運ばなくてはならなかったり、雪を路肩に寄せたりしなくてはならない(この場合、道路脇に雪を積むことになるので道路が狭くなる、視界が悪く

なるといった弊害も生じる)。流雪溝には、投雪方法を誤ると溢水して道路及び人家が浸水するといったデメリットや、地域住民の協力が不可欠であるといった住民負担も生じるが、その利便性は十分認められところである。

以上より、住民要望はありつつも、予算等の制約から、将来的に短期にて全ての対象地区に流雪溝を整備することは現実的には厳しい状況にあるといえる。

ここで論点となるのは、市はどのような優先順位にて流雪溝整備対象地区を選定しているかという点である。直近の平成 30 年度に流雪溝設置に着手した篠田地区については「篠田地区融流雪溝整備事業の経緯」という文書にて『道路建設課で次期整備地区を検討した結果、篠田地区に着手することにした。選定理由としては、流・融雪溝の整備は東部が多いため、東西のバランスから西部を対象とし、篠田地区は青森駅西口に面し、都市機能誘導区域及び居住誘導区域であるため優先度が高いと判断した。』と説明している。確かに、篠田地区は青森駅から近く国道 7 号に面した住宅地であることから交通量や歩行者数が多いと推察され、東西のバランスをも重視する市の説明には一定程度の合理性はあるものと解する。しかし、当該説明は篠田地区へ流雪溝を整備する有効性・必要性を説明するに過ぎず、他地区と比較して篠田地区を優先する理由とはなり得ない。流雪溝整備を強く要望する他地区の住民にとっては、この説明を聞いたとしても納得できないだろうと感じた。

今後の整備地区選定にあたっては、地区毎の交通量、歩行者数、住民数、世帯数、高齢者数、生徒児童数、積雪量、他の排雪方法の有無、住居密集度、水源確保の充分性、都市機能誘導区域への該当、地域住民の協力体制等の客観的なデータを横並びで相対的に比較・整備順位を明確化し、事後的に市民へ選定理由を明確に説明できるような体制の構築が求められる。

(意見②) 浪岡地区における管理組合の組成、ランニングコストの利用者負担への移行について

市民が流雪溝を利用するためには、原則として各整備地区の利用者で構成される流雪溝管理組合(以下この項において「組合」とする。)に加入し、利用者はポンプ作動電気代や補修費等のランニングコスト(組合によって異なり年間約 1,000 円～10,000 円程度)を負担する必要がある。市が政策目的達成の観点から流雪溝の整備までを行い、組合が自助・共助の観点から清掃・修繕・ポンプ操作等の日常管理を行い、地域住民がランニングコストを負担するという形態(以下この項において「管理組合方式」という。)にて運営されており、このような形態は全国の多雪地域でも多くの事例がみられる。

一方、組合が組成されず行政が流雪溝の管理を行い、ランニングコストをも負担する形態(以下この項において「行政運営方式」という。)を採用する場合には、行政に過度なコスト負担が生じる

ことになるばかりではなく、流雪溝整備地域の住民と未整備地域の住民の間で提供される行政サービスの公平性に大きな差が生じてしまうことになり問題がある。

市における組合の組成状況及びランニングコストの負担についてヒアリングを行ったところ、青森地区の流雪溝管理方式については漏れなく管理組合方式が採用されており、浪岡地区の流雪溝管理方式は今後整備するものについては管理組合方式を採用する予定であるが、過去に整備した流雪溝については行政運営方式が採用されているとのことであった。浪岡地区は平成 17 年における合併前の浪岡町が母体であり、浪岡町においては行政サービス充実の観点から行政運営方式がされていたものと推察される。市の今後の方針として、浪岡地区にて過去に整備した流雪溝についても組合を組成してもらい、ランニングコストも負担してもらおう方向で動いているとのことであるが、地域住民の高齢化に伴う組合組成の困難性や、管理組合方式への抵抗感等から進捗が芳しくない状況とのことであった。

合併から 15 年になろうとしており、市の財政も非常に厳しい状況である。市全域でのサービスの公平性の確保、少子高齢環境における自助・共助のあるべき理想像を実現するため、浪岡地区において早期の組合組成及び流雪溝にかかるランニングコストの住民負担を進めるべきである。

(意見③) 流雪溝管理組合の監事監査報告書の入手について

市は、地域住民により構成される組合の決算書の妥当性について監事が監査を実施した結果である監査報告書を入手していない。市と組合の間で締結した協定書によれば、市は「運用及び日常管理に関する指導監督」「大規模修繕・施設更新」に係る責任を負っている。流雪溝は市の所有であるため、当期において流雪溝になされた修繕規模を決算書にて確認すること、決算書の妥当性を監事監査報告書にて確認することは市有財産の適切な利用促進という観点から有意義である。また、組合は複数の町会により構成され、その決算規模も 10,000 千円程度と多額の資金を扱う組合もあり、また、近しい地域住民により構成される点からも検証がおざなりになりやすい側面もあるため、第三者の公的機関である市が監事監査報告書を入手し、監査が適切に実施されていることを確認することは不正防止の観点から一定の効果があるものと考えられる。市は、組合の監事監査報告書の入手を行う運用への変更を検討されたい。

第 4. 「空家等対策の推進」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.25 放置危険空き家対策事業 【都市整備部 住宅まちづくり課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	放置危険空き家対策事業
担当部局課	都市整備部 住宅まちづくり課
事業の形態(財源)	一般財源
事業実施期間	平成 14 年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	空家等対策の推進に関する特別措置法 青森市空家等の適切な管理に関する条例
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街
	第 1 節 防災体制・雪対策の充実
	第 4 項 空家等対策の推進

2. 事業の全体像

市民の安全で安心な生活環境を保全するために、近隣住民等から管理不全な危険空家等に関する情報を受けた場合、関連部署と連携しながら現地調査を行うとともに所有者調査を行い、当該所有者に対し適切な管理を指導し、管理不全な空家等の解消を図る。

青森市空家等対策計画の第 4 章において施策体系図として、5 つの基本方針の中の基本方針 4 として本事業における個別施策が以下のように掲示されている。

[表 5-4-1 空家等に関する具体的な施策:施策体系図]

施策体系	
基本方針	対策を推進するための個別施策
基本方針4 特定空家等の措置	①空家等に対する適切な管理の促進(再掲) ②特定空家等に対する緊急安全措置の実施 ③特定空家等に対する特措法に基づく段階的な措置

(出所:「青森市空家等対策計画」第 4 章 施策体系図より)

空家等対策の推進に関する特別措置法において、国土交通省が示す基本指針には、特定空家と判断する基準として、①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、②著しく衛生上有

害となるおそれのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態にある空家等と規定している。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	1,388	1,388	1,394	
実績	45	129	26	
財源内訳				
一般財源	45	129	26	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需用費	10	消耗品費
役務費	16	郵便料
合計	26	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 空き家等に関する対策の実施状況報告について

空き家対策については、青森市総合計画の中で課題として掲げられ、第 5 章の 10 の施策の 1 つとして対策が取り上げられており、重要施策として位置づけられている。しかしながら、事業設定しているのは、空家バンク事業と本事業の 2 つであり、予算規模としても極めて小規模な事業である。市における認識としては、平成 26 年特措法にもとづいて令和 2 年度において青森市空家等対策計画が策定され、いわばスタートアップ段階の事業であり、本格的な事業活動はこれからであると想定している。

小規模な事業とはいえ、世の中の注目度や市ホームページにおける市民の声に耳を傾けると、空き家対策に関する実施報告について市民に対して公表することが必要と考える。他の自治体における空家等対策の実施報告状況をみると、年度毎に小冊子の作成やホームページにより市民に対して公表している。つまり、空家対策の計画の進行管理、社会経済情勢の変化や市内の現状等を踏まえつつ、青森市空家等対策計画の実施状況について PDCA サイクルの視点から情報公開することの重要性について提案したい。

名古屋市の実施報告を参考に、その報告内容について例示すると以下のとおりとなる。

〔表 5-4-2 名古屋市 実施報告の内容〕

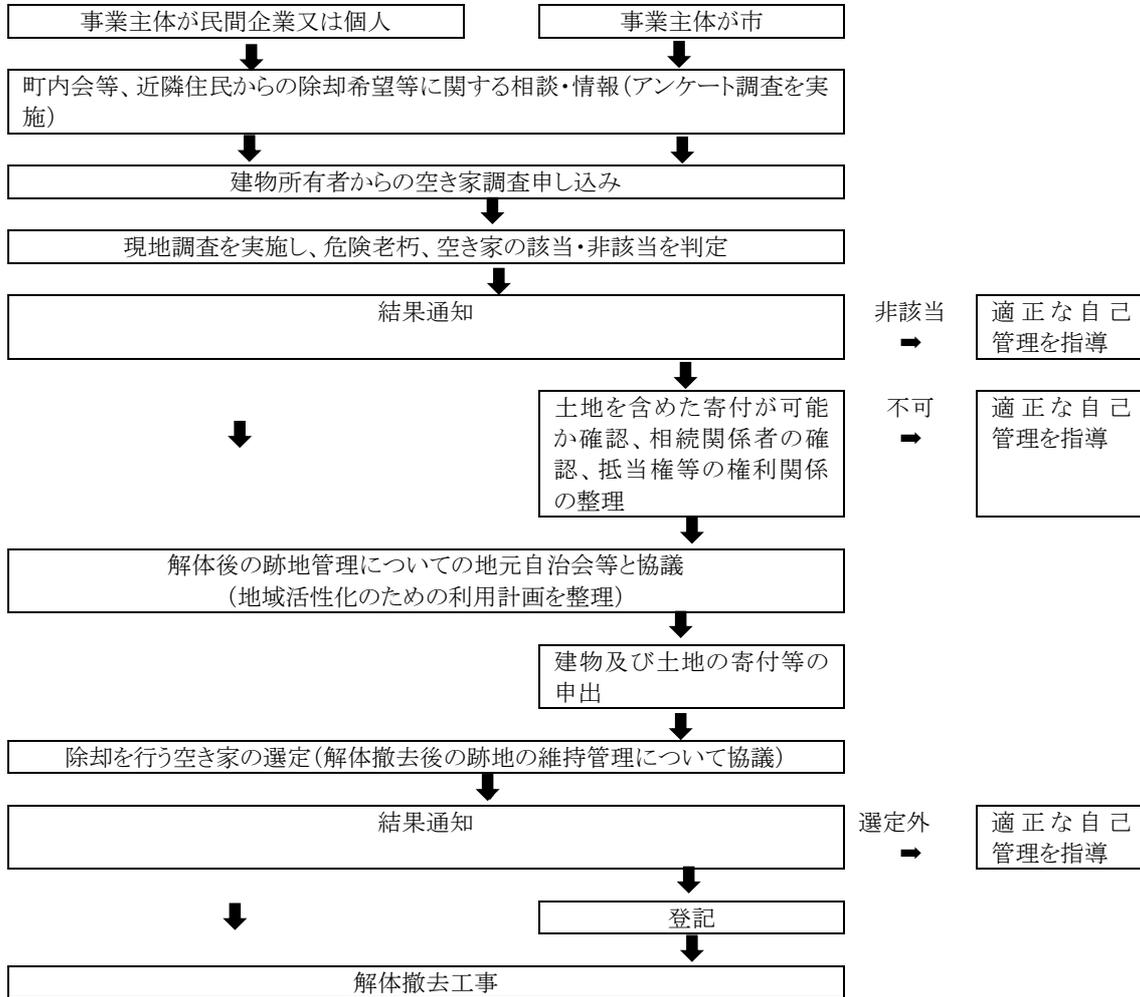
項目	内容	実績
広報・周知	リーフレットの配布等	件(%)
	市広報誌での記事掲載	件(%)
	市公式ウェブサイトへの掲載	件(%)
	空家情報冊子の配布等	件(%)
相談・問合せ窓口	管理が不適切な空家等に関する相談・通報	件(%)
	空家等の所有者等からの相談、問合せ	件(%)
	その他の相談件数	件(%)
空家等の調査・確認	特定空家等	件(%)
	その他の空家等	件(%)
管理状態別内訳	保守上危険	件(%)
	衛生上有害	件(%)
	景観上支障	件(%)
	その他	件(%)
特定空家等への対応	不適切な管理状態が解消した	件(%)
	不適切な管理状態の一部が解消した	件(%)
	不適切な管理状態が解消する予定である	件(%)
	不適切な管理状態が継続している	件(%)

(意見②) 空家対策事業実施要綱の必要性について

本事業においては、空家対策事業の実施に関する要綱が作成されていない。市の説明によれば、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成 26 年 11 月)があるため、「空家対策事業実施要綱」の作成について必要性を感じていなかった。

しかしながら、法律に規定されていても実務を推進するうえで取り扱い方針やより具体的な基準が要綱に明確に定められていれば、事務処理を推進するうえで効率的かつ有効な事務処理を行うことができる。要綱とは、広辞苑によれば「地方公共団体が行政指導の際の準則として定める内部的規範。住民に対しては法的拘束力を持たない。開発規制に関するものが多い。」と説明されている。これまで本事業の取り扱い件数は極めて少ないが、今後益々増加する傾向にあることについては論を待たないと言える。このような視点に立って空家対策事業に関する要綱の作成について検討を図ることは有意義であると言える。因みに氷見市の空き家対策事業の要綱の中に以下のフローチャートが記載されている。青森市空家等対策計画の中にも特定空家に対して必要な措置とする際の手順としてフローチャートが示されているが、氷見市のフローチャートがより具体的で実務指針として有益であると思われるし、要綱の一部として作成されている点で要綱作成において参考に値するものと思われる。

[図 5-4-3 危険老朽空き家対策事業の流れ]



第 5. 「効率的で計画的な土地利用の推進」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.2、No.3 駐車場管理運営事業【総務部 管財課】

青森駅前公園地下駐車場運営管理事業 (No.2)

アウガ駐車場運営管理事業 (No.3)

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	①青森駅前公園地下駐車場運営管理事業 ②アウガ駐車場運営管理事業
担当部局課	総務部 管財課
事業の形態	特別会計事業
事業実施期間	平成元年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	駐車場に関する法律、青森市駐車場条例、青森市駐車場条例施行規則、青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理に係る取扱要領
前期基本計画における施策区分	第 5 章 つよい街
	第 2 節 土地利用・都市景観の形成
	第 1 項 効率的で計画的な土地利用の推進

2. 事業の全体像

(1)事業目的

市は、青森駅周辺地区を、商業、医療、業務、都心居住、交流などの高次な都市機能が集積した交流拠点として、これまで蓄積してきた既存ストックを有効活用するとともに、これらの都市機能の集積を図ることを前期基本計画で掲げている。当事業にて管理を行っている青森駅前公園地下駐車場(以下この項において「駅前公園駐車場」という。)及びアウガ駐車場は青森駅前に所在しており、駐車場の確保によって青森駅周辺地区の自動車利用者の利便性を図り、中心市街地の活性化に寄与することを目的としている。また、青森市役所駅前庁舎(平成 29 年度より一部市役所機能をアウガ内 1 階～4 階に配置している。)、アウガ内に所在する青森市民図書館を利用する市民の駐車場としても利用されている。

両駐車場は、指定管理者制度等を利用せずに、市の直営にて行われている。なお、市は駐車場管理業務及び使用料収納事務について、公益財団法人青森市シルバー人材センターへ委託を行っている。

(2)駐車場の概要

駅前公園駐車場及びアウガ駐車場の概要は以下のとおりである。

項目	駅前公園駐車場	アウガ駐車場
所在地	青森市新町一丁目二番二十号	青森市新町一丁目三番七号
駐車可能台数	96 台	522 台
供用時間	<ul style="list-style-type: none"> ・普通駐車(入場又は出場させることができる時間) 午前五時から午後十一時まで ・夜間駐車 午後八時から翌日午前八時まで 	
利用料金	<ul style="list-style-type: none"> ・普通駐車(入場又は出場させることができる時間) 最初から駐車場を利用目的とする者は最初の三十分まで 百十円 三十分を超えるときは、超過時間三十分までごとに 百十円 ・夜間駐車 六百五十円 	
料金免除	<p>以下のような場合には駐車料金が免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用件者の駐車時間が市の都合により1時間を超えた場合(全額免除) ・市役所に用件のある場合(1時間を限度) ・青森市民図書館を利用する場合(1時間を限度) ・青森市男女共同参画プラザを利用する場合(1時間を限度) ・青森市つどいの広場を利用する場合(託児所利用除く)(1時間を限度) ・青森公立大学まちなかラボを利用する場合(1時間を限度) ・まちなか保健室を利用する場合(1時間を限度) ・青森駅を利用するために利用する場合(1時間を限度) <p>(注)上記のほかにも免除されるケースはあるが記載を省略する。</p>	
駐車場地図	<p>下図の E がアウガ駐車場、F が駅前公園駐車場である。</p> <p>青森駅周辺案内図</p>	

(出所:「青森市駐車場条例」、「青森市駐車場条例施行規則」、「青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理に係る取扱要領」、市ホームページ)

(3) 駐車場利用台数の推移

駅前公園駐車場及びアウガ駐車場の利用台数の推移は下表のとおりである。令和2年度は、新型コロナウイルス流行による公共施設の休業により利用者数が減少している。

〔表 5-5-1 駐車場利用台数推移〕 (単位:台)

駐車場	平成30年度	令和元年度	令和2年度
駅前公園駐車場	139,172	150,278	129,082
アウガ駐車場	505,932	504,453	429,037

(出所:担当課作成資料)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

① 青森駅前公園地下駐車場運営管理事業

a) 歳出 (単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	15,079	14,822	17,435	
実績 (注)	13,555	14,035	15,364	

b) 歳入 (駐車場使用料) (単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	25,283	29,117	21,433	
実績	28,145	28,077	22,268	

② アウガ駐車場運営管理事業

a) 歳出 (単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	175,397	187,814	176,802	
実績 (注)	175,229	185,207	175,594	

b) 歳入 (駐車場使用料) (単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	46,940	44,855	26,630	
実績	46,108	42,917	27,379	

(注)実績の財源内訳について

特別会計事業であり、財源の紐づけができないため財源未記載とする。駐車場収入、一般財源からの繰出金、市債、寄附金等の収入が「特別会計」にまとめて入ってきて、事業毎に識別されず

に費用が「特別会計」から支出される。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

① 青森駅前公園地下駐車場運営管理事業 (単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	7,781	光熱水費、維持修繕費等
役務費	1,185	
委託料	6,397	駐車場管理業務及び使用料収納事務委託料等
合計	15,364	

② アウガ駐車場運営管理事業 (単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	3,614	
役務費	1,283	
委託料	34,057	駐車場管理業務及び使用料収納事務委託料等
使用料及び賃借料	12,218	アウガ管理組合に支払う土地借上料
備品購入費	48	
負担金補助及び交付金	124,374	アウガ管理組合に支払うアウガ管理費負担金(設備保守、警備、清掃、修繕、光熱水費等に支出される)
合計	175,594	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) ホームページにおける料金表示について

駅前公園駐車場及びアウガ駐車場にかかる駐車料金について令和4年2月1日以降は、市ホームページにおいて以下のようなアナウンスを行っているが、令和3年9月29日の往査時点では料金免除にかかる情報が記載されていなかった。

【駅前公園駐車場及びアウガ駐車場にかかる市ホームページの案内】

収容台数	アウガ駐車場 522台/うち障がい者用23台 青森駅前公園地下駐車場 96台/うち障がい者用2台
------	---

利用料金	最初の 30 分まで・・・110 円 以降超過 30 分ごとに 110 円 夜間駐車(20 時から翌 8 時)・・・650 円
年中無休	

(出所:市ホームページより)

駅前公園駐車場及びアウガ駐車場は、青森市駅前庁舎や青森市民図書館等の公共施設のすぐ傍に所在するため公共施設の利用を目的として駐車場を利用する者も相当数存在し、公共施設等を利用する者は、以下のとおり料金免除がなされる。

【駐車料金が免除される場合(再掲)】

- ・用件者の駐車時間が市の都合により1時間を超えた場合(全額免除)
- ・市役所に用件のある場合(1時間を限度)
- ・青森市民図書館を利用する場合(1時間を限度)
- ・青森市男女共同参画プラザを利用する場合(1時間を限度)
- ・青森市つどいの広場を利用する場合(託児所利用除く)(1時間を限度)
- ・青森公立大学まちなかラボを利用する場合(1時間を限度)
- ・まちなか保健室を利用する場合(1時間を限度)
- ・青森駅を利用するために利用する場合(1時間を限度) 等

(出所:「青森市駐車場条例」、「青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理に係る取扱要領」)

免除にかかる定めは、市の内部規程であり非公表の「青森市役所前駐車場、青森駅前公園地下駐車場及びアウガ駐車場の管理に係る取扱要領」において大部分が記載されており、市ホームページでアナウンスされない限り市民が能動的に駐車料金免除となるケースを知ることは難しいと考える。市民の公平な駐車場利用という観点から、免除にかかる情報を市ホームページに記載しない理由は存在しない。市は、ホームページにて料金免除にかかる情報を広く公開すべきである。

なお、上記意見を受け、市は早急にホームページの改修を行っており、令和4年1月31日においてホームページ上に料金免除に係る情報が記載されていることが確認された。

(意見②) ホームページにおける問い合わせ先の明示について

市ホームページにおける、駅前公園駐車場及びアウガ駐車場の「問い合わせ先」において、『アウガホームページ(外部サイトへリンク/別ウィンドウが開きます) ※現在、アウガホームページ更新作業のため、リンクは使用できません。』と記載されており、アウガホームページへのリンクがなされていない。

おそらく市役所機能をアウガに移転した平成29年度時点の記載が更新されず未だ残ってしま

っているものと想像されるが、問い合わせ先が示されていない現状の記載には問題が認められる。市はホームページにおいて問い合わせ先を明示すべきである。

なお、上記意見を受け、市は早急にホームページの改修を行っており、令和4年1月31日においてホームページ上に問い合わせ先が記載されていることが確認された。

(意見③) 事務委託料の適切な案分について

市は駅前公園駐車場及びアウガ駐車場の駐車場管理業務及び使用料収納事務について、公益財団法人青森市シルバー人材センターへ委託を行っている。市は総額 37,048 千円にて契約を行い、下表のとおり総額を駐車可能台数にて両駐車場へ案分配賦(アウガ駐車場へ 31,292 千円、駅前公園駐車場へ 5,755 千円)している。検証した結果、この配賦方法は合理的ではない。駅前公園駐車場への配賦が少額であり、アウガ駐車場への配賦が過大であると思料される。

[表 5-5-2 両駐車場への委託料配賦表]

駐車場	駐車可能台数 (台)	委託料(円)
アウガ駐車場	① 522	$④ \times ① / ③$ 31,292,971
駅前公園駐車場	② 96	$④ \times ② / ③$ 5,755,029
合計	③ 618	④ 37,048,000

(出所: 監査人作成)

確かに、アウガ駐車場と比較し、駅前公園駐車場は管理規模が小さいため配賦が少額となることは合理的であろう。しかし、生じた費用を駐車場別に積み上げていくと駅前公園駐車場への配賦が少なすぎるのがわかる。

「実施設計書」によれば委託料 37,048 千円の内訳は、直接人件費 29,982 千円、その他直接物件費等 7,065 千円となっている。駅前公園駐車場管理委託のために生じる最低の直接人件費を監査人が積算した「駅前公園駐車場最低人件費」は下表太字のとおり 7,981 千円と算出される。

[表 5-5-3 駅前公園駐車場最低人件費]

区分	区分	日数 ①	人数 ②	単価 ③	小計 ④ ①×②×③	駅前公園駐車場 最低人件費
直接 人件 費	駐車場使用 料金収納事務	平日、繁忙期	263 日	3.3 人	21,502 円	注 1 5,655,026 円
		土日、祝日	102 日	3.0 人	21,502 円	注 1 2,193,173 円
	交通誘導員	平日、繁忙期	263 日	2.0 人	7,075 円	注 2 —
	一般事務技術補助	12 月～3 月	121 日	1.0 人	7,075 円	注 3 132,986 円

区分	区分	日数 ①	人数 ②	単価 ③	小計 ④ ①×②×③	駅前公園駐車場 最低人件費	
	計				29,982,793 円	—	7,981,185 円
直接物件費、業務管理費、端数切捨て					7,065,207 円	—	—
合計					37,048,000 円	—	—

注 1・・・駐車場使用料金収納作業は規模の大小に関わらず 1 名は必要であり、④/②の 1 名当たりコストにて算出した。

注 2・・・交通誘導員は駅前公園駐車場に配置されていないとすることで 0 円と算出した。

注 3・・・一般事務技術補助は規模に従って発生すると推定し、駐車可能台数ベースの④×96 台 ÷ 618 台にて算出した。

(出所:「実施設計書」より監査人が算定)

上記より、駅前公園駐車場の委託料は最低人件費が 7,981 千円であるため、直接物件費等の配賦も考えれば少なくとも 9,100 千円程度のコストが生じていることがわかる。駅前公園駐車場に配賦されている実績額は 5,755 千円であるため配賦過少である。

このような合理的ではない配賦計算を行ってしまうと、施設から生じる費用対効果を適切に評価できない弊害が生じる。また、今後の老朽化に対する施設更新、管理運営形態の変更検討(例えば、指定管理制度の導入や、PFI 事業の導入等)、売却等を検討する際にも誤った意思決定を行ってしまう可能性も認められる。両駐車場の費用対効果を分析する機会が今後ますます増えると考えられる。市は合理的なコスト算出を行わなければならない。

(意見④) アウガ駐車場の有効活用について

令和元年度における駅前公園駐車場及びアウガ駐車場の利用率は以下のとおりである。

〔表 5-5-4 時間帯別駐車台数集計表〕

月	時間帯	駅前公園駐車場		アウガ駐車場	
		平均駐車台数(台)	利用率	平均駐車台数(台)	利用率
4 月	10:00	54	56.3%	143	27.4%
	13:00	67	69.8%	175	33.5%
	15:00	61	63.5%	177	33.9%
5 月	10:00	53	55.2%	140	26.8%
	13:00	61	63.5%	169	32.4%
	15:00	57	59.4%	162	31.0%
6 月	10:00	53	55.2%	153	29.3%
	13:00	66	68.8%	171	32.8%

月	時間帯	駅前公園駐車場		アウガ駐車場	
		平均駐車台数(台)	利用率	平均駐車台数(台)	利用率
	15:00	62	64.6%	172	33.0%
7月	10:00	52	54.2%	150	28.7%
	13:00	63	65.6%	174	33.3%
	15:00	60	62.5%	178	34.1%
8月	10:00	55	57.3%	159	30.5%
	13:00	70	72.9%	192	36.8%
	15:00	64	66.7%	182	34.9%
9月	10:00	51	53.1%	136	26.1%
	13:00	60	62.5%	173	33.1%
	15:00	58	60.4%	167	32.0%
10月	10:00	52	54.2%	133	25.5%
	13:00	66	68.8%	168	32.2%
	15:00	56	58.3%	151	28.9%
11月	10:00	57	59.4%	140	26.8%
	13:00	66	68.8%	168	32.2%
	15:00	64	66.7%	164	31.4%
12月	10:00	69	71.9%	148	28.4%
	13:00	76	79.2%	173	33.1%
	15:00	66	68.8%	163	31.2%
1月	10:00	54	56.3%	126	24.1%
	13:00	66	68.8%	148	28.4%
	15:00	63	65.6%	151	28.9%
2月	10:00	56	58.3%	139	26.6%
	13:00	63	65.6%	164	31.4%
	15:00	60	62.5%	164	31.4%
3月	10:00	52	54.2%	141	27.0%
	13:00	63	65.6%	160	30.7%
	15:00	54	56.3%	156	29.9%
平均値		-	62.8%	-	30.5%

(出所:担当課作成「時間帯別駐車台数集計表」を監査人加工)

駅前公園駐車場は平均 62.8%の利用率となっているが、アウガ駐車場の利用率は 30.5%と低迷していることがわかる。監査人が令和 3 年 10 月にアウガ駐車場の実査を行った際も、市民図書

館の休館といった要因もあるものの、相当数の空きが確認された。令和2年度のアウガ駐車場の収支は、収入27,000千円に対し、支出175,000千円と支出超過となっていることからアウガ駐車場の利用率を高め、駐車場使用料を増加させることが方向性として必要である。

なお、アウガ駐車場が所在する青森駅前地区は再開発が進行中で、令和5年春において複合商業施設「THREE」オープン、中新町山手地区第一種市街地再開発ビル完成、青森駅東口駅舎跡地を活用した駅ビル完成等が見込まれており、開発事業のアウガ駐車場への影響を確認しながら利用状況を注視、利用方法を検討していくことが求められているだろう。一方で、開発後においても利用が低位な状況が続くならば、「No.40、41 道路施設等維持管理事業及び道路施設等維持管理事業(工事)(意見②) 駐車場利用者増加に向けた方策について」にて記載しているように、付近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失しない範囲で定期駐車(月極駐車)のサービス開始の導入といった検討も必要である。また、民業圧迫の観点から定期駐車を採用が難しい場合であっても、市職員の福利厚生として、例えばひとり親職員や、親族の介護を行っている職員、子供が多い職員等を対象に一定程度の料金を徴収しつつ貸出しをするといった方法も考えられる。駅前一等地の市営駐車場が利用されていない状況は非効率であり、将来的に何らかの有効利用施策を検討されたい。

その他、アウガ駐車場の管理支出を抑えることも必要である。実施形態についての深い議論は現状なされていないようだが、市直営ではなくて、指定管理者制度を導入する、青森県営駐車場を参考にPFIの方法により民間の資金と経営能力・ノウハウを活用するといった方向性も検討されたい。

○No.20 新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)【都市整備部 住宅まちづくり課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	新町一丁目地区優良建築物等整備事業 ¹⁶ (補助)
担当部局課	都市整備部 住宅まちづくり課
事業の形態(財源)	国庫補助金、一般財源
事業実施期間	令和元年度からの継続事業
関連する個別計画	立地適正化計画 ¹⁷
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	優良建築物等整備事業制度要綱(平成6年6月23日付け建設省住 街発第63号) 令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第2節 土地利用・都市景観の形成
	第1項 効率的で計画的な土地利用の推進

2. 事業の全体像

老朽化した大規模小売店舗、飲食店舗等の共同化・集約化により、商業施設を中心に集合住宅との複合施設と駐車場を一体的・効率的に整備し、良好な市街地環境の形成を図る事業である。

(1) 計画内容

施行者	新町街づくり株式会社
所在地	青森県青森市新町一丁目
面積	約0.7ha
総事業費	約97億円
整備内容	延べ面積: 約24,200 m ² 主な用途: 商業、住宅、駐車場(約240台) 住宅戸数: 90戸

¹⁶ [優良建築物等整備事業] 都市再開発法に基づく市街地再開発事業とは異なり、都市計画決定等の法的手続きを要しない、国の制度要綱に基づく事業である。一定の空地の確保、土地の共同化、高度化等に寄与する優良な建築物等の整備に対し、事業費の一部を補助する制度としている。(出所:国土交通省の資料を参考に作成)

¹⁷ [立地適正化計画] 立地適正化計画は、将来のまちの姿を示す計画であり、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進め、持続可能な都市構造への再構築を図ることを目的に策定するものである。都市計画区域内において、住宅及び医療、福祉、商業その他居住に関連する施設の立地に関する方向を定めるとともに、地域公共交通と連携し、用途地域など既存の都市計画制度と組み合わせで一定の人口密度を維持していく「居住誘導区域」と、その居住誘導区域の中でも特にまち全体として必要な機能の維持と新規立地を促す「都市機能誘導区域」を定め、都市機能の立地をコントロールしながら、人口減少社会にあっても住みよいまちづくりの形成に努めていこうとするものである(出所:市ホームページより)。

(2) 主な経過及び予定

施行者 SPC ¹⁸ 組成	平成 31 年 2 月
事業計画作成	平成 29 年 10 月～令和元年 9 月
実施設計作成	令和元年 9 月～令和 2 年 3 月
既存建物解体工事	令和元年 9 月～令和 2 年 9 月
建築工事	令和 2 年 12 月～令和 5 年 3 月(予定)

(3) 令和 2 年度の実績: 既存建物解体工事、建築工事

(4) 補助率

補助金の額は予算の範囲内において補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。(市の要綱)



完成イメージ図(新町街づくり株式会社 関連ニュースより)

¹⁸ [SPC] SPC は特別目的会社といわれ、企業が不動産など特定の資産を企業内部から切り離し、その特定の資産やプロジェクトのためだけに作られる会社である。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	-	682,100	36,300	
実績	-	349,000	333,100	以下参照①事業費の推移
財源内訳	-			
国庫支出金	-	174,500	166,550	
一般財源	-	174,500	166,550	

① 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和 2 年度
予算	682,100	36,000
決算額	349,000	333,100
前年度繰越分	—	333,100
次年度繰越分	333,100	36,000

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	333,100	新町街づくり株式会社に対する補助金
合計	333,100	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 補助事業者からの決算書の入手について

令和 2 年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱によれば、第 6 条(補助金の交付の条件)(4)に次のように記載されている。

(4)補助事業者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年間保管しなければならないこと。

本事業は進行中の事業であるが、上記の要綱の趣旨からみて進行中においては少なくとも補助事業者から終了した事業年度の決算書を入手し内容を分析して、特に本事業との関係において問題がないかどうかを確認しておかなければならないと解する。つまり、補助金の交付にあたり、補助金交付団体の財務内容の検証が必要であり、もし問題があれば、関係者に対する事情聴取や補助事業の経費の収支に関する帳簿の閲覧等を通じて処理の適正性を確かめなければならない。

また、登記簿謄本を入手して会社の登記事項や役員に関する事項も確認しておかなければならない。

(意見②) 書類の整理・保管のやり方について

この意見は、本事業である「新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)」(以下「A」という。)と「中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助金)」(以下「B」という。)の二つの事業に共通する提言であるが、本事業の意見の箇所に記載することとする。

この二つの事業は、青森市公文書(作成年度)令和02年度、(保存年限)5年、(引継年度)令和04年度、(廃棄年度)令和08年度、(件名)再開発関係綴、(所管)都市整備部住宅まちづくり課として、3つのバインダーに綴り込まれていた。バインダーには、ファイリングした資料の表紙があるものの、Aに関連する書類やBに関連する書類、さらにAとBに共通する書類がデバイダーに分けて、Aの書類、Bの書類、A,Bに共通する書類に分けられることなく綴り込まれていた。担当者は、どの書類がどのバインダーのどのあたりにファイリングされているのかはある程度は分かっているものと推測されるが、このようなファイリングによって確実に効率的な業務が遂行できていると言えるであろうか。ファイリングについて、担当者だけがわかればよいというものではない。たかがファイリングと侮ってはならない。誰がみても、わかり易い資料のファイリングが取りも直さず誤りの防止や効率的な仕事が遂行できる前提条件となることは議論の余地がないと思う。

地方公共団体に対する内部統制に関する方針は、都道府県及び指定都市については導入されているが、他の地方公共団体においては適用がないものの、内部統制の基本的な考え方や取り組みについては、地方自治の事務組織の中に組み込んでいかなければならないものである。

このような視点から異なる事業の書類に関する整理、保管については、事業毎に行うことを提言したい。

(意見③) 再開発事業に関する市の要綱について

この意見も、本事業である「新町一丁目地区優良建築物等整備事業(補助)」(以下「A」という。)と「中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助金)」(以下「B」という。)の二つの事業に共通する提言であるが、本事業の意見の箇所に記載することとする。

市の要綱の取り扱いは、補助対象経費及び補助金の額についてAとBの事業とも同じ要綱(令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱)で処理している。

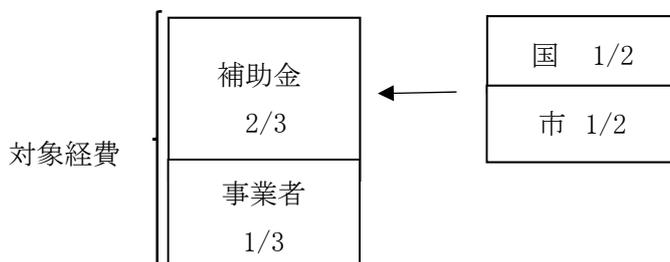
しかしながら、国土交通省の取り扱いでは、優良建築物等整備事業については「優良建築物等整備事業制度要綱」が規定され、市街地再開発事業については「市街地再開発事業等補助要領」が規定されている。しかも補助金の部分について、市の「令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱」、「優良建築物等整備事業制度要綱」、「市街地再開発事業等補助要領」を対比してみると以下のようなことになる。

<p>【令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱】</p> <p>(補助対象経費及び補助金の額)</p> <p>第4条 …市街地再開発事業等補助要領(昭</p>	<p>【優良建築物等整備事業制度要綱】</p> <p>第6 地方公共団体又は都市再生機構に対する国の補助</p>
---	--

<p>和 62 年 5 月 20 日付け建設省住街初第 47 号)</p> <p>第 5 第 2 及び第 3 に定めるところによるものとし、補助金の額は予算の範囲内において補助対象経費の 3 分の 2 以内の額とする。</p>	<p>1……(中略)……予算の範囲内において、優良建築物等整備事業の施行に伴って必要となる調査設計計画及び整備計画の作成に要する費用、土地整備に要する費用、共同施設整備に要する費用の 3 分の 1 以内……(中略)……を補助することができる。</p> <p>2……(中略)……予算の範囲内において、調査設計計画、土地整備、共同施設整備、用地取得(緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限り、……(中略)……及び専有部整備に要する費用の 2 分の 1 を補助することができる。</p> <p>【市街地再開発事業等補助要領】</p> <p>第 5 補助金の額</p> <p>2 市街地再開発事業に係る国の補助金の額は、第 3 第 2 各号の補助事業の区分に応じ、次に掲げるものとする。</p> <p>一 市街地整備 市街地整備に関し事業主体が施行者に補助する費用の 1/2 以内で、かつ、当該市街地整備に要する費用で……(中略)……合計した額の 1/3 以内の額</p>
---	---

(出所:各要綱又は要領から主要部分を抜粋)

補助金の負担関係を図示すると、以下のようになる。



補助金は要綱の主要部分であり、国土交通省の取り扱いも優良建築物等整備事業、市街地再開発事業、それぞれの事業に対応して規定されていることから、市の要綱も都市再開発事業のそれぞれの事業に応じた要綱を作成することが必要と考える。他の自治体においても、優良建築物等整備事業と市街地再開発事業は、それぞれ別個に要綱を作成して運用していることが各自治体のホームページを検索することでわかる。

○No.21 中新町山手地区第一種市街地再開発事業(補助)【都市整備部 住宅まちづくり課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	中新町山手地区第一種市街地再開発事業 ¹⁹ (補助)
担当部局課	都市整備部 住宅まちづくり課
事業の形態(財源)	国庫支出金、市債及び一般財源
事業実施期間	令和元年度からの継続事業
関連する個別計画	立地適正化計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	市街地再開発事業等補助要領(最終改正 平成30年3月30日 国 住街第248号) 令和2年度に係る青森市市街地再開発事業等補助金交付要綱
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第2節 土地利用・都市景観の形成
	第1項 効率的で計画的な土地利用の推進

2. 事業の全体像

老朽化した中小小売店舗の共同化・集約化により、魅力的な商業空間を形成するとともに事務所やホテル、集合住宅等の複合施設を整備し、土地利用の高度化を図る市街地再開発事業である。

(1) 計画内容

施行者	中新町山手地区市街地再開発組合 ²⁰
所在地	青森県青森市新町二丁目
面積	約0.5ha
総事業費	約86億円
整備内容	延べ面積 約22,500 m ² 主な用途 商業、業務、ホテル、住宅、駐車場 等 住宅戸数 80戸

¹⁹ [第一種市街地再開発事業]市街地再開発事業は、第一種市街地再開発事業と第二種市街地再開発事業の二つに区分される。第一種市街地再開発事業は、「権利変換」という方式で行われるものである。(出所:生駒市のホームページを参考に編集)

²⁰ [市街地再開発組合]市街地再開発事業の施行者となる地権者の組合であり、都市再開発法に定められた組織である。市街地再開発事業の方法のうち、第一種事業を施行する。(出所:株式会社 不動産流通研究所のホームページを参考に編集)

(2) 主な経過及び予定

再開発準備組合設立	平成 31 年 1 月
都市計画決定告示	令和元年 5 月
組合設立(事業計画認可)	令和 2 年 3 月
実施設計作成	令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月
権利変換計画認可	令和 2 年 10 月
既存建物解体工事	令和 2 年 8 月～令和 3 年 3 月
建築工事	令和 3 年 3 月～令和 5 年 6 月

令和 2 年度の実績: 実施設計作成、権利変換計画許可、既存建物解体工事

(3) 補助率

社会資本整備総合交付金²¹を活用し、補助率は次による。

第 5 補助金の額
2 市街地再開発事業に係る国の補助金の額は、
一 市街地整備 市街地整備に関し事業主体が施行者に補助する費用の 1/2 以内で、 かつ、当該市街地整備に要する費用で……中略……該当する費用を合計した額の 1/3 以内の額
(国土交通省 市街地再開発事業等補助要領(平成 30 年 3 月 30 日))

²¹ [社会資本整備総合交付金] 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が道路、港湾、治水、下水道、海岸、都市公園、市街地整備、住宅及び住環境整備等といった政策目標を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合計画に基づき、目標実現のため行う基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的、一体的に支援することにより、交通の安全確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定確保及び向上を図ることを目的に平成 22 年度に創設された。国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金である。(国土交通省のホームページ資料を編集)



完成イメージ(青森銀行ニュースリリースより)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	—	1,082,800	506,000	①事業費の 推移 参照
実績	—	74,400	1,008,400	以下 ①、② 参照
財源内訳				
国庫支出金	—	37,200	504,200	
市債	—	34,090	455,710	
一般財源	—	3,110	48,490	

① 事業費の推移

(単位:千円)

区分	令和元年度	令和 2 年度
予算	1,082,000	506,000
決算額	74,400	1,008,400
前年度繰越分	—	1,008,400
次年度繰越分	1,008,400	506,000

② 補助申請額の計算(令和 2 年度の実績額内訳)

(単位:千円)

補助項目	A 事業費	B 補助対象経費	C=B×2/3	D=補助申請額
地盤調査費	7,500	7,500	5,000	5,000

補助項目	A 事業費	B 補助対象経費	C=B×2/3	D=補助申請額
建築設計費(実施設計費)	175,000	175,000	116,600	116,600
権利変換計画作成費	20,700	20,700	13,800	13,800
計①通常分	203,200	203,200	135,400	135,400
建築設計費(実施設計費)	1,570	1,400	900	900
権利変換計画作成費	3,400	3,400	2,200	2,200
建築物除却費(注1)	251,800	339,930	226,600	226,600
補償費等(注1)	691,650	933,728	622,200	622,200
共同施設整備費(注2)	90,510	31,772	21,100	21,100
計② 補正分	1,038,930	1,310,230	873,000	873,000
合計①+②	1,242,130	1,513,430	1,008,400	1,008,400

(注1) 建築物除却費、補償費等については、立地適正化計画に基づいて行われる事業であり、対象事業費が1.35倍となっている。

(注2) 共同施設整備費についても割増対象ではあるが、階数に応じた乗率0.26によって計算される。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
負担金補助及び交付金	1,008,400	中新町山手地区市街地再開発組合に対する補助金
合計	1,008,400	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 補助申請書に関して特殊事業があった場合の注釈の記入について

上述した補助申請額の提出にあたって、添付されている②補助申請額の計算(令和2年度の実績額内訳)において建築物除却費、補償費等、共同施設整備費の計算は特殊な計算が行われているが、この事実について書面上明らかとなっていない。監査ヒアリング時に質問したが即座に回答が得られなかった。市としては補助申請者に対して、注釈等により特殊事業による計算である旨の記載を要求するなど、申請受付時における正当なる注意義務をもって事務処理にあたらなければならない。また、書類の記載にあたっては、透明性、明瞭性の視点からも改善が必要である。

(意見②) 市街地再開発事業に関する市民への情報開示について

本事業は人口減少下のまちづくりについて、駅前という「拠点」を再生することで地域経済が活性化し、固定資産税、法人住民税等の税収が増え、市の魅力が増すことで市がその便益を享受

することになり、補助金の交付について正当化が認められることになる。このような視点で本事業の市民への広報活動を見てみると、市街地再開発事業についての説明や現在進行中の都市開発事業の説明について、市民への情報提供が必要と考える。

因みに、仙台市においては、仙台市ホームページにおいて都市再開発の方針(都市再開発方針策定の背景・目的、方針の位置づけ、再開発の目標)、都市計画決定の手続き、実施した再開発事業、事業概要として事業名、事業施工者、事業目的、事業方針、事業規模、建物用途、地権者、主な事業経過を開示している。市の市街地再開発事業の取り扱い件数、再開発地域は、仙台市と比較すると少ないことは承知しているが、市民に対する情報提供や、市民の再開発事業に対する理解度を深めさせるという点に着目すると仙台市のやり方は参考に値するものとする。

市のホームページでは、社会資本整備総合交付金に関する説明があるが、市街地再開発事業や現在進行中の都市開発事業の説明が乏しい。再開発事業が終了した後に市民への還元がもたらされるとはいえ、国の補助金を受けながらも市の財源を支出して事業が進捗していることから、市民への情報提供についての改善が必要と考える。

つまり、本事業終了後における「新町通り」の復活に向けた土台作りのために、市民に対するメッセージを平易な言葉で簡単に伝えておくことが極めて肝要と思うのである。

○No.27 青森駅周辺整備推進事業費(交付金) 【都市整備部 都市政策課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	青森駅周辺整備推進事業費(交付金)
担当部局課	都市整備部 都市政策課
事業の形態(財源)	国の交付金、国庫補助金、県補助金及び一般財源
事業実施期間	平成 21 年度からの継続事業
関連する個別計画	青森市立地適正化計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	社会資本整備総合交付金交付要綱(国) 都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱(国) 令和 2 年度青森県青森駅バリアフリー化設備等整備推進事業費補助金交付要綱(県) 令和 2 年度青森駅バリアフリー化設備等整備費補助金交付要綱(市)
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街 第 2 節 土地利用・都市景観の形成 第 1 項 効率的で計画的な土地利用の推進

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

青森駅周辺整備の推進を図るため、鉄道事業者(青森県、東日本旅客鉄道株式会社)等、関係機関と連携しながら、青森駅自由通路及び西口駅前広場の整備を進めるものである。

(2) 事業の内容

青森駅周辺整備にかかるこれまでの経過は、以下のとおりである。

年月	内容
平成 21 年 12 月	青森駅を中心としたまちづくりの方向等取りまとめ
平成 22 年 6 月～	青森駅を中心としたまちづくり基本計画検討委員会
平成 22 年 7 月	市民アンケート調査

年月	内容
平成 23 年 2 月	市民フォーラム
平成 23 年 7 月～	交通調査実施
平成 24 年 2 月	青森駅を中心としたまちづくり基本計画策定
平成 26 年 12 月～	基礎調査設計
平成 28 年 4 月～	調査・基本設計実施
平成 28 年 7 月	青森駅自由通路整備等に関する基本協定締結
平成 29 年 4 月～	実施設計実施
平成 30 年 7 月	青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定締結
平成 30 年 10 月	青森駅自由通路の工事着手

(出所:都市政策課作成資料)

平成 30 年 10 月に青森駅自由通路の工事が進められ、令和 3 年 3 月 27 日から供用開始となった。青森駅西口駅前広場の整備も進められており、令和 4 年度に供用開始予定である。

令和 2 年度の事業実績として、青森駅自由通路整備等に関する工事実施に係る工事負担金の支出、青森駅のバリアフリー化設備等整備のために補助金の交付を行っている。

青森駅自由通路整備等に関する工事実施に係る工事負担金については、青森県、東日本旅客鉄道株式会社、市との間で、青森駅自由通路整備等に関する工事の施行協定書を取り交わし、必要に応じて変更施行協定書を締結し、これらに基づき支出している。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	1,621,213	2,064,335	2,585,844	
実績	394,781	1,351,588	2,637,466	
財源内訳				
国庫支出金	288,305	732,334	1,376,159	社会資本整備総合交付金(H30～R2)、都市構造再編集中支援事業費補助金(R2)
県支出金	-	7,032	35,091	青森県青森駅バリアフリー化設備等整備推進事業費補助金
地方債	95,600	544,900	1,120,900	公共事業等債(H30～R2)、補正予算債

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
				(R1～R2)、一般事業(地域鉄道対策事業)(H30～R2)
その他特定財源	-	18,748	-	青森市公共施設整備基金繰入金
一般財源	10,876	48,574	105,316	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
報償費	35	
旅費	255	
需要費	1,399	
役務費	31	
使用料及び賃借料	89	
備品購入費	80	
負担金補助及び交付金	2,635,577	青森駅自由通路整備等に関する工事負担金 2,538,115 千円、青森駅バリアフリー化設備等整備費補助金 97,462 千円
合計	2,637,466	

4. 監査の結果及び意見

(指摘事項①) 消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書について

青森駅バリアフリー化設備等整備費補助金の交付にあたり、補助事業完了後に消費税等仕入税額控除額が確定したときは、補助先は「消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」(以下本事業においては「消費税額の確定報告書」という。)を、速やかに提出しなければならない旨が、補助金交付要綱に定められている。

(消費税等仕入控除税額に係る取扱い)

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付の申請にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に事業ごとの補助率(第 4 条の規定に基づく補助金の

額の補助対象経費に対する比率をいう。)を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出にあつては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに令和 2 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書(別記様式)を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の令和 2 年度消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書の提出があつた場合であつて、既に交付した補助金を返還させる必要があると認めるときは、補助事業者に対し消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(出所:令和 2 年度青森駅バリアフリー化設備等整備費補助金交付要綱)

消費税額の確定報告書の提出状況を確認したところ、補助事業者 2 者のうち、1 者について入手がされていなかった。補助先は消費税等仕入控除税額を減額して補助金の交付申請、実績報告を行っており、補助金の返還額はゼロである。補助金の返還額がゼロであったとしても、補助金交付要綱に消費税額の確定報告書の提出が明記されている以上は、速やかに提出するように促す必要がある。

○No.62 地籍調査事業(単独) 【都市整備部 用地課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	地籍調査事業(単独)
担当部局課	都市整備部 用地課
事業の形態(財源)	一般財源
事業実施期間	昭和 52 年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	国土調査法、国土調査促進特別措置法、国土調査法施行令
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街
	第 2 節 土地利用・都市景観の形成
	第 1 項 効率的で計画的な土地利用の推進

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

地籍調査を実施したが法務局への成果の送付に至っていない地区(過年度処理地区)について、計画的に送付を実施する目的で行われている事業である。

(2) 事業の内容

地籍調査とは、土地の最も基礎的な情報である地籍(一筆毎の土地に関する所有者、地番、地目、境界、面積の記録、いわば「土地に関する戸籍」)の調査を行い、その結果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍簿)として記録するものである。地籍調査の流れは以下のとおりである。

項目	実施内容
①住民への説明会	実施主体である市町村等が調査に先立ち、住民説明会を実施する。
②一筆地調査	土地所有者等の立会等により、境界等を確認する。
③地籍測量	地球上の座標値と結びつけた、一筆ごとの正確な測量を実施する。

項目	実施内容
④地積測定・地籍図等作成	各筆の筆界点をもとに、正確な地図を作り、面積を測定する。
⑤成果の閲覧・確認	調査の成果(地籍簿と地籍図)案を 20 日間閲覧にかけ、誤り等を訂正する機会を提供する。
⑥成果の認証・登記所への送付	成果は都道府県知事が認証し、市町村で公表。登記所に送付され、登記簿が改められ、地籍図が備え付けられる。

(出所:国土交通省作成資料より抜粋)

直近の地籍調査の状況は以下のとおりである。

・調査対象面積	514.48 ㎡	
・調査済面積(令和 2 年度末見込)	302.82 ㎡	
・進捗率(調査済面積/調査対象面積)	58.86%	
・地籍簿、地籍図の送付状況 令和 2 年度送付見込	中佃一丁目の一部(平成 10 年度調査)	0.12 ㎡、587 筆
	鶴ヶ坂地区(平成 10 年度調査)	8.37 ㎡、815 筆
・令和 2 年度着手地区	中佃一丁目の一部(平成 10 年度調査)	0.06 ㎡、258 筆
	中佃二丁目の一部(平成 10 年度調査)	0.01 ㎡、49 筆

(出所:用地課作成資料)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	3,578	11,220	10,098	
実績	3,400	10,335	8,902	
財源内訳				
一般財源	3,400	10,335	8,902	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
消耗品費	161	
通信運搬費	91	
委託料	7,947	過年度地籍調査測量業務委託料、地籍調

節	令和2年度決算額	主な内容
		査事業支援・管理システム保守業務・環境設定業務委託料
備品購入費	703	地籍調査事業支援・管理システムのサーバー及びPC購入費
合計	8,902	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 保守業務に係る作業記録について

当事業を進めるにあたり、所管課では地籍調査事業支援・管理システムを導入している。当該システムに関して、ハードウェア及びソフトウェアの保守を業務委託しており、保守内容は以下のとおりである。

ハード/ソフト	項目	内容
ハード保守	サーバー保守	ハードウェア製造メーカーの保守契約書の定めにより対応、オンコール対応
	データ環境等保守	
ソフト保守	Mercury 保守	動作確認、操作指導・問合せへの対応、バージョンアップ作業
	地積支援業務保守	

(出所:地籍調査事業支援・管理システム保守業務仕様書)

これまでに受けた保守サービスの内容について所管課の担当者に確認したところ、保守サービスを受けているものの、受けた保守サービスの作業記録等を委託先から受け取っていないとのことであった。このような現状では、トラブル等が発生した場合、委託先がこれまでどのような作業を行いトラブルに対処したか、すぐに把握することは難しいであろう。市として過去にどのような保守を受けたのかを適時に把握し、保守業務の事後評価を可能にするためにも、保守業務の成果物として作業記録等を委託先から受け取る必要がある。

第6. 「自然環境と調和した都市景観の形成」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.10 公園施設管理事業 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	公園施設維持管理事業
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	一般財源
事業実施期間	継続事業
関連する個別計画	青森市緑の基本計画、社会資本総合整備計画 都市公園等の長寿命化と安全安心なまちづくり(防災・安全)
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則、青森市都市公園条例、青森市都市公園条例施行規則、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第2節 土地利用・都市景観の形成
	第2項 自然環境と調和した都市景観の形成

2. 事業の全体像

事業項目	事業内容
公園緑地等管理事務	施設管理経費の支出事務 公有財産台帳の管理 公園緑地等の占有・使用許可等に関する事務 境界確定 ²² に関する事務
施設管理	青い森セントラルパーク ²³ 管理

²²[境界確定]公園、緑地等に隣接する土地の境界線を確定するもの。

²³ [青い森セントラルパーク]青い森セントラルパークは、青森操車場跡地の一部について、その利活用が決定するまでの暫定的な土地利用として公園のように整備したものであり、青森市が所有する西側については自由運動広場として、青森県が所有する東側については多目的に芝生広場として市民をはじめ県民の皆さんの憩いの場として幅広くご利用いただいている。(市ホームページより)

事業項目	事業内容
指定管理者による施設管理	都市公園 ²⁴ 指定管理(15公園)
その他の施設管理	トイレ等の清掃、冬期遊具保管等
直営作業(臨時職員)による公園管理業務	臨時職員による公園及び公園トイレの清掃、軽補修、緊急作業等 冬期間の除雪作業等

[表 5-6-1 指定管理者が管理している公園]

指定管理者	管理している公園
特定非営利活動法人 パークメンテ青い森グループ	① 合浦公園、②野木和公園、③野木中央公園、 ④ 本町公園、⑤戸山中央公園、⑥戸山西公園、 ⑦ 奥野中央公園、⑧はまだて公園、⑨浜田中央公園、 ⑩ 八ツ役北公園、⑪平和公園、⑫駅前公園、 ⑬ 新青森駅前公園、⑭青森市スポーツ公園わくわく広 場 ⑮ 大野中央公園

指定管理者の業務内容は、青森市都市公園管理運営業務仕様書によれば、公園使用の受付等を含む公園全体の運営業務及び公園施設等の点検、整備、清掃等の維持管理業務となっている。この中で公園施設等の点検、整備、清掃等の維持管理業務の詳細については、都市公園指定管理者の維持管理水準として以下のとおりとなっている。

[表 5-6-2 指定管理者の維持管理水準の要約]

施設管理	トイレ	清掃
	点検・補修	修繕工事、トイレ詰まり、ダスト敷均し、柵・側溝泥上げ、遊具
	管理棟・倉庫	清掃、点検、軽補修、除雪
植栽管理	花壇管理	地柵、植付け、灌水、病虫害防除、除草
	水生植物管理	水生植物、スイレン葉選り
	花水管理	藤棚:整枝、剪定、病虫害防除、瘤病・腐朽病処理、施肥、

²⁴ [都市公園]都市公園とは、都市公園法に定められた国又は地方自治体が設置した公園をいう。少子高齢化、過疎化、防災などの諸問題を自治体が都市公園を通じて解決しようとするもの。青森市内には市が開設している公園が142あり、このうち18の公園(青森地区15、浪岡地区3)を指定管理者に委託している。(国土交通省及び市ホームページの情報を監査人が編集したもの。)

		樹木:施肥、病虫害防除、枯木支障木除去
	低木管理	整枝、剪定、施肥、雪囲い、病虫害防除
	林地管理	高木:枯木支障木除去、病虫害防除、桜の樹形を考慮した剪定、落ち葉掃き
池泉管理	池管理	池の清掃
小動物管理	動物飼育	猿舎・小動物・孔雀舎・鳥舎の管理、雪囲い
その他	その他	立て看板・ポール立て、春まつり対応・早期清掃、ごみ分別: リサイクル

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	117,729	123,473	124,333	
実績	113,151	106,176	103,771	
財源内訳				
その他の特定財源	2,804	2,816	1,762	公園使用料
一般財源	110,347	103,360	102,009	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需用費	6,615	電気料、上下水道使用料、消耗品費等
役務費	121	電話料、郵便料
委託料	96,779	特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループに対する指定管理委託料、清掃委託料等
使用料及び賃借料	90	機器等借上料、土地借上料
原材料費	41	加工用材料費
備品購入費	47	庁用器具費
負担金補助及び交付金	78	その他負担金
合計	103,771	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 指定管理者の令和2年度収支報告書の増減分析について

指定管理者である特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループの令和2年度の収支報告書を見ると、主な増減(30万円以上)は以下のとおりとなっている。

[表 5-6-3 収支報告書の主な増減差額]

(単位:円)

区分		予算額①	決算額②	増減②-①
人件費	法定福利費	2,376,000	1,893,047	-482,953
外注費 (委託代)	その他委託	1,899,000	2,737,520	838,520
水道費	上下水道料	7,772,397	5,701,542	-2,070,855
	電気料	19,334,327	14,267,719	-5,066,608
雑費	一般廃棄物運搬処理	1,114,726	1,692,110	577,384

(令和2年度 青森市都市公園管理業務収支報告書より増減額 30万円以上を抽出)

増減額の大きな項目に関して、その増減理由が記載されていない。

例えば、上下水道料 2,070 千円の減少については、市によるとコロナ禍により公園利用者が減少したことにより上下水道料が減少したとの説明を受けたが、この事実について収支報告書の脚注に説明がない。

電気料については、市と指定管理者で平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の業務について協定を締結しており、エスコ事業の本格的な導入が令和元年度であったことから、今回の指定管理者との協定締結時に、電気料の予算については反映させることとしたため、前年度と同様の予算設定を行ったとの市からの説明があった。このような事情があったならば、予算作成時にこのことを簡単に記述しておかなければならなかったであろう。

収支報告書の増減分析を行うことで指定管理料の積算方法が適正であるかどうかの分かり、また、指定管理業務が適切に運営されているかどうかの評価できることから極めて重要であることを認識していただきたい。

そのためには予見できる要因を取り込んだ予算設定と決算書数値の十分な検証が行われなければならない。

予算額ならびに決算額について、特殊事情があったならばこのことを記述しなければ、収支報告書の読者は、どのようにして理解することができるであろうか。現状における収支報告書の記載は不親切なものとなっていないだろうか。

(意見②) 第三者機関による指定管理者の決算書の監査について

指定管理者の監査は、青森市監査委員が行っており、第三者による監査は行われていない。指定管理者は顧問の税理士から監査証明書を入手して市に提出しているが、この内容を見ると決算書は総勘定元帳、預金残高証明書、証憑書類と照合した結果、正しいという意見表明の書類である。

しかしながら、委託料の金額が約 90,000 千円の金額であることから考えると、第三者機関による簡易な監査を検討することも一案であることを提言したい。指定管理者の財務の信頼性を担保することは、指定管理者の委託料を適正にすることからも重要である。

(意見③) 指定管理者から再委託契約書の写しを入手していない

市は指定管理者に対し再委託先について事前承認しているが、再委託の契約書を指定管理者から入手していない。

再委託に関する規定は、青森市都市公園の管理運営業務に関する協定書の第 5 条に以下のように記載されている。

(第三者委託等の制限)

第 5 条 指定管理者は、管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ書面により、施設設置者の承認を得るものとする。

3 指定管理者が、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、すべて指定管理者の責任において行うものとし、管理運営業務に関して指定管理者が委託し、又は請け負わせる第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じたものとみなし、指定管理者が負担するものとする。

市は指定管理者から再委託の承認申請について、協定書第 5 条第 2 項の規定に基づき業務名、業務内容、委託期間、受託者を記載した一覧表を入手している。

しかしながら、委託業務の管理や統制機能の視点からみた場合に再委託先契約書を取り寄せ、事前承認した委託先や業務内容等が再委託契約書と合致しているかどうかを確認し、また、再々委託が行われている場合には、契約内容について合理性が認められ、不適切な契約となっていないことを確認することが必要である。

(意見④) 公園利用者からのアンケート調査の活用について

指定管理者は、公園管理運営に役立てる一環として公園利用者からアンケート調査を実施している。アンケート調査は、新青森駅前公園と戸山中央公園の2つの公園を除く13の公園を対象とし、期間は8月6日から9月22日まで実施した。

公園利用者から生の声を聴くことは、とても重要なことであり、13の公園で総勢85人に対して夏の期間にインタビューしてもらった貴重なデータである。市の説明によると、アンケート調査結果について即対応可能な「トイレが汚い」、「ゴミが落ちている」などについては指定管理者が実行しているとのことであった。

予算措置との関係からアンケート結果の要望について、すべて対応できるものではないことは承知をしているが、アンケートの結果、いろいろな意見が出ており、公園利用者の声が発せられたなかの何を取り上げて活動に役立てるのか、あるいは現状では予算との関係で採用できないとか等について指定管理者として意見を総括して、今後の公園管理業務に活用されたい。

[表 5-6-4 アンケートの質問項目と集計結果]

質問項目	総集計
どこから来ましたか？	公園毎に異なるので省略
来園の手段は？	自家用車 53人、バス 1人、徒歩 24人、自転車 6人、電車 1人
年齢は？	10代 1%、20代 2%、30代 32%、40代 23%、50代 6%、60代 15%、70代 14%、80代 7%
性別は？	男 40%、女 60%
どなたと来ましたか？	一人 31%、家族 65%、友人 2%、その他 2%
どんな目的で来園されましたか？	スポーツ 14%、散策、休憩 25%、子供のあそび 50%、その他 11%
滞在時間は？	30分以内 31%、1時間以内 45%、2時間以内 21%、3時間以内 1%、4時間以内 1%
どのくらいの割合で来園しますか？	初めて 6%、毎日 21%、1週間に4~5回 5%、1週間に3~4回 2%、1週間に2~3回 5%、1週間に1~2回 5%、1週間に1回 10%、1か月に数回 28%、年に数回 18%
来園されてどのような感想をもたれましたか？	かなり満足 16%、満足 50%、普通 31%、やや不満 2%、不満 1%

〔表5-6-4 アンケートを実施した公園毎の聞き取り人数と意見〕

公園名称	聞き取り人数	意見
合浦公園	19人	<ul style="list-style-type: none"> ・浜のベンチが壊れている ・浜のベンチが砂に埋もれている ・バーベキューの後始末が悪い ・子供用のトイレがほしい ・トイレが汚い ・トイレにベビーチェア、子供用の台がほしい ・東口から海に向かう園路が砂利でデコボコしている ・駐車台数を増やしてほしい ・草刈りの回数を増やしてほしい
野木和公園	9人	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッグランがほしい ・トイレが古いので新しくしてほしい ・子供の国に東屋がほしい
野木中央公園	2人	—
本町公園	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具にクモの巣がついている
戸山西公園	8人	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミが落ちている ・マナーが悪い ・自転車がスピード出していて危ない
奥野中央公園	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具の数が少ない
はまだて公園	4人	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミが落ちている ・藤棚のつるが伸びているので切ってほしい
浜田中央公園	9人	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ詰まりがよくある ・駐車場がほしい ・日よけの場所がほしい ・犬のマナーが悪い(看板を立ててほしい) ・中学生の自転車のマナーが悪い ・遊具の場所を1か所にまとめてほしい(離れて2か所にあるので)
八ツ役北公園	2人	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具がもっとほしい
平和公園	6人	<ul style="list-style-type: none"> ・犬のフンを片付けない人がいる ・道路の水はけが悪い ・トイレを洋式にしてほしい
スポーツ公園わくわく広場	8人	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの場所が遠い ・草刈りしてほしい(手入れが悪い) ・ブランコがほしい
駅前公園	3人	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントがもっとあればよい
大野中央公園	7人	<ul style="list-style-type: none"> ・うんていがほしい ・遊具がもっとほしい ・日かげがほしい

○No.13 公園樹・街路樹等維持管理事業 【都市整備部 公園河川課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	公園樹・街路樹等維持管理事業
担当部局課	都市整備部 公園河川課
事業の形態(財源)	一般財源
事業実施期間	継続事業
関連する個別計画	青森市緑の基本計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第2節 土地利用・都市景観の形成
	第2項 自然環境と調和した都市景観の形成

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

青森市内の公園・緑地の植栽及び街路樹について、樹木剪定、薬剤散布、草刈除草、樹木雪囲い等の維持管理を行う事業である。

(2) 事業の内容

青森市内(浪岡地区を除く)の都市公園 110 箇所、開発緑地 353 箇所、児童遊園 37 箇所の植栽及び市内の街路樹について、各種維持管理を行う事業である。

事業費はほぼ全額が委託費で占められ、委託内容は下表のとおり多岐に渡っている。

なお、同一の委託内容であってもエリア別又は路線別に契約を細分化している場合には委託先が複数になることもあり、委託料支払回数も契約内容によって様々なパターンがあるため、委託先数、委託料支払回数も示している。

(単位:千円)

事業内容	委託先数	委託料合計	委託料支払総回数
樹木薬剤散布業務	3社	2,686	6回(事後、事後)
植樹樹内除草業務	4社	5,381	4回(事後)
公園草刈除草業務	5社	5,959	5回(事後)
児童遊園・開発緑地草刈除草業務	1社	1,319	1回(事後)
夏季樹木剪定業務	1社	577	1回(事後)

事業内容	委託先数	委託料合計	委託料支払総回数
秋季樹木剪定業務	2社	2,775	2回(事後)
公園樹木雪囲設置業務	2社	1,901	2回(事後)
公園樹木雪囲解体業務	1社	988	1回(事後)
植栽及び開発行為緑地管理委託業務	6社	11,445	21回(各委託先1~7回)
りんご鉢植維持管理業務	1社	677	10回(4~12、3月)
桜川樹木診断業務	1社	187	1回(事後)
青森駅前植栽維持管理業務	1社	1,483	10回(4~12、3月)
新青森駅前植栽維持管理業務	1社	3,559	10回(4~12、3月)

(出所:監査人が閲覧した契約書、支出命令書等を集計)

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	39,535	39,520	39,580	
実績	40,296	40,044	40,133	
財源内訳				
その他の特定財源	346	187	187	元気都市あおもり 応援寄付金
一般財源	39,950	39,857	39,946	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
消耗品費	315	
委託料	39,744	樹木薬剤散布業務、公園草刈除草業務等
原材料	74	
合計	40,133	

(意見①) 各契約の委託料支払方法について

「2. 事業の全体像」「(2) 事業の内容」に記載したとおり、同一の委託内容であってもエリア別又は路線別に契約を細分化している場合には、委託先が複数になることもあり、委託料支払回数も契約内容によって様々なパターンがある。

りんご鉢植維持管理業務、青森駅前植栽維持管理業務、新青森駅前植栽維持管理業務については、委託料支払回数は冬季間の1~2月を除いた各月の10回で、かつ定額で支払われてお

り、各回支払事務が発生している。特にりんご鉢植維持管理業務は毎月 67 千円の委託料のために支払事務を行っており、効率的ではないと見受けられる。

現状、青森市財務規則によると、概算払(第 73 条)及び前金払(第 75 条)が可能な取引は限定列挙されている。しかし、市の業務負担等に係る効率性を考えると、相対的に少額な事業については、事業実施の有効性を担保しつつ、より全体的(市及び事業者)に事務コストを削減する工夫が必要であると考ええる。

公園河川課に確認したところ、概算払制度は債務が確定しない契約が対象となるため、上記業務においては対象外となり、前金払制度は、自治法第 232 条の 4 第 2 項において「債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない」と規定されていることを受け、原則は後払いとなる。

しかし、上述の市の業務負担等に係る効率性を考えると、一定額未満の少額な維持管理委託契約を対象として、前金払による支払いについても検討することが望まれる。

○No.15 公園施設管理事業(浪岡) 【浪岡振興部 都市整備課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	公園施設管理事業(浪岡)
担当部局課	浪岡振興部 都市整備課
事業の形態(財源)	一般財源及びその他の特定財源
事業実施期間	継続事業
関連する個別計画	青森市緑の基本計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	空家等対策の推進に関する特別措置法、青森市都市公園条例、 青森市都市公園条例施行規則
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街
	第2節 土地利用・都市景観の形成
	第2項 自然環境と調和した都市景観の形成

2. 事業の全体像

事業項目	事業内容
公園緑地等管理事務	施設管理経費の支出事務 公有財産台帳の管理 公園緑地等の占有・使用許可等に関する事務
施設管理	浪岡地区の公園管理業務
指定管理者による施設管理	都市公園指定管理(3公園)
直営作業(臨時職員)による公園管理業務	臨時職員による公園及び公園トイレの清掃、軽補修、緊急作業等 冬期間の除雪作業等

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	19,924	19,606	20,267	
実績	19,766	24,881	19,505	
財源内訳				
その他の特定財源	775	755	569	(注1)
一般財源	18,991	24,126	18,936	

(注1)その他の財源は、公園使用・占用料である。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	1,545	電気料、上下水道料他
委託料	17,960	以下の①指定管理料と②施設管理委託料が含まれる。
合計	19,505	

①指定管理料

項目	浪岡総合公園	花岡公園	大杉公園
指定管理者	浪岡青い森スポーツ協議会	株式会社 秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス	青森市浪岡大杉公民館管理運営協議会
指定管理料等(年度分)	9,950,860 円	1,388,080 円	283,111 円
委託期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで	平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

(出所:覚書、委託契約書より)

②施設管理委託料

項目	西山公園冬季管理業務	浪岡地区公園管理業務	浄化槽維持管理業務
業者	ウェントス総合警備保障(有)	公益財団法人 青森市シルバー人材センター	浪岡衛生社
契約金額	836,000 円	5,399,700 円	102,300 円
期間	令和2年12月14日から令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
内容	スポーツ施設の運営管理業務	公園管理業務	浪岡緑道浅井工区トイレ浄化槽維持管理清掃業務

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 納品書、請求書の日付記入について

納品書又は請求書の日付記入については、事前に業者が印字もしくは記入して持参する場合と日付欄を空白にして、納品時当日に市の検査員の面前で日付記入する場合の二つの方法によ

って行われている。内部統制の観点から、コントロールの強い方法は、前者の方法、つまり業者が事前に日付を印字もしくは記入して市の検査員の検収確認を受けるやり方を採用した方がよい。このやり方は、全庁的に統一したやり方を実行しないと効果的ではない。また、これと並行して検収時において検収スタンプ(日付入り)を採用することで、現状における検収時に2名によるゴム印押印と捺印押印があるものの検収日の記入のないやり方に代えて、コントロールの強い検収確認という重要な処理を確実かつ正確化することができる。

この意見の内容は、No. 9 貴船川河川改修事業(補助)と同一内容である。

第 7. 「安全で快適な住まいの確保」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.22 市営住宅管理運営事業 【都市整備部 住宅まちづくり課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	市営住宅管理運営事業
担当部局課	都市整備部 住宅まちづくり課
事業の形態(財源)	その他の財源(市営住宅使用料や駐車場使用料を充当)
事業実施期間	平成 20 年度からの継続事業
関連する個別計画	青森市公営住宅等長寿命化計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	公営住宅法、住宅地区改良法、青森市営住宅管理条例、青森市特定公共賃貸住宅管理条例
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街 第 2 節 土地利用・都市景観の形成 第 3 項 安全で快適な住まいの確保

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

市営住宅は「公営住宅法」(昭和 26 年 6 月 4 日法律第 193 号)に基づいており、その目的は、『国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。』(公営住宅法第 1 条)とされている。

令和 2 年 4 月 1 日現在、青森市(青森地区)には 22 団地、管理棟数 120 棟、管理戸数 2,458 戸が設置されている。なお、浪岡地区の市営住宅(6 団地、管理棟数 29 棟、管理戸数 238 戸)に係る管理運営事業は別な事業として区分されており、当包括外部監査の対象外である。

(2) 市営住宅の概要

青森市営住宅の概要は以下のとおりである。

(単位:棟、戸)

No	団地名	所在地	棟数	管理戸数	建設年度	構造
1	花園	花園2丁目	1	24	S28(S55改)	中層耐火
2	青柳	青柳1丁目	1	30	S54	中層耐火
3	小柳第1	小柳4丁目	7(注)	328	S48～49、H28～30	中層耐火、高層耐火
4	小柳第2	小柳5丁目	4	88	S53～54	中層耐火
5	小柳第3	けやき2丁目	4	348	S57～59	高層耐火
6	桜川第1	桜川3丁目	3	72	S46～47	中層耐火
7	桜川第2	桜川5丁目	2	50	S48	中層耐火
8	千草	桜川8丁目	1	16	S53	中層耐火
9	幸畑第2	幸畑5丁目	36	70	H24	木造
10	幸畑第3	幸畑5丁目	5	120	S47	中層耐火
11	幸畑第4	幸畑4丁目	16	312	S50～52	中層耐火
12	幸畑第5	幸畑5丁目	4	88	S55～56	中層耐火
13	野木和第2	羽白字沢田	6	155	S61～H1	中層耐火
14	野木和第3	羽白字沢田	6	126	S57～59	中層耐火
15	戸山	蛭沢3丁目	11	264	S60～H7	中層耐火
16	奥野	奥野1丁目	4	88	H4	中層耐火
17	桂木	桂木4丁目	4	4	H5	木造
18	ベイサイド柳川	柳川4丁目	1	66	H5	高層耐火
19	合浦	港町3丁目	1	68	H9	高層耐火
20	ベイタウン沖館	沖館1丁目	1	48	H12	高層耐火
21	三内	三内字沢部	1	53	H16	高層耐火
22	はままち	本町3丁目	1	40	H17	高層耐火
			120	2,458		

(出所:住宅まちづくり課資料「市営住宅団地一覧表」及び「管理状況」より監査人が作成)

(注)小柳第1団地は昭和48～49年に13棟が建設されたが老朽化が著しいことから、平成25年に建替計画を策定し、令和2年4月1日現在、D棟、E棟が完成している。なお、既存13棟のうち8棟は建替に伴い解体されている。

(3) 指定管理者制度について

青森市では平成20年度から指定管理者制度を採用し、指定管理者に市営住宅管理業務を委託している。

指定管理者制度では、公募に応募した法人その他の団体について、指定管理者選定評価委員会による選定審査を行った後、市長が候補者を決定し、最終的に議会の議決を経て正式に決定することとなる。

決定後、「青森市営住宅等(青森地区)の管理業務に係る協定」を締結し、指定管理者は指定された管理業務を行うこととなる。

(4) 指定管理の内容

令和2年4月現在の市営住宅の指定管理者の概要は以下のとおりである。

項目	詳細
指定管理者となる 団体	所在 青森市桂木四丁目8番地2 名称 協同組合タツケン (代表理事 川嶋 勝美)
指定の期間	平成30年4月1日から平成35年(令和5年)3月31日まで
関係法令	青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条

(出所:市ホームページ、平成29年第4回市議会定例会提出議案)

なお、協同組合タツケン(以下「指定管理者」という。)は、平成15年9月の地自法改正による指定管理者制度創設後、青森市が市営住宅の管理運営業務を指定管理制度の対象とした平成20～24年度を初回として(指定期間5年)、平成25～30年度、平成30年～令和4年度と指定管理者になっている。

(5) 指定管理業務の詳細

指定管理業務の詳細については、「青森市営住宅等(青森地区)の管理業務に関する協定書」及び「青森市営住宅等管理業務仕様書(青森地区)(以下「仕様書」という。)」で詳細に定められている。仕様書で定められる業務は、大別して「Ⅱ 管理業務」「Ⅲ 維持修繕業務」「Ⅳ 保守管理業務」の3つに区分されている。それぞれの業務内容の要旨は以下のとおりである。

区分	業務名	業務名詳細
管理業務		
	入居事務	入居者募集及び抽選、入居申込受付、システム登録、入居立会等
	退去事務	返還届の受付及び処理、退去検査(立会)、退去修繕完了検査等
	市営住宅等使用料等の収納	納入通知書配付、現金収納(窓口納付)、滞納使用料等の納付指導及び管理、臨戸収納(滞納者に対する訪問収納)、各種報告書の作成等
	収入認定	収入申告書の配付及び回収、収入認定通知書等の発送、システム登録等
	高額所得者及び	高額所得者に対する請求通知等の送付、収入超過者に対す

区分	業務名	業務名詳細
	収入超過者	る通知等の送付、収入超過者に対する他の住宅のあっせん
	減免申請	減免申請の受付及び事前審査、減免認定通知の送付、システム登録
	各種申請等	各種申請及び届出等の受付並びに事前審査等
	要望・苦情・相談等	要望・苦情・相談への対応、休日・夜間等の緊急連絡・処理体制の整備と対応等
	防火管理	防火管理者の資格を有する者の配置とその義務の履行
	市営住宅等における自治会等の活動	入居者から構成される自治会等との各種相談対応
	駐車場管理	駐車場使用申請等の受付及び処理、パトロール、返還届等の受付及び処理、各種システム登録、納入通知書の発行及び再発行、駐車場管理組合との連携等
	市営住宅等管理システム	上記以外の各種申請及び届出等の入力及び出力処理
維持修繕業務		
	維持修繕	経常修繕と退去修繕の実施、修繕内容の報告等、緊急時の報告及び応急措置等
保守管理業務		
	保守点検管理	エレベーター・給水施設・防災設備・防火設備・自動ドア・生活情報監視設備・遊具・樹木等の保守点検、排水管清掃、雪庇やツララ等の除去等
	保守管理業務の報告等	別途協議で定める期日までの実施結果報告の提出、四半期毎の支払を証明する資料の提出、次年度計画案の作成

(出所:青森市営住宅等管理業務仕様書より監査人が作成)

(6) 青森市公営住宅等長寿命化計画について

「青森市公営住宅等長寿命化計画【概要版】」によると、市営住宅の約6割(1,645戸)が耐用年数の過半を経過しており、今後、順次更新時期を迎えることになることとされている。しかし、これまでどおりの建替による更新が非常に困難な財政状況にあるとして、計画的な修繕や改善を行うことにより住宅ストックの長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図りつつ、市営住宅の需要に的確に対応するため、「青森市公営住宅等長寿命化計画」を策定している。

同計画の計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とされているが、必要に応じて5年ごとに見直しを行うものとされている。

計画期間内においては、公営住宅等の劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための長寿命化型改善を実施し、同時に建替事業等を検討していくものとされている。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	187,600	193,325	202,698	
実績	223,716	223,609	210,673	
財源内訳				
その他の特定財源	223,716	223,609	210,673	市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料等

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
市営住宅管理運営事業	165,753	
報酬	157	入居者選考委員報酬
報償費	2,047	市営住宅管理人手当
需用費	7,778	印刷製本費 2,547 千円、保険料 4,125 千円、戸山団地受水槽電気料 568 千円等
委託料	110,848	指定管理料
使用料及び賃借料	39,063	はままち団地借上料
負担金補助及び交付金	5,860	駐車場除排雪補助金 5,570 千円等
維持修繕費	44,920	
需用費	44,920	維持修繕費
合計	210,673	

(意見①) 指定管理者のグループ企業に係る管理運営費について

青森市営住宅指定管理者の決定に際しては、応募者から事業計画書(「青森市営住宅等指定管理業務収支予算表」を含む)の提出を受け、「指定管理者選定評価委員会」の選定審査を経て、最終的に議会承認で決定される。

指定管理者から提出された事業計画書に記載されている管理運営費(指定管理業者の実質的な利益部分)は年額 600 千円とされているが、実際には管理業務のうち修繕費について、指定管理者のグループ企業(㈱シー・アンド・シー)が窓口となって実際に修繕工事を行う各業者に発注を行っている。

事業計画書及び事業報告書(「青森市営住宅等指定管理業務収支表」を含む)に記載された修繕費計上額は上記グループ企業からの請求額であるが、住宅まちづくり課では修繕業者の請求書等までは確認することはなかったとのことである。

住宅まちづくり課の担当者に、修繕取引の一部について修繕業者からグループ企業へ発行された請求書を確認してもらったところ、グループ企業から指定管理者へ発行した請求書とは金額が相違していたとのことである。

事業計画書及び事業報告書の要旨は以下のとおりである。

[表 5-7-1 事業計画書及び事業報告書]

(単位:千円)

区分	項目	令和元年度実績	令和2年度予算	令和2年度実績
収入	市指定管理料収入	114,214	106,192	110,269
	収入合計	114,214	106,192	110,269
支出	人件費	15,510	15,595	14,793
	事務費	2,771	2,964	2,832
	修繕費	51,921	42,984	45,844
	保守点検費	40,129	41,031	42,033
	その他	3,697	3,616	3,648
	駐車場管理費	1,361	1,397	1,397
	消費税負担金	1,735	1,619	1,651
	管理運営費	600	600	600
	支出合計	114,031	106,192	109,151

(出所:指定管理者が作成した事業計画書及び事業報告書を監査人が加工)

従って、指定管理者選定評価委員会及び議会が認識している額以上に、指定管理者及びグループ企業へ利益が発生している可能性が高いといえる。なお、指定管理者が修繕工事取引の業者選定等をグループ会社に委託していたこと自体、仕様書上は問題にはなることはなく、第5条第2項であらかじめ書面による施設設置者の承認を得ることと、第5条第3項でその場合はすべて指定管理者の責任において行う旨定められているだけである。

問題となるのは、そのような状況が長期間看過されたままになっていたことであろう。

今後、例えば以下のような改善を行うことが必要となると思われる。

- ・「事業計画書」において、グループ企業に発生する利益予定額も明示すること。
- ・月次で提出される「業務報告書」及び年次で提出される「事業報告書」にも同様の情報(確定利益額)を明記すること。
- ・担当課は、定期又は不定期に実際の修繕業者の請求書の内容を確認すること。

(意見②) 管理運営費の水準について

事業計画書及び事業報告書に記載されている管理運営費 600 千円は、あまりに低額であると思われる(意見①で述べたグループ企業において発生している利益部分は考慮していない)。

中小企業庁が公表している「中小企業実態基本調査」の決算統計資料(政府統計コード 00553010)によると、不動産業のうち不動産賃貸・管理業の利益率は以下のとおりとなっている。なお、不動産業には、不動産賃貸・管理業の他に不動産売買業、物品賃貸業の分類がある。

[表 5-7-2 不動産賃貸・管理業の利益率]

(単位:百万円)

区分	H29 年度決算	H30 年度決算	R 元年度決算	平均	各利益率
母集団企業数	107,177	111,945	116,545		
従事者数	509,893	520,283	561,788		
売上高	9,160,797	10,270,586	10,318,426	9,916,603	
売上総利益	5,774,717	6,389,596	6,165,455	6,109,922	61.6%
営業利益	1,208,710	1,387,225	984,374	1,193,436	12.0%
経常利益	1,277,963	1,451,953	1,213,408	1,314,441	13.2%

事業報告書の市指定管理料収入を売上高、管理運営費を営業利益と見做すと、令和 2 年度においては 0.54%という水準となる。

確かに指定管理者制度を採用することにより、コスト低減が実現され、かつ指定管理者側も各種ノウハウを享受でき、またそれを実施する副次的な効果もあると思われるが、市場経済や統計値を度外視した利益水準で指定管理者に業務を委託することは、指定管理者からの提案という側面はあっても、市の姿勢自体が問題になる可能性もある。

つまり、指定管理者に対して業界統計値等に準じた適正な利益を確保させる業務委託でなければ、意見①のような事態も発生するだろうし、指定管理者による市営住宅管理運営の業務について継続して事業を推進しようとする、やがてどこかで山積した問題が噴出することになるだろう。また、事業計画書や事業報告書の作成については、現状に比してより透明性の確保や会計責任(アカウントビリティ)が保持されていれば容易に管理運営費の把握がし易くなることは言うまでもない。

今後は、意見①で述べたグループ企業に発生していると思われる利益も勘案し、より適切な管理運営費水準を検討することを提案したい。

第 8. 「広域交通の充実」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.63 浪岡地区コミュニティバス運行事業 【浪岡振興部 総務課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	浪岡地区コミュニティバス運行事業
担当部局課	浪岡振興部 総務課
事業の形態(財源)	県支出金、その他特定財源及び一般財源
事業実施期間	平成 21 年度からの継続事業(本格運行は平成 24 年度から)
関連する個別計画	青森市総合都市交通戦略、青森市地域公共交通網形成計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街 第 3 節 交通インフラの充実 第 1 項 広域交通の充実

2. 事業の全体像

(1) 事業内容

浪岡地区における公共交通空白地区の解消及び地区内各地域と浪岡駅や浪岡病院等の主要拠点を結ぶ「地域の足」の確保のため、コミュニティバスを運行し、地区内交通の利便性の向上を図るもの。

(2) 運行方法

運行方法は、以下のとおりである。

運行路線	平日(月～金)				第 2・4 土曜日		
	1 便目	2 便目	3 便目	1 日の便数	1 便目	2 便目	1 日の便数
増館線	循環	循環	—	2 便	循環	—	1 便
下石川線	循環	循環	—	2 便	循環	—	1 便
大釈迦線	循環	循環	—	2 便	循環	—	1 便

運行路線	平日(月～金)				第2・4土曜日		
	1便目	2便目	3便目	1日の便数	1便目	2便目	1日の便数
王余魚沢線	循環	循環	循環	3便	循環	循環	2便
細野本郷線	循環	循環	循環	3便	循環	循環	2便

(3) 運賃

区分		運賃徴収額
一般利用者		路線毎全区間 210円
上記のうち	小学生以下	無料
	高齢者 (70歳以上)	「いき・粋乗車証」(高齢者福祉乗車証) ^{注1} 提示の場合は100円
		フリーパス券利用の場合は無料
	障がい者	福祉乗車証提示の場合は無料
	中学生及び高校生	学生証等を提示の場合は100円 (平成31.4.1～令和3.3.31 試行で行ったもの)
浪岡病院利用者		無料乗車券使用の場合は無料

注1:「いき・粋乗車証」(高齢者福祉乗車証)は、満70歳以上の方が申請により交付されるもの。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	18,120	18,544	17,985	
実績	18,091	18,744	17,877	
財源内訳				
県支出金	11,667	11,667	11,667	
その他の特定財源	185	599	72	
一般財源	6,239	6,478	6,138	

(注)その他の特定財源は、浪岡地区コミュニティバス広告収入である。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
委託料	17,877	弘南バス(株)に対する委託料
合計	17,877	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 委託料の積算に使用する見積書(見積単価)内訳の入手について

委託料の積算にあたっては、以下のとおり計算している。

〔表 5-8-1 委託料の積算方法〕

(単位:円)

項目	積算時	契約時	
運行経費 平日運行	281.8 km ^{注1} /日×243日× @262.40/km ^{注3}	17,968,469	—
運行経費 第2,4土曜	166.9 km ^{注2} /日×24日× @262.40/km ^{注3}	1,051,069	—
運行経費計 ①		19,019,538	18,962,800
運賃収入 ②		1,112,800	1,112,800
バス広告車体使用料 ③		25,000	25,000
①-②+③		17,931,738	17,875,000

(出所:担当課作成の委託料積算資料や関連資料を参考として監査人が編集作成)

注1,注2:上表の1日当たりの運行距離は、以下のとおり計算される。

(単位:km)

路線名	1便運行 距離 ①	平日		土曜日	
		1日便数 ②	1日運行距離 ③(①×②)	1日便数 ④	1日運行距離 ⑤(①×④)
増館線	18.8	2	37.6	1	18.8
下石川線	23.4	2	46.8	1	23.4
大釈迦線	24.9	2	49.8	1	24.9
王余魚沢線(1便目)	16.0	1	16.0	1	16.0
王余魚沢線(2,3便目)	20.2	2	40.4	1	20.2
細野本郷線(1便目)	30.8	1	30.8	1	30.8
細野本郷線(2便目)	32.8	1	32.8	1	32.8
細野本郷線(3便目)	27.6	1	27.6	0	0.0
計	194.5	—	281.8	—	166.9

(出所:市作成の委託料積算資料)

注³1 km当たりの運行経費については、令和元年 11 月 14 日に弘南バス㈱から入手した見積書@ 262.40/km をベースに積算している。予算確定段階においては積算時の委託料(19,019,538 円)よりも契約時の委託料(18,962,800 円)が総価による比較で低額になっているため明細計算が行われていない。

弘南バス㈱から入手する見積書については、見積の根拠となる運行経費の内訳が分かるように人件費、燃料油脂費、車両修繕費、車両償却費、諸経費を記載した見積書の内訳を入手すべきである。これによって年度別に積算する根拠が明確となり、年度別の見積単価比較の分析が可能となり、また透明性の観点からも改善されることを提案したい。

(意見②)委託料の見直しについて

平成 29 年度から令和 2 年度までのコミュニティバス利用者の推移は、以下のとおりとなる。

(単位:人)

利用者区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
一般	3,433	3,205	2,168	2,641
浪岡病院	2,260	1,930	1,481	982
いき・粋乗車証	3,830	3,563	3,340	3,302
フリーパス、障がい者、小学生以下	3,807	3,290	3,448	2,622
学生	—	—	10	16
計	13,330	11,988	10,447	9,563
前年度からの減少数	—	1,342	1,541	884

(出所:担当課作成の資料より)

上表でわかるように毎年度コミュニティバスの利用者は、減少傾向にある。現行方式によると、コミュニティバスの委託料は、市が定めている路線の変更や運行回数の減少など、運行経費そのものが減少となる場合は減額することになるが、利用者の減少は運行経費の削減につながらない。

しかしながら、意見①に記載した見積単価の運行経費の内訳を入手して分析していないことも関連するが、運行経費の内訳を入手したうえで現行方式による委託料の支払いの合理性について探求する段階に来ているのではなかろうか。

コミュニティバス利用者の減少については、市としても課題として認識しており、現行制度の見直しを含めた域内公共交通の将来的な在り方について検討を進めていくことを提案したい。

第9. 「域内交通の充実」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.33 バス路線再編事業 【都市整備部 都市政策課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	バス路線再編事業
担当部局課	都市整備部 都市政策課
事業の形態（財源）	一般財源
事業実施期間	平成21年度からの継続事業
関連する個別計画	青森市地域公共交通網形成計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	道路運送法、道路運送車両法
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街 第3節 交通インフラの充実 第2項 域内交通の充実

2. 事業の全体像

(1) 事業の目的

バス利用可能圏域を維持しつつ、持続可能なバス交通としていくため、バス路線再編や運営方法の見直しを地域住民と共に検討の上、実施していく事業である。

(2) 市バスについて

平成21年当時、青森市営バス(以下「市営バス」という。)は、利用者の減少が続く状況下で厳しい経営状況に陥っており、平成21年時点で約9億円の累積赤字となっていた。このような厳しい経営状況を解消し、持続可能なバス交通としていくためには、バス路線のあり方や運営方法について、一から見直す必要があり、市では持続可能な公共交通の構築を目指して、住民懇話会等を重ね、バス路線の再編を行ってきた。この取組の一環として、一部、市営バスの採算性が低い路線について、市営バスの路線を廃止し、新たに民間事業者に運行を委託する「市民バス」を平成24年10月から実施している。平成24年から平成26年にかけて公共交通社会実験を行い、公共交通社会実験の結果に基づき、適宜見直しを行いながら、現在の10路線の運行に至っている。令

和2年3月からは、市民以外の方にもわかりやすいよう、「市民バス」の名称を「市バス」へ変更している。現在の市バスの路線は以下のとおりである。

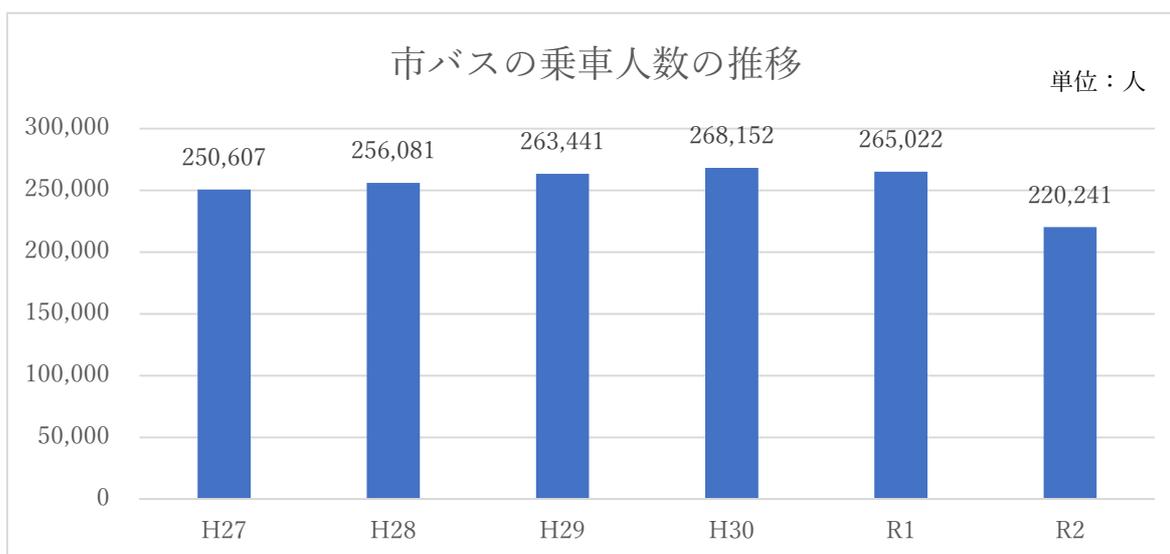
路線名	運行開始時期	運行事業者
孫内線	平成25年4月1日から	青森観光バス
岡町線	平成25年4月1日から	青森観光バス
矢田・滝沢線	平成25年4月1日から	八洲交通
浪岡線（空港経由）	平成26年4月1日から	弘南バス
高田線	平成26年4月1日から	青森観光バス
青い森病院線	平成26年4月1日から	青森観光バス
入内線	平成26年4月1日から	青森観光バス
大柳辺線	平成26年4月1日から	青森観光バス
青柳線	平成26年4月1日から	八洲交通
浪岡線（大釈迦経由）	平成27年4月1日から	弘南バス

（出所：市ホームページ）

(3) 市バスの乗車人数の推移について

市バスが10路線となった平成27年度以降の市バスの乗車人数の推移は以下のとおりである。平成27年度以降、増加傾向が継続していたが、令和2年度に新型コロナウイルスの感染拡大により、乗車人数は大きく落ち込んだ。

〔図表 5-9-1 市バスの乗車人数の推移〕



（出所：都市政策課作成資料より監査人がグラフを作成）

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	169,915	176,153	180,144	
実績	161,705	166,465	172,492	
財源内訳				
一般財源	30,930	166,465	172,492	
その他の特定財源	130,775	—	—	平成 30 年度は青森市地域振興基金繰入金

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需要費	230	
委託料	172,253	青森市市バス運行業務委託料
通信運搬費	9	
合計	172,492	

4. 監査の結果及び意見

(指摘事項①) 委託料の積算について

市では、委託契約の前段階で委託設計書を作成し、委託料の積算を行っているが、その中で直接経費の運行案内費の項目において、回数券の作成にかかる費用を見込んでおり、委託契約 7 契約の全ての契約において回数券の数量を 1,600 セット分、金額を 220 千円として積算している。ここで、回数券 1 セットの販売を 1,000 円とした場合(回数券の販売金額で一番低額のもの)、委託設計書上は、市バス全体で、7 契約×1,600 セット×1,000 円=11,200 千円の回数券売上を見込んでいることになる。しかし、令和 2 年度の市バスの回数券売上は、3,999 千円であり(この回数券売上には販売金額 3,000 円、5,000 円の回数券も含まれる)、回数券の作成にかかる費用の積算は過大であると言わざるを得ない。委託設計書の作成にあたっては、実績数値として把握できるデータや、簡易的に推定できる数量、単価、金額等から、当初設定した数量、単価、金額を見直す必要がないか検討を行うことが必要である。

(指摘事項②) 乗降調査の結果報告について

本事業の委託仕様書の中で、受託者は乗降調査を行い、市に調査結果を報告することが定められている。

(乗降調査)

10 受託者は、当該路線の全便について、積雪期以外(概ね7月)と積雪期(概ね2月)の各3日間(平日2日、土曜日曜のうちいずれか1日)ずつの乗降調査を行い、調査終了後直ちに委託者に調査結果を報告するものとする。乗降調査の内容は以下のとおりとし、実施日等の詳細については委託者と協議の上、これを実施するものとする。

(1) 乗降調査内容

- ・利用者数(便毎、定期券などの支払区分毎、一般・高齢者・障害者・小学生の区分毎)
- ・利用者の乗車・降車バス停

(出所:令和2年度青森市市バス運行業務委託仕様書)

乗降調査の調査結果の書類を閲覧したところ、受託者1者において、令和3年2月13日(土)～2月16日(火)の4日間にわたって乗降調査を実施していたが、受託者が市に提出した乗降調査の調査結果は、2月13日(土)、2月14日(日)、2月15日(月)の3日分であり、平日1日、土曜日曜2日に関するものであった。委託業務完成検査時に、委託仕様書に基づいた業務が行われているかを判断するであろうが、この提出された乗降調査の日付については、市から受託者に指摘して提出を改めてもらうべき事項であり、今後はこのようなことが起こらないように留意すべきである。ちなみに、監査実施期間中に、2月16日(火)の乗降調査の調査結果が提出されていることを確認済である。

(意見①) 業務報告書の提出日の記載について

本事業の委託仕様書の中で、受託者は業務報告書を作成し、市に提出することが定められている。

(業務報告書)

9 受託者は、毎月末日を締切日とし、直ちに業務報告書(任意様式)を作成し、委託者に提出するものとする。

(1) 報告内容

- ・利用者数(日毎、便毎)

- ・運賃収入額
- ・上記 8 の活動状況

(出所:令和 2 年度青森市市バス運行業務委託仕様書)

この委託業務は複数の事業者が受託しているが、業務報告書の綴りを閲覧したところ、業務報告書の日付について、同一人物の筆跡であることが窺えた。この点について担当課に確認したところ、業務報告書は通常、月末を締切日とし、翌月上旬に受託者から送付されるが、業務報告書の日付が空欄の状態を受託者から提出され、市の担当課において、例えば、4 月分であれば 4 月 30 日といったように、月末の日付を加筆している状況であった。受託者の業務処理として、月末締切日の業務報告書が翌月上旬に作成、提出されるのは、通常のことであり、業務報告書の日付が翌月上旬の日付になったとしても、何ら問題のないことである。逆に、同一人物の筆跡で月末の日付を加筆することのほうが、受託者が複数月の業務報告書をまとめて提出し、それを市が受け入れているのではないかという疑念さえ生じかねない。業務報告書の日付については、各受託者に実際の提出日を記載させるよう徹底すべきであろう。

(意見②) 利用者数が著しく少ない便について

受託者から提出される業務報告書の中で、市バスの各路線の日毎、便毎の利用者数を閲覧したところ、月平均の利用者数が 1 人に満たない、著しく利用者数が少ない便が 2 路線、3 便あった。この 3 便については、令和 3 年度も運行されている。この 3 便について、市の担当課に確認したところ、担当課でも著しく利用者が少ないことは把握しており、今後徐々に、地域の意見、要望を聞き入れ始めているところであるとの回答であった。この 3 便については、1 カ月を通して利用者がいない月も散見される。運行にあたっては、市からの業務委託という形で市民の税金が投じられており、利用者が著しく少ない便については、継続的に利用者数の推移を注視しながら、地域の意見、要望を聞き入れつつ、どのように見直していく必要があるか、検討を継続していく必要があるだろう。

第 10. 「快適な道路交通環境の確保」に関する事業の監査の結果及び意見

○No.40、No.41 道路施設等維持管理事業【都市整備部 道路維持課】

道路施設等維持管理事業 (No.40)

道路施設等維持管理事業(工事) (No.41)

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	①道路施設等維持管理事業 ②道路施設等維持管理事業(工事)
担当部局課	都市整備部 道路維持課
事業の形態	①道路施設等維持管理事業:使用料、負担金及び一般財源 ②道路施設等維持管理事業(工事):市債、国庫補助金及び一般財源
事業実施期間	①道路施設等維持管理事業:継続事業 ②道路施設等維持管理事業(工事):令和元年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	電気事業法、道路法
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街 第 3 節 交通インフラの充実 第 3 項 快適な道路交通環境の確保

2. 事業の全体像

(1)事業内容

「道路施設等維持管理事業(工事)」は、令和元年度に起債対象の工事を予算化するにあたり、当該工事部分を「道路施設等維持管理事業」から独立させた事業である。これらの事業の違いは財源に市債があてられているかということであり、事業内容は同じであるので、両事業をまとめて記載している。

これら事業は、道路施設等に設置された融雪設備及び排水施設等の機能を維持し、道路交通の安全確保を図るものである。このうち融雪設備には、温泉の排湯を利用する消融雪溝、

温水循環方式の路面融雪設備、地熱や海水熱を利用する融雪設備、電熱を利用する路面融雪設備等があり、排水施設等としては、アンダーパスに設置されポンプを使用する排水施設や監視カメラ等がある。この事業では、これらの設備の維持、修繕及び管理（給電等を含む。）を行っている。

また、市は道路法上の道路の附属物として、「青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場（以下この項において「新青森駅駐車場」という。）」に係る維持修繕もを行っている。新青森駅駐車場は、指定管理者に管理業務及び使用料収納事務を委託しているが、指定管理料もこの事業の経費に含まれている。

なお、新青森駅駐車場の概要は以下のとおりである。

供用開始日	平成 22 年 12 月 4 日
指定管理者制度導入年度	平成 27 年度（平成 22 年度から平成 26 年度は単年度委託契約）。なお、平成 22 年度から平成 26 年度までについては管理業務及び使用料収納事務は単年度委託契約により行っていた。
収容台数	新青森駅西口駐車場 983 台 新青森駅南口駐車場 74 台 合計 <u>1,057 台</u>

駐車料金：下表のとおり。

〔表 5-10-1 新青森駅駐車場の駐車料金〕

駐車時間	駐車料金
①入場した日に出場する場合：	
30 分まで	無料
30 分を超え 1 時間以内	220 円
1 時間を超え 4 時間 30 分以内	220 円に 1 時間を超える 30 分ごとに 110 円を加えた額
4 時間 30 分を超える場合	1,020 円
②入場した日の翌日に出場する場合	1,020 円
③入場した日の翌々日以後に出場する場合	1,020 円に入場した日の翌日以後の駐車 1 夜につき 820 円を加えた額

（出所：「青森市道路附属物自動車駐車場条例（以下この項において「駐車場条例」という。）」より監査人が作成）

(2)活動実績

過去の実績は以下のとおりである。

〔表 5-10-2 過去 3 年間の維持修繕工事、保守点検委託の実績〕

項目	平成 30 年度(件)	令和元年度(件)	令和 2 年度(件)
維持修繕工事件数	10	12	9
保守点検業務委託件数	15	13	12

〔表 5-10-3 新青森駅駐車場の利用状況〕

年度	利用台数(千台)	駐車場使用料(千円)
平成 28 年度	689	200,781
平成 29 年度	688	202,554
平成 30 年度	694	208,444
令和元年度	660	194,405
令和 2 年度 (注)	313	64,301

(出所:担当課作成の資料より)

(注) 新型コロナウイルス感染症の蔓延による利用者減

(3)事業年度計画

委託業務としては、基本的には法定点検や融雪施設の保守点検、清掃業務といった毎年の定型業務を行っている。工事を伴う業務については、工事が必要な案件について優先度を判断しながら予算状況を踏まえたうえで、年度に実施する工事を選定している。主な計画は以下のとおりである。

委託業務	新青森駅駐車場の管理業務及び使用料収納事務委託
工事	新青森駅駐車場精算機更新工事 桜川筒井流融雪溝No.1 送水ポンプ分解整備工事 新青森駅西口シェルター照明 LED 化工事 新青森駅西口駐車場監視カメラ取替工事

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

①道路施設等維持管理事業

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	239,297	249,496	266,254	

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
実績	284,581	217,944	231,966	
財源内訳				
その他の特定財源				
新青森駅駐車場使用料	208,444	194,406	64,301	(注2)
青森駅前駐車場使用料	5,419			
負担金	897	886	820	(注1)
一般財源	69,821	22,652	166,845	

(注1) 新青森駅南北通路電気料JR負担金

(注2) 新型コロナウイルス感染症の蔓延による利用者減

②道路施設等維持管理事業(工事)

(単位:千円)

区分	平成30年度(注)	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	—	2,601	12,000	
実績	—	4,098	12,408	
財源内訳				
国庫支出金	—		5,665	
市債	—	3,000	6,400	
一般財源	—	1,098	343	

(注) この事業は、令和元年度に起債対象の工事を予算化するにあたり、当該工事部分を「道路施設等維持管理事業」から独立させた事業である。なお、平成30年度以前は、この事業で起債の対象になるような工事は行っていない。

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

①道路施設等維持管理事業

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	128,346	光熱水費(101,526千円)、 燃料費(14,092千円)、 維持修繕費(11,652千円)等
役務費	3,210	
委託料	96,161	指定管理委託料(新青森駅駐車場(68,669千円))等

節	令和2年度決算額	主な内容
使用料及び賃借料	1,980	
負担金補助及び交付金	2,268	
合計	231,966	

②道路施設等維持管理事業(工事) (単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
工事請負費	12,408	
合計	12,408	

4. 監査の結果及び意見

(指摘事項①) 全額前払とする理由書について

「青森駅自由通路自家用電気工作物定期保守点検業務及び官庁手続き業務委託(24千円)」について、「随意契約及び見積書を1者から徴する理由及び全額前払とする理由書(以下「前払理由書」という。)」が作成されているが、全額前払とする理由の記載が行われていない。しかしながら、支払は令和3年4月に行われており、前払は行われていない。

つまり、前払理由書の記載がなく、前払処理も行われていない。何のための前払理由書が準備されているのであろうか。前払理由書に記載がなく、前払がなく支払いが行われているのは整合性があるということではない。

これについて市は、委託先であるA社の内部規定により全額前払を確約することにより委託料が割引となるため前払を確約したが、同社の内部規定により、最初の検査以降でない請求書が発行できないことから請求書発行を待って支払いを行ったとする。

市として前払を行うのであれば、前払理由書に前払を行う理由を明記しておく必要がある。また、前払理由書を作成したが、前払処理が行われなかった場合には、その変更の理由を明らかに記載しておくべきである。なお、A社に対しては、この委託業務の他に「自家用電気工作物保安管理業務委託(2,739千円)」も行っているが、前払理由書には上記に記載した前払の理由が記載されており、前払も行われている。

(指摘事項②) 指定管理者からの適時報告について

指定管理者は、令和2年7月13日及び令和3年2月16日の消防点検において、西口駐車場の自動火災報知設備が機能障害で断線中であることを把握している。駐車場内には自動火災

報知装置は4台設置されているが、その内1台が1年間使用できない状態にあったということになる。駐車場において火災が発生すれば駐車場を利用する市民に被害が及ぶ可能性もあり、火災を感知する機器は正常に機能する状態を保っている必要がある。

市がこの事実を把握したのは、令和2年度事業報告書受領時(令和3年4月28日)である。ここで、管理業務仕様書では以下のように規定している。

<p>4 業務の内容</p> <p>1) 駐車料金収納及び管理業務</p> <p>(8) 施設管理業務</p> <p>イ 管制設備等に故障が発生した場合及び駐車場内外に破損箇所を発見した場合は、書面により速やかに施設設置者に報告すること。ただし、軽微な修理については、指定管理者の負担において行うこと。</p>

(出所:管理業務仕様書。なお、下線は監査人が記載した。)

指定管理者は書面により速やかに市に報告する必要があった。市は指定管理者に対し報告義務の確実な履行を行うよう求めるべきである。なお、この自動火災報知設備の補修については、市において対応中とのことである。

(意見①) 契約工期の設定について

維持修繕費のうち、新青森駅南口駅前広場融雪用圧縮機分解整備工事(以下この項において「南口工事」という。)及び新青森駅西口駐車場融雪用圧縮機分解整備工事(以下この項において「西口工事」という。)の概要は以下のとおりである。

工事場所	新青森駅南口駅前広場及び西口駐車場	
工事内容	融雪圧縮機は、ヒートポンプユニットによる融雪システムの機器の一部であり、このシステムの熱源機器の一部である。このシステムでは、冷媒を熱交換器にてガス化し、「圧縮機」においてそのガスを高温ガスとし、高温ガスから融雪用の熱を採熱し、この熱を移した不凍液を融雪パイプ内で循環させることにより融雪する。この工事は、「圧縮機」を分解点検整備するものである。	
工事請負金額	(南口工事) 2,420 千円	(西口工事) 6,270 千円
工事請負契約書日	南口工事、西口工事とも 令和2年10月20日	
履行期間	(南口工事) 令和2年10月21日～令和3年2月12日	(西口工事) 令和2年10月21日～令和3年3月11日
施工計画	(南口工事) 部品発注(令和2年10月～11月)、圧縮機分解整備(令和2年	(西口工事) 部品発注(令和2年10月～11月)、圧縮機分解整備(令和2年10月～

	10月～令和3年2月)	12月)、オイル交換、ストレーナー(フィルタである。)開放清掃(令和2年12月～令和3年3月)
完成検査合格日及び引渡日	(南口工事) 令和3年2月12日	(西口工事) 令和3年3月16日

この工事について市は、整備後の試運転調整作業において運用中における確認や調整等が必要であるため、工期を長く設定しているものであり、分解整備工事自体も降雪時期の前には終了しているとする。

実際の降雪に対し有効に機能するかについて試運転が必要であるということは理解できる。しかし、本格的な降雪前に試運転を終了し、市への引渡を完了しておくべきものであろう。市の降雪の状況(時期、降雪量)に鑑みれば、2月12日、3月16日という工期最終日の設定については検討が必要である。また、完成検査及び引渡も工期最終日も工期最終日に行われている。工事が完了しているのであれば、完了し引渡が行える状態での検査、引渡を行うべきものとする。

(意見②) 駐車場利用者増加に向けた方策について

この事業を行うにあたっては、新青森駅駐車場の駐車料からの収入は重要な財源になっており、市の一般財源からの負担を減らすためにも、駐車料収入の増加を図る必要があるものと思われる。

ここで、新青森駅駐車場の料金は 2.事業の全体像(1)事業内容に記載のとおりである。駐車場条例においては、駐車料金の上限は定められているが基本的に時間による料金設定が定められているだけであり、例えば月極料金の定めはない。新幹線通勤を行っている利用者もいるであろうし、月極料金の設定も検討すべきではないか。なお、新青森駅周辺駐車場には月極料金を設定している駐車場もあるようであり(現在満車のような)、ニーズはあるものと思われる。

また、現在駐車料金の精算は現金のみである(5,000円札及び10,000円札は使用できない)。現金以外の支払い方法(クレジットカード、電子マネー等)も多様化しており、キャッシュレス決済の利用は増加している。料金の支払い方法の多様化による利用者の利便性向上は、利用者増につながる可能性もある。さらに、付近の駐車場の駐車料金に比して著しく均衡を失いない範囲で回数券、プリペイドカードの導入をすることによる利用者増加の可能性を検討することも必要と考える。

駐車料収入の増加に向けた施策の検討・実施が必要であると思われる。

○No.42 道路ストック修繕事業(単独) 【都市整備部 道路維持課】

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	道路ストック修繕事業(単独)
担当部局課	都市整備部 道路維持課
事業の形態(財源)	市債及び一般財源
事業実施期間	平成 27 年度からの継続事業
関連する個別計画	舗装・附属物個別施設計画
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	道路法
前期基本計画における 施策区分	第 5 章 つよい街
	第 3 節 交通インフラの充実
	第 3 項 快適な道路交通環境の確保

2. 事業の全体像

(1)事業内容

市は平成 26 年度に、市道の主要な路線における道路舗装、道路標識や道路照明といった道路附属物、擁壁等の道路構造物について点検を行う他、橋長 2mから 15m未満の全ての橋梁について点検(以下この項において「道路ストック総点検」という。)を行っている。この点検結果を基に、市はこれらの老朽化による落下や倒壊などの事故防止対策のために補修工事等を行っている。この事業では、このうち、道路舗装及び道路附属物を対象に行う補修工事である。

平成 24 年 12 月に山梨県内の中央自動車道笹子トンネルにおいて天井板が落下し、車両がその下敷きになることにより死傷者が多数に及ぶ事故が発生した。この事故を受け、国から平成 25 年 2 月に、老朽化により危険が生じているトンネル、橋梁や道路等社会インフラの総点検を実施するよう通知が行われた。このような状況を踏まえ、市は平成 26 年度に道路ストック総点検を実施したものである。

この事業にかかる道路ストック総点検における診断結果は以下のとおりである。

[表 5-10-4 道路ストック総点検における診断結果:道路舗装]

道路の別	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ
1級市道、2級市道(km)	183	86	45
上記以外の道路(km)	24	18	8
計(km)	207	104	53

(出所:市から提示された「舗装の個別施設計画」(以下「舗装施設計画」という。)から監査人が作成)

区分Ⅰ、区分Ⅱ、区分Ⅲの説明については、[表 5-10-5 区分の説明]を参照

[表 5-10-5 区分の説明]

区分	内容	区分の説明
区分Ⅰ	健全	損傷レベル小。 市の舗装にかかる管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態。なお、管理基準では MCI(舗装の維持管理指数。路面の損傷状態を表すひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性(縦断凹凸)の 3 つの値を総合化して舗装の損傷程度を 10 点満点で評価した指数で、数値が大きいほど状態が良いことを示す。) 5 未満、ひび割れ率 15%以上、わだち掘れ率 20mm 以上のいずれかが確認された場合に必要に応じた修繕を検討することとしている。
区分Ⅱ	表層機能保持段階	損傷レベル中。 管理基準に照らし、劣化の程度が中程度。
区分Ⅲ	修繕段階	損傷レベル大。 管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予想される状態。

[表 5-10-6 道路ストック総点検における診断結果:道路附属物]

種類	区分	対策不要(判定Ⅰ、Ⅱ)(注 1)	要対策(判定Ⅲ)(注 1)
標識	片持ち式(基)(注 2)	68	3
	路側式(基)(注 3)	1	—
照明	片持ち式(基)(注 2)	2,106	161
	計(基)	2,175	164

(出所:担当課作成の「附属物の個別施設計画」(以下この項において「附属物施設計画」という。)より)

(注 1) 判定Ⅰは異常なし。判定Ⅱは経過観察の必要あり。判定Ⅲは施設の倒壊、落下等の恐れあり。

(注 2) 支柱を道路の片側に設置し標識等を道路側に張り出す形で設置する方法

(注 3) 標識等を単一又は複数の支柱に取り付け、道路側に張り出さない形で設置する方式

笹子トンネルの事故により高度成長期に建設された社会インフラの老朽化対策を進める必要性が強く認識されることとなり、平成 25 年に「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、道路の維持修繕については従来の「事後対応」型から「予防保全」型への転換が図られることとなった。市においても「舗装施設計画及び附属物施設計画」(以下この項において「個別施設計画」という。)を策定し、道路ストック総点検の結果も踏まえた点検、診断を行い、対策の優先順位を決定したうえで措置(補修工事の実施等)を行っている。

なお、市は、個別施設計画において点検方法等を下のように実施するものとしている。これらの点検は道路ストック点検事業において実施されている。

〔表 5-10-7 点検方法・点検頻度:舗装〕

道路の別	点検方法	点検頻度
1 級市道、2 級市道	目視	5 年に 1 度
上記以外の道路	巡視の機会を通じた路面状況把握	

(出所:舗装施設計画から監査人が作成)

〔表 5-10-8 点検方法・点検頻度:道路附属物〕

種類	区分	点検方法	点検頻度
標識	片持ち式	巡視の機会を通じた状況把握	
		詳細点検	10 年に 1 度
		中間点検(注 1)	5 年に 1 度
	路側式	巡視の機会を通じた状況把握	
照明	片持ち式	巡視の機会を通じた状況把握	
		詳細点検	10 年に 1 度
		中間点検 (注 1)	5 年に 1 度

(出所:附属物施設計画から監査人が作成)

(注1) 詳細点検の補完のために中間的時期に実施

(2)活動実績

平成 28 年度以降の活動実績は下表のとおりである。なお、平成 28 年度～平成 30 年度の活動実績は道路ストック総点検事業は補修工事の他定期点検も合わせた事業であるが、下表では補修工事の実績のみを記載している。

〔表 5-10-9 活動実績〕

年度	活動内容		数量
平成 28 年度	補修工事	舗装	158m
		道路附属物(道路照明)	101 基
		道路構造物(擁壁)	133m
平成 29 年度	補修工事	舗装	282.3m
		道路附属物(道路照明)	84 基
		道路構造物(擁壁)	46m
平成 30 年度	補修工事	舗装	715m (9,740 m ²)
		道路附属物(道路照明)	7 基
		道路構造物(擁壁)	152m
令和元年度	補修工事	舗装	805m (5,171 m ²)
		東大橋	
令和 2 年度	補修工事	舗装	225m (1,485 m ²)
		道路附属物(道路照明)	3 基
		東大橋	
		道路融雪	

(出所:「主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」より監査人が作成)

(3)事業年度計画

令和 2 年度の計画は以下のとおりである。

舗装補修工事	高田空港線、浅井野脇線
道路附属物補修工事	道路照明 3 基
橋梁補修工事	東大橋

上記補修工事は、令和 2 年度において実施されている。

3. 事業費の当初予算と実績額

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	63,240	63,240	63,240	
実績	57,863	60,944	59,413	
財源内訳				
市債	52,000	54,700	53,400	
一般財源	5,863	6,244	6,013	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
工事請負費	59,413	
合計	59,413	

4. 監査の結果及び意見

(意見①) 契約工期の設定について

工事請負費のうち、高田空港線融雪設備補修工事の概要は以下のとおりである。

工事場所	青森市大字高田 地内(県道 27 号線)
工事請負金額	14,267 千円
工事内容	高田空港線融雪設備について、送水管(戻り管、送り管)の漏洩が判明したため、管の交換を行うもの
工事請負契約日	令和 2 年 10 月 28 日 履行期間 令和 2 年 10 月 29 日～令和 2 年 12 月 25 日
工事請負変更契約日	令和 2 年 12 月 21 日 変更後履行期間 令和 2 年 10 月 29 日～令和 3 年 3 月 26 日
完成届	令和 3 年 3 月 22 日
完成検査合格日及び引渡日	令和 3 年 3 月 24 日

変更理由書によると工期が変更された理由は、当初工期は、12 月上旬の工事完成を見込み設定していたものであるが、想定していた箇所と異なる場所からの漏水も判明しその場所の特定や資材調達に不足の日数を要したことである。工事施工中に予定外の事象が発生し工期が延長される事は発生し得ることではある。結果として、融雪設備の稼働が降雪期に間に合わず令和 2 年度においてはこの設備を予定通り活用することはできなかったが、当初工期の設定については検討の余地があるものと思われる。

本市においては、例えば、雪捨て場の賃貸、除排雪パトロール用自動車レンタル、自主的な除排雪の実施を希望する団体に対する小型除雪機の貸出等積雪、除排雪に係る多くの施策が 12 月 1 日から開始されている。また、この工事の実施場所は青森空港近くの県道(青森市中心部から浪岡地区に通じる県道 27 号線で、旧 27 号線と青森空港に向かう有料道路への分岐点から青森市中心部側)の工事であり、市街地にくらべ高地となっており積雪も早い。最近県外の

報道でも取り上げられている青森空港のホワイトインパルスの出陣式も 12 月初めである。即ち、工事が実施される箇所においては 12 月には積雪はあるものという想定のもと工期を設定すべきではなかったのであろうか。この箇所は青森市中心部と浪岡地区を結ぶ重要な路線となっており、冬期に利用する市民も多々いるものと思われる。また、県内の温泉や津軽の地吹雪体験等県内には冬の観光資源も多く、特にコロナ禍では、青森空港からレンタカーを利用し、観光拠点としての青森市中心部に移動する観光客も少なからずいるものと思われる。

この工事において、当初工期が 12 月 25 日とした理由について市は、融雪設備が稼働できる時期が 12 月 1 日からとなるため、稼働状況を確認しながら工事を進め、不具合がないか確認する工程を考慮したとする。また、工期は 12 月 25 日であるが、12 月の初旬には工事が完了できる見込みであったとする。

しかし、この工事について市は、令和 2 年 4 月には実施の必要性を認識していたようである。冬道の安全通行を確保するための工事であることを念頭におけば、本件工事のように積雪対応の工事については、積雪の前には余裕をもって工事を終えるような工期を設定すべきではなかったか。工期の設定の設定が適切であったかについて検討し、今後の工期設定に生かすべきものとする。

○No.52、No.53、No.54、No.55・No.56、No.61 道路・街路整備事業 【都市整備部 道路建設課】

油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金) (No.52)

浅虫ダム線道路整備事業(単独) (No.53)

金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) (No.54)

くらしの道道路整備事業(交付金及び単独) (No.55・No.56)

3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金) (No.61)

1. 事業の概要

基本情報	
事務事業名	①油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金) ②浅虫ダム線道路整備事業(単独) ③金浜小畑沢線道路整備事業(交付金) ④くらしの道道路整備事業(交付金及び単独) ⑤3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)
担当部局課	都市整備部 道路建設課
事業の形態(財源)	①国庫補助金、市債及び一般財源 ②市債及び一般財源 ③国庫補助金、市債及び一般財源 ④国庫補助金、市債及び一般財源(交付金事業と単独事業) ⑤国庫支出金、市債及び一般財源
事業実施期間	①平成13年度からの継続事業 ②平成13年度からの継続事業 ③平成15年度からの継続事業 ④平成26年度からの継続事業 ⑤平成15年度からの継続事業
関連する個別計画	該当なし
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	該当なし
前期基本計画における 施策区分	第5章 つよい街 第3節 交通インフラの充実 第3項 快適な道路交通環境の確保

(注) 事業の形態(財源)、事業の実施期間の①—⑤については、事務事業名の①—⑤に対応する。

1. 事業の全体像

(1) 事業の目的及び内容

①油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)

事業の内容
<p>油川新城線は、都市計画道路 3・4・16 号油川岡町線のうち都市計画区域外である森林軌道廃線通り線から国道 280 号バイパスまでの区間を結ぶ路線となっている。</p> <p>東北新幹線新青森駅と木材港及びフェリー埠頭を結ぶとともに、油川地区計画に基づく市街地形成を誘導する幹線道路として整備を進めている。</p> <p>当該箇所の整備により、国道 280 号方面からの交通の分散が図られ、安全で円滑な交通の確保を目的に整備が求められている。</p>
油川新城線(3・4・16)道路整備事業 箇所図
<p style="text-align: center;">①交通の分散による渋滞の緩和 ②旅行速度の改善によるアクセス向上</p>

(出所:令和2年度 青森市社会資本整備評価委員会

「油川新城線道路整備事業 資料(令和2年 11 月)」より抜粋)

②浅虫ダム線道路整備事業(単独)

事業の内容
<p>浅虫ダム線は浅虫ダム建設工事に設置された幅員約4mの道路であり、狭溢でかつ急カーブが多いことから、交互交通ができない状態にある。浅虫ダム周辺に整備された遊歩道などの施設利用及び災害時の国道 4 号の代替道路として、交通の円滑化と地域防災機能の確保を図るため、部分的な拡幅工事を行っている。</p>
浅虫ダム線道路整備事業 箇所図



(出所:平成 27 年度 青森市社会資本整備評価委員会「浅虫ダム線道路整備事業資料(平成 27 年 10 月)」より抜粋)

③金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)

事業の内容
<p>金浜小畑沢線は、主要地方道青森環状野内線から青森都市計画霊園・八甲田霊園をつなぐ路線である。八甲田霊園の拡充や青森カントリークラブ利用者の増加により交通が増大しているが、本路線は狭溢でかつカーブが多いことから、車両同士のすれ違いが容易ではない状況にある。近年霊園の造成が進み、ますます交通量の増大がみこまれることから、交通の円滑化及び歩行者・自転車の交通安全確保のため整備を行う必要がある。</p> <p>円滑な通過交通の処理による、霊園利用者の利便性の向上と交通安全確保のため、2車線道路に拡幅整備する事業となっている。</p>

金浜小畑沢線道路整備事業 箇所図

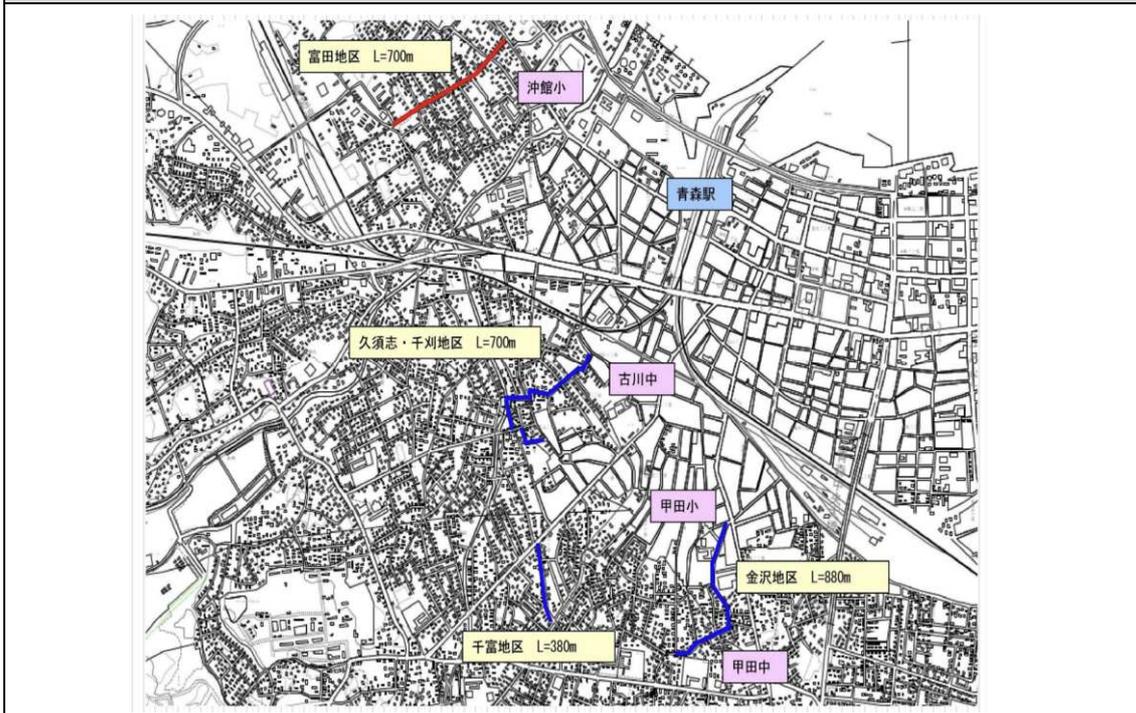


(出所:平成 28 年度 公共事業再評価調書より一部抜粋)

④くらしの道道路整備事業(交付金及び単独)

事業の内容
<p>密集市街地の狭隣な路線では車道空間に電柱等が数多く存在するため、交通機能が大きく低下し、冬期間においては除排雪の妨げとなり道路空間が更に狭まることから、交通安全上危険な状況となっている。</p> <p>くらしの道道路整備事業は、そのような住宅密集市街地において、歩道の整備されていない補助幹線的な役割をもつ路線を対象に、側溝・舗装の改修や電柱の片側集約をすることで、既存の道路幅員を最大限有効活用することにより、通過交通の円滑化、歩行空間の確保、除排雪作業の効率化を図る事業である。</p>

くらしの道道路整備事業 箇所図



上記実施箇所のうち、富田工区



出所: (令和元年度 青森市社会資本整備事業委員会 公共事業再評価調書の説明資料より抜粋)

⑤3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)

事業の内容
<p>本路線は青森市の内環状を形成し、都市内交通の重要な役割を担う主要幹線道路で、当該区間は都市計画道路 3・5・4 号堤町通り浜田線から 3・3・6 号十和田通り線(国道 103 号)浜田小学校付近までを東西に結ぶ延長 620m の区間となっている。</p> <p>近隣にはショッピングセンターや学校等の教育施設があり、歩行者・自転車・自動車等の往来が多いにもかかわらず、当該区間が未整備であるため狭溢な既存の道路を通行せざるを得ない状況となっており、歩行者や自転車通行者にとって極めて危険な状況となっている。当該区間を整備することにより都市内交通の円滑化と分散化を図り、歩行者自転車通行者の交通安全を確保するものである。</p>
3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業 箇所図



(出所:平成 28 年度青森市社会資本整備評価委員会「平成 28 年度 公共事業再評価調書」の参考資料より一部抜粋)

(2)活動実績

①油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)

区間は青森市大字油川字柳川～大字新城字福田となっており、平成 13 年度より着手している。平成 27 年度までに用地買収が完了し、令和 2 年度は道路改良工事を実施しており、令和 2 年度末時点で進捗率は 62%となっている。

年度	活動内容
平成 21 年度～平成 24 年度	用地買収、建物調査・測量業務委託、用地測量業務委託
平成 25 年度～平成 26 年度	関係機関との協議
平成 27 年度	費用便益分析業務委託、用地買収
平成 28 年度	修正設計業務委託
平成 29 年度～令和 2 年度	道路改良工事

②浅虫ダム線道路整備事業(単独)

年度	活動内容
平成 21 年度～平成 22 年度	測量業務委託、用地買収、立木補償
平成 23 年度	修正設計業務委託、用地買収、立木補償
平成 24 年度～平成 25 年度	測量業務委託、用地買収、立木補償
平成 26 年度	道路改良工事、測量業務委託、用地買収、立木補償
平成 27 年度	費用便益分析業務委託、測量業務委託、用地買収、立木補償
平成 28 年度～平成 29 年度	用地測量、用地買収、物件補償
平成 30 年度	道路改良工事、用地買収、物件補償
令和元年度	用地測量、道路改良工事、用地買収、立木補償
令和 2 年度	用地測量、道路改良工事、用地買収

③金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)

区間は青森市大字大別内葛野地内であり、平成 15 年度より着手している。平成 25 年度末までに用地買収及び伐採工は完了しており、令和2年度は道路改良工事を実施。令和2年度末の進捗率は 58%となっている。

年度	活動内容
平成 21 年度～平成 25 年度	道路改良工事 (単独)
平成 26 年度～平成 27 年度	道路改良工事 (交付金)
平成 28 年度	道路改良工事 (交付金)、費用便益分析業務委託 (単独)
平成 29 年度～令和 2 年度	道路改良工事 (交付金)

④くらしの道道路整備事業(交付金及び単独)

区間は沖館5丁目から富田1丁目であり、平成26年度より着手している。平成30年度から令和2年度は富田工区を実施し、当該区間は令和2年度で完成予定となっている。

年度	活動内容
平成26年度	測量詳細設計業務委託
平成27年度～平成28年度	道路改良工事
平成29年度～令和元年度	道路改良工事(交付金)、水道管移換補償(単独)
令和2年度	道路改良工事(交付金)、用地測量業務委託(単独)、水道管移換補償(単独)

⑤3・2・2号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)

当該事業は平成15年から着手しており、令和2年度は建物調査業務一式及び道路改良工事(面積=955㎡)を実施している。

年度	活動内容
平成15年度～平成30年度	調査・設計
平成15年度～平成30年度	用地補償 47件 地質調査・地盤解析業務委託 補償費再積算業務委託 交差点修正設計業務委託 用地測量業務委託 道路改良工事 全長=95m
令和元年度	用地測量業務委託 用地補償 3件
令和2年度	道路改良工事 面積=955㎡、 建物調査業務委託 1式

3. 事業費の当初予算と実績額

①油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)

(1)当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
当初予算	11,180	10,100	10,100	
実績	4,908	5,875	8,368	(注1)
財源内訳				
国庫支出金	2,413	2,896	4,148	

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
市債	2,200	2,600	3,800	
一般財源	295	379	420	

(注 1) 令和 2 年度は、繰越明許費 4,208 千円を含む。

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需用費	72	作業服等購入代等
工事請負費	8,296	道路改良工事
合計	8,368	

②浅虫ダム線道路整備事業(単独)

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	13,621	11,228	13,468	
実績	7,355	2,536	7,062	
財源内訳				
市債	8,200	2,200	5,200	
一般財源	△845	336	1,862	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
委託料	2,387	測量調査委託及び費用便益分析業務委託
工事請負費	4,675	浅虫ダム線道路改良工事
合計	7,062	

③金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	26,900	10,100	20,100	
実績	5,524	9,029	16,249	
財源内訳				
国庫支出金	2,732	4,482	8,085	
市債	2,500	4,000	7,300	
一般財源	292	547	864	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需用費	79	トナーの購入及び用紙の購入
工事請負費	16,170	金浜小畑沢線道路改良工事
合計	16,249	

④くらしの道道路整備事業(交付金及び単独)

(1) 当初予算額と実績額

【交付金事業】

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	30,249	10,100	51,100	
実績	5,748	64,683	57,758	(注 1)、(注 2)
財源内訳				
国庫支出金	2,779	32,307	28,842	
市債	2,600	32,000	28,800	
一般財源	369	376	116	

(注 1) 令和元年度は、繰越明許費 24,000 千円を含む。

(注 2) 令和 2 年度は、繰越明許費 16,796 千円を含む。

【単独事業】

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	2,000	2,300	13,500	
実績	0	4,582	11,192	
財源内訳				
市債	0	2,700	10,000	
一般財源	0	1,882	1,192	

(2) 令和 2 年度の決算額の主な内容

【交付金事業】

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
需用費	74	プリンタトナーの購入
工事請負費	57,684	石江沖館2号線道路改良工事
合計	57,758	

【単独事業】

(単位:千円)

節	令和 2 年度決算額	主な内容
委託料	4,950	石江沖館2号線用地測量業務委託
補助金	6,242	支障物件移転補償費(水道)
合計	11,192	

⑤3・2・2 号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)

(1) 当初予算額と実績額

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	備考
当初予算	42,154	37,800	37,800	
実績	63,533	24,078	22,996	
財源内訳				
国庫支出金	34,639	11,715	11,143	
市債	26,000	11,100	10,600	
一般財源	2,894	1,263	1,253	

(2) 令和2年度の決算額の主な内容

(単位:千円)

節	令和2年度決算額	主な内容
需用費	700	コピー資料、作業服や書籍の購入等
役務費	2	後納郵便料
委託料	990	補償費再積算業務委託
工事請負費	21,296	道路改良工事
合計	22,989	

4. 監査の結果及び意見

(意見①)最低制限価格制度の運用について

道路整備事業毎の応札状況は、以下のとおりである。これらの表から明らかなように金抜き設計書の事前公表、最低制限価格の非公表となっているが工事内訳書の配分比率が公表されているので、業者が積算専用ソフトを使用することによって、結果として多数のくじ引き対象者が参加することで「くじ引き」落札により落札していることが分かる。

最低制限価格の運用に関する意見については、②浅虫ダム線道路整備事業(単独)の中で意見を述べることとする。

①油川新城線(3・4・16)道路整備事業(交付金)

契約形態	条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表		
応札参加者数	18者	くじ引き対象者	5者	
区分	予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)	
消費税込(円)	9,504,000		8,296,154	
消費税抜(円)	8,640,000		7,541,959	
注2 工事内 訳書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	4,423,550	97/100	4,290,843
	共通仮設費	879,055	90/100	791,149
	現場管理費	1,784,000	90/100	1,605,600
	一般管理費	1,553,395	55/100	854,367
	合計	8,640,000	—	7,541,959
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2)青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)

②浅虫ダム線道路整備事業(単独)

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		18 者	くじ引き対象者	14 者
区分		予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		5,203,000		4,541,260
消費税抜(円)		4,730,000		4,128,419
注 2 工 事 内 訳 書	費目	①	②(注 1)	③(①×②)
	直接工事費	2,516,357	97/100	2,440,866
	共通仮設費	372,000	90/100	334,800
	現場管理費	971,000	90/100	873,900
	一般管理費	870,643	55/100	478,853
合計		4,730,000	—	4,128,419
(注 1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注 2) 青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)

本入札には 18 者が参加しており全社が同額となっていることから、結果的に無効者を除いて、くじ引きで抽選となっている。

最低制限価格は 4,541,260 円(税込)(税抜では 4,128,419 円)であり、予定価格は 5,203,000 円(税込)のところ、全ての業者が 4,128,419 円(税抜)と最低入札価格と同額を提示する形となっている。これは、事前に金抜き金額による仕様書を公表しており、専用のソフトを使用して積算金額を算定することで、誰が入力しても結果が一致するためであり、それでは実質的には公正な競争とはなっていない。

最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保することを目的とするものであり(自治令第 167 条の 10)、そのために発注者である地方公共団体が著しい低価格による入札を予め除外するというものである。

上記契約は「青森市最低制限価格制度要綱」に則った事務の結果であり、ルールへの準拠性については問題ないが、経済性を考慮した予算執行という観点からは市民の利益に沿った結果になっていない。

市では過度に低い価格で受注する、いわゆるダンピング受注を防止し、公正な競争と適正な価格での契約の履行を確保し、もって公共工事の品質を確保するため、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を活用している。

低入札価格調査制度は令和2年の改正により 5,000 万円以上の工事の競争入札から 3,000 万

円以上へ基準を変更し、最低制限価格制度は同改正に伴い 5,000 万円未満の工事の競争入札から 3,000 万円未満の工事の競争入札へ基準を変更している。これ以上の金額基準の変更は事務負担からも難しいと思われるものの、公平な競争かつ市民の利益に沿った観点からは他の自治体の取り組み状況を参考とする必要がある。

例えば大阪市の「工事請負契約に係る最低制限価格設定基準」では、最低制限価格を設定する場合に機械が一定の範囲内で無作為に選んだ係数を乗じた額としており、一律の特定の金額になる方法を排除している(第3条)。

【参考】大阪市 工事請負契約に係る最低制限価格設定基準より一部抜粋
(下線は監査人加筆)

(設定の基準)

第 3 条 最低制限価格を設定する場合には、次に掲げる額の合計額に 10,000 分の 9,950 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(1)とする。ただし、その金額が予定価格算出基礎額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額(2)を超える場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 9.2 を乗じて得た額(2)に 10,000 分の 9,950 から 1 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(3)とし、予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額(4)に満たない場合にあっては予定価格算出基礎額に 10 分の 7.5 を乗じて得た額(4)に 1 から 10,000 分の 10,050 の範囲内で 10,000 分の 1 刻みで機械が無作為に選んだ係数を乗じた額(5)とする。

ア 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

2 前項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 の範囲内で契約当事者の定める割合を乗じて得た額(6)とする。

③金浜小畑沢線道路整備事業(交付金)

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		34 者	くじ引き対象者	33 者
区分		予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		18,568,000		16,311,323
消費税抜(円)		16,880,000		14,828,476
注 2 工事 内 訳 書	費目	①	②(注 1)	③(①×②)
	直接工事費	8,923,636	97/100	8,655,926
	共通仮設費	1,435,000	90/100	1,291,500
	現場管理費	3,698,000	90/100	3,328,200
	一般管理費	2,823,364	55/100	1,552,850
合計		16,880,000	—	14,828,476
(注 1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注 2) 青森市条件付き一般競争入札実施要領第 10 条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)

④石江沖館2号線道路改良(2-1)工事

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		31者	くじ引き対象者	29者
区分		予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		47,190,000		41,741,227
消費税抜(円)		42,900,000		37,946,570
注 2 工 事 内 訳 書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	23,275,768	97/100	22,577,494
	共通仮設費	3,828,568	90/100	3,445,711
	現場管理費	9,245,000	90/100	8,320,500
	一般管理費	6,550,664	55/100	3,602,865
	合計	42,900,000	—	37,946,570
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2)青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)

④石江沖館2号線道路改良(2-2)工事

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		30者	くじ引き対象者	24者
区分		予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		15,928,000		13,953,100
消費税抜(円)		14,480,000		12,684,637
注 2 工 事 内 訳 書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	7,417,114	97/100	7,194,600
	共通仮設費	1,377,000	90/100	1,239,300
	現場管理費	3,210,000	90/100	2,889,000
	一般管理費	2,475,886	55/100	1,361,737
	合計	14,480,000	—	12,684,637
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2)青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)

⑤3・2・2 号内環状線(浜田)街路整備事業(交付金)

契約形態		条件付き一般競争入札	金抜き設計書の事前公表	
応札参加者数		31 者	くじ引き対象者	27 者
区分		予定価格(事後公表)		最低制限価格(非公表)
消費税込(円)		25,267,000		22,002,681
消費税抜(円)		22,970,000		20,002,438
注 2 工 事 内 訳 書	費目	①	②(注1)	③(①×②)
	直接工事費	9,172,072	97/100	8,896,909
	共通仮設費	5,014,627	90/100	4,513,164
	現場管理費	5,033,000	90/100	4,529,700
	一般管理費	3,750,301	55/100	2,062,665
	合計	22,970,000	—	20,002,438
(注1)②の比率は、青森市最低制限価格制度要綱により公表されている。				
(注2)青森市条件付き一般競争入札実施要領第10条 入札参加者は、入札にあたって入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書を提出しなければならない。工事費内訳書の提出がない者及び入札価格と合致しない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる。				

(出所:市の本事業関連資料より監査人が一部抜粋し作成)